第3次
高知県社会貢献活動支援推進計画

（平成26年度～平成30年度）



地域力の向上をめざして

～人と人とのつながりを活かす高知県～

高知家

高　知　県

はじめに



社会貢献活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とする特定非営利活動促進法が施行されて１５年が経過しました。現在、県内では６００を超える社会貢献活動団体が様々な分野で活発に活動しています。

社会貢献活動団体は、公益性を持ちあわせたうえ、行政では十分に対応しきれない様々なニーズに柔軟かつ迅速に対応できることなどから、その果たす役割に大きな期待が寄せられています。

平成２３年３月に発生した東日本大震災では、発災直後から多くのボランティアやＮＰＯが、それぞれの専門性を活かした支援活動を展開しました。人の助け合いの気持ちが失われず、大災害に際して多くの人々が支援に動いたことは、社会貢献活動の更なる拡大や新たな可能性を、改めて確信させてくれるものとなりました。

高知県では、過疎、高齢化が進行するなか、地域の活性化や安全安心の確保など多くの地域課題を抱え、住民のニーズも多様化、複雑化しています。将来にわたって、県民が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができる、元気な高知県にしていくためには、ボランティアやＮＰＯ、地域の企業などがそれぞれの立場で社会貢献活動に関わり、行政と共にアイデアやノウハウを持ち寄って、官民協働で地域課題の解決に取り組むことが大変重要になってきています。

こうした中、社会貢献活動に対する支援策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる高知県社会貢献活動支援推進計画が、平成２５年度末に第２次計画の終期を迎えることから、これまでの取組の成果や課題を踏まえつつ、中山間地域の振興や、南海トラフ地震対策など、新たな課題への対応も念頭においた、第３次計画を策定いたしました。

今後、この計画を基に、市町村や関係機関、社会貢献活動団体の方々との連携を図りながら、社会貢献活動のさらなる躍進に向けて、より積極的に取り組んでまいります。皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました社会貢献活動支援推進会議の委員の方々をはじめ、関係の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成２６年３月

高知県知事　尾崎　正直

目　　次

第１章　計画の構想
　第１　　計画の概要・策定の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　第２　　計画の位置づけ及び構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　第３　　計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　第４　　これまでの経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　　１　国内の動向
　　２　県の取組

第２章　社会貢献活動団体等の概況及び課題
　第１　　社会貢献活動団体における概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　第２　　各主体における現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第３章　計画の目標
　第１　　テーマ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　第２　　計画の目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　第３　　各主体の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　　１　県の役割
　　２　高知県ボランティア・ＮＰＯセンターの役割
　　３　市町村の役割
　　４　事業者の役割
　　５　県民の役割
　　６　社会貢献活動団体の役割

第４章　社会貢献活動に対する支援策
　第１　　基本方針と実施項目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　第２　　実施項目ごとの行動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
　　Ⅰ　社会貢献活動団体の育成、活動の拡大
　　Ⅱ　社会貢献活動に対する県民の理解と参加の促進
　　Ⅲ　市町村、事業者、大学等との連携
　　Ⅳ　社会貢献活動団体と各主体との協働の推進
　　Ⅴ　社会貢献活動団体による地域づくりへの参画
　　Ⅵ　災害時における社会貢献活動団体の機能発揮

第５章　進行管理
　第１　　社会貢献活動支援推進会議の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
　第２　　進行管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

《資料編》

1　計画策定の経過（資料１）　・・・

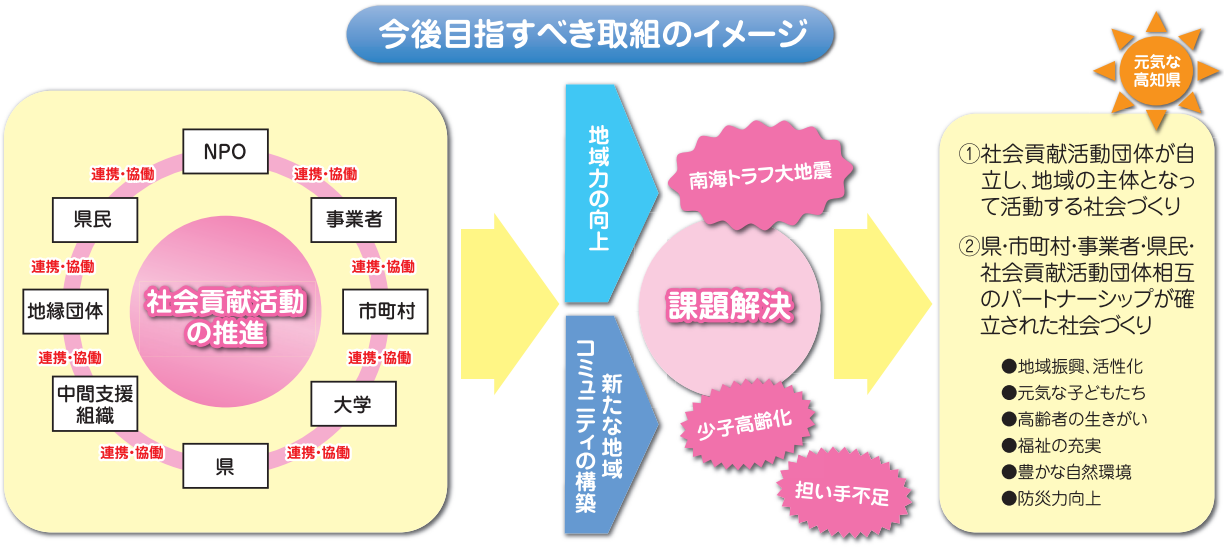
第1章　計画の構想

第１ 計画の趣旨・策定の目的

県では、高知県社会貢献活動推進支援条例（平成 11 年 3 月制定。以下「条例」という。）及び高知県社会貢献活動支援推進計画に基づき、社会貢献活動の活性化を図るため、県の社会貢献活動拠点センターと位置付けた高知県ボランティア・ＮＰＯセンターと連携をして、ＮＰＯ法人をはじめとする社会貢献活動団体に対する情報提供や研修会の開催、団体間の交流促進など、社会貢献活動の積極的な支援を進めてきました。

こうした中、平成２１年３月に策定した第２次計画の計画期間が平成 25 年度末をもって終了することから、これまでの社会貢献活動に対する支援の成果や課題を踏まえ、第３次計画を策定することとしました。

この第３次計画では、「地域力の向上をめざして ～人と人とのつながりを活かす高知県～ 」をテーマに、県民自ら課題解決に向かって行動したり、行動する社会貢献活動団体を支援することで、県民の社会生活の質の向上を図り、豊かで安心して暮らすことができる元気な地域社会の実現を目指します。



第２ 計画の位置づけ及び構成

この計画は、条例第９条に基づき、社会貢献活動に対する支援策を総合的かつ計画的に推進するための基本となるもので（第１項）、その構成は次のとおりとします（第２項）。

第１章	計画の構想 計画策定の位置付けや趣旨、計画期間など基本的な事項を示します。
第２章	社会貢献活動団体等の概況及び課題 社会貢献活動団体等の現状と課題を示します。
第３章	計画の目標 計画の目標とそのために関係する主体が取組むべき事項の概要を示します。
第４章	社会貢献活動に対する支援策 計画期間内に県として取組む施策体系と具体的な行動計画について示します。
第５章	進行管理 計画を着実に推進するための進行管理について示します。

第３　計画期間

この計画は、平成２６年度から平成３０年度までの５年間を計画期間とします。

第４　これまでの経緯

１　国内の動向

◆注目されたＮＰＯの存在◆

平成７年１月１７日に発生した阪神・淡路大震災は、死者６，４００名を超える未曾有の被害をもたらしましたが、地震直後の被災地において、公平の原則に縛られて動きがとりにくかった行政に代わって被災者支援に大活躍したのがボランティアやＮＰＯでした。

それまでの市民生活サービスは、主に行政や企業によって支えられていましたが、営利を目的とせず柔軟な活動が展開できるＮＰＯの存在が、豊かな社会を形成するうえで不可欠であるとの認識が、この阪神・淡路大震災における活動をきっかけに高まりました。

◆特定非営利活動促進法の成立と社会貢献活動の広がり◆

国においては、市民活動団体などが容易に法人格を取得できるようにするための法制度についての検討が重ねられ、議員提案としての「特定非営利活動促進法」が平成１０年３月に成立、同年１２月に施行されました。

この法律は、法に定める要件を満たしていれば、行政側は法人格を与えるための「認証」をしなければならないというように、「行政の裁量」の部分をできるだけ排除し、法人格を取得しやすくしたという特徴があります。法施行後 14 年を経た現在、全国には４万７千を超える（平成 25 年３月現在）特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）が、活動しています。

◆ＮＰＯへの期待と制度改正◆

平成２３年３月 11 日に発生した東日本大震災では、ＮＰＯの持つ専門性・ネットワークを活かした取組や、支援を通じて生まれたＮＰＯ同士の連携により、様々な形態で支援活動が展開され、ＮＰＯへの期待がさらに高まりました。

平成 22～24 年度には、内閣府において「新しい公共（※）支援事業」が実施され、交付金の活用により、新しい公共の担い手として期待されるＮＰＯの活動基盤の強化に向けた取組が、全国的に進みました。

また、平成２４年４月には、制度の使いやすさと信頼性の向上、認定制度の普及を目的に特定非営利活動促進法の改正が施行され、社会貢献活動のさらなる促進に期待が寄せられています。

２　県の取組

◆条例の制定及び計画の策定◆

- 平成１１年３月「特定非営利活動促進法」の施行にあわせ、高知県社会貢献活動推進支援条例を制定。
- 平成１１年３月高知県社会貢献活動支援推進計画を策定
  （計画期間：平成 11～２０年度）。
- 平成２１年３月第２次高知県社会貢献活動支援推進計画を策定
  （計画期間：平成 21～２５年度）。

※新しい公共･･･「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、ＮＰＯや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり等の身近な分野において共助の精神で行う仕組、体制、活動など。

◆支援策◆

条例施行後の５年間は、高知県ボランティア・ＮＰＯセンターの整備や公益信託こうちＮＰＯ地域社会づくりファンドの創設など、社会貢献活動の量を増やすことに重点を置いた支援をおこない、その後は、それまでの支援に加えて、ＮＰＯと行政との協働推進事業の実施など社会貢献活動の質的向上に力点を置いた支援を行ってきました。

さらに、第２次高知県社会貢献活動支援推進計画の期間中には、それまでの取組に加え、国の新しい公共支援事業による交付金を活用して、個々のＮＰＯのニーズに応じた支援や寄附文化の醸成につながるような取組などの支援を行いました。

年　度	項　　目
平成10年度	・「高知県特定非営利活動促進法施行条例」施行 ・**「高知県社会貢献活動推進支援条例」**制定（平成11年4月施行） ・**「高知県社会貢献活動支援推進計画」**策定（平成11 年度～平成20年度）
平成11年度	・公益信託「こうちＮＰＯ地域社会づくりファンド」設立許可 ・高知県ＮＰＯセンター設立 （平成13年4月から**高知県ボランティア・ＮＰＯセンター**） **【高知県ボランティア・NPOセンター】（資料１）** 設置、運営主体は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会で、この計画では「高知県社会貢献活動拠点センター」として位置づけている。
平成13年度	・ＮＰＯ（県外）への県職員の派遣研修（１年間）の開始（～平成18年度） ・「高知県社会貢献活動支援推進会議」設置
平成15年度	・「高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例」施行 ・「高知県社会貢献活動支援推進計画（後期計画）」策定
平成 16 年度	・ＮＰＯと行政との協働推進事業開始（～平成 20 年度） ・ＮＰＯと行政との協働推進ワーキングチームの設置
平成 17 年度	・協働の手引書発行
平成 18 年度	・高知県ボランティア・ＮＰＯセンターに駐在職員を配置（～平成 20 年度） ・ＮＰＯとのパートナーシップづくり事業開始
平成 19 年度	・ＮＰＯ（県内）への県職員の短期派遣研修（3 日間）の開始 ・高知県社会貢献活動支援推進計画の評価の実施 ・庁内に協働サポーター（※）を設置
平成 20 年度	・**「第２次高知県社会貢献活動支援推進計画」**策定 （平成 21 年度～平成 25 年度）
平成 22 年度	・新しい公共支援基金造成
平成 23 年度	・新しい公共支援基金事業実施（～平成 24 年度） （ＮＰＯ活動ステップアップ支援事業 ＮＰＯ活動強化支援事業（H24 のみ） ＮＰＯ寄附募集支援事業 ＮＰＯと市町村との協働モデル事業）

※協働サポーター・・・　全庁的にＮＰＯと行政との協働を推進するため、各部局の企画担当課に設置し、社会貢献活動に関する各部局の窓口とし、必要に応じて部局内の担当課と調整を行う。また、県民生活・男女共同参画課及び部局内の担当課室と課題や情報の共有を図る。

◆14年間の支援実績の推移◆

県は、毎年度、その支援策の実施状況を取りまとめ、公表しています。

平成１５年度までは、平成１４年度に開催した「よさこい高知国体」及び「よさこいピック高知（全国障害者スポーツ大会）」に関連する支援策が多かったことや、県有施設の施設運営費を、社会貢献活動団体の活動基盤整備として支援策に計上していたことなどから、支援実績額が多くなっています。

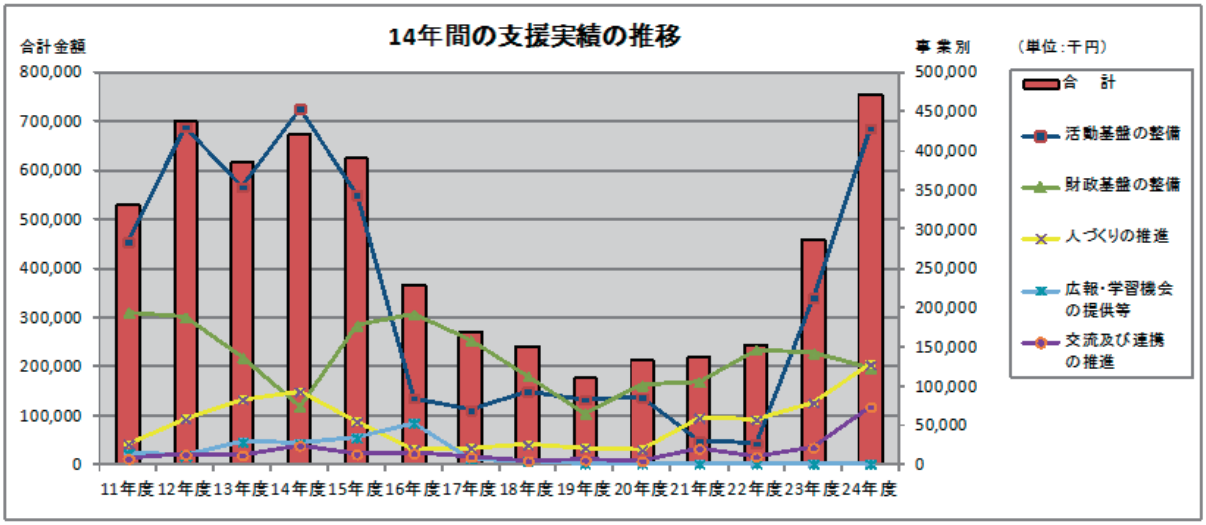
また、平成 23 年度、24 年度は、国の「新しい公共支援事業交付金」を活用した支援策を計上したことや、障害者自立支援対策臨時特例基金事業などにより、支援実績額が大幅に増加しています。

（第1次計画）　（単位:千円）

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
合　計	527,769	701,371	615,649	672,879	624,480	363,996	267,859	241,776	176,858	211,781
活動基盤の整備	284,404	430,679	354,127	453,850	343,983	84,912	69,724	93,829	83,036	85,390
財政基盤の整備	194,205	188,085	136,801	73,848	177,503	191,555	159,005	112,701	65,184	101,132
人づくりの推進	26,508	58,364	83,247	93,470	55,006	19,606	21,396	25,291	21,562	19,089
広報・学習機会の提供等	14,737	11,218	28,985	27,119	34,220	53,136	7,532	4,696	1,087	1,200
交流及び連携の推進	7,915	13,025	12,489	24,592	13,768	14,787	10,202	5,259	5,989	4,970

（第2次計画）

	21年度	22年度	23年度	24年度
合　計	217,841	243,947	457,422	754,220
活動基盤の整備	30,379	27,415	212,810	428,705
財政基盤の整備	105,711	146,781	142,296	122,928
人づくりの推進	60,087	57,663	78,937	127,611
広報・学習機会の提供等	1,028	1,172	1,170	1,095
交流及び連携の推進・協働の促進	20,636	10,916	22,209	73,881



高知県ボランティア・NPOセンターにおけるNPO支援の取組

●NPO、市民活動の普及啓発・・ＮＰＯについて知ってもらうための学習会や情報提供
（ＮＰＯ基礎講座、ボランティアフェスティバルの開催など）

●NPOの活動基盤強化・・ＮＰＯの活動しやすい環境づくりのため、いろいろな社会資源とＮＰＯをつなぐシステムの運用、組織運営に役立つ学習会の開催、情報提供
（各種講座、相談の実施、助成金情報の提供、寄附募集支援事業の実施（ファンドレイジング・ジャパン inこうちの開催（資料7））、こうちボランティアNPO支援基金の運用など）

●NPOのネットワーキング支援・・ＮＰＯ相互のネットワークづくりのための支援
（東部・西部地域の交流の場づくり、地域づくり仕掛け人市の実施など）

●他セクターとの連携・・ＮＰＯと企業、ＮＰＯと行政との交流や連携を進めるための情報交換の場の提供等
（企業・ＮＰＯパートナーシップ情報誌の発行、企業市民セミナーの開催など）

公益信託「こうち NPO 地域社会づくりファンド」（資料 3）

県内の社会貢献活動団体が行う活動に対して資金面の助成を行うことにより、社会貢献活動団体の財政基盤の強化を図り、県内の社会貢献活動の継続的かつ円滑な推進を支援するため、県が信託財産を拠出し、**公益信託「こうちＮＰＯ地域社会づくりファンド」**を創設。

・委託先　株式会社　四国銀行
・当初信託財産　30,000 千円
・出えん金　5,000 千円を限度に平成 12 年度から平成 20 年度まで
・助成実績（H11～H24）　延べ 201 団体　69,619,675 円

NPOと行政との協働の取組

○県の取組

NPOと行政との協働推進事業

県との協働にふさわしい事業提案をＮＰＯから募集し、審査を経て採択された事業について、関係する課室とＮＰＯが適切な役割分担のもとで実施するもので、事業の実施を通じて「協働」を理解することを目的とし、平成 16 年度から平成 20 年度まで実施。

平成 16 年度実施　3 件
・ゴトゴト美術館運行事業
・NPO法人による有償運送推進事業
・黒尊川…地域の財産を活用しての振興の拠点づくり

平成 17 年度実施　5 件
・新米ママ応援事業
・環境保全型農業（有機・無農薬）の学校設立と指導育成事業
・要約筆記の出前講座
・物部川流域環境学習拠点「川の駅」づくり
・介護寺子屋基本介護技術指導者養成事業

平成 18 年度実施　2 件
・四万十源流・北川川の自然と歴史マップづくり
・みんなでやるぞね「早寝早起き朝ごはん」

平成 19 年度実施　4 件
・高知県東部中山間地域「高齢者支援団体交流の場づくり」支援事業
・特別展「横浪半島生物総合学術調査成果報告」
・イルカとのふれあいを通じた心の健康と地域活性化
・高知県の在宅緩和医療を推進するための医療機関実態調査と支援事業

平成 20 年度実施　3 件
・Theatre Lab.こうち Me 3rd「天守物語」プロジェクト
・海山かまん塾
・香りと癒しの里づくり

○市町村の取組

NPOと市町村との協働モデル事業（資料 6）

ＮＰＯ、行政、企業等、多様な担い手が協働して自らの地域の課題解決に取り組む事業として、23 年度、24 年度に実施。

平成 23 年度実施　2 件
・考えで拓く～地域産業の振興・地域資源活用ネットワークの創造
・移住定住促進プログラム実施事業

平成 24 年度実施　9 件
・子どもの文化の森～中山間地域に子どもを主人公とした文化拠点（コミュニティスペース）を
・リハビリキッチンモデル試行事業
・協働による地域内移動システム構築事業
・考えで拓く～地域産業の振興・地域と世界をつなぐ地域資源活用ネットワークの創造～
・奥四万十川自然体験村構想実現事業
・人のつながり復活から再起する矢井賀プロジェクト
・移住定住促進プログラム実施事業
・“でまえ”交通安全教室 All Kochi
・気仙沼∞黒潮逢縁プロジェクト

地域支援企画員の活動

県内７ブロックに地域本部を置き、地域産業振興監のもと５３名の地域支援企画員を各市町村に配置し、県の重点施策に係る各地域での推進役として、県の情報を伝えたり、県民の声を県政に反映させる、県庁と地域をつなぐ活動を行うとともに地域の支え合いや助け合いの仕組みづくり、元気づくりを支援している。

主な活動内容としては、
① 地域の人づくり
② 産業振興計画（※）における地域アクションプランの推進
③ 移住促進の取組（地域における仕事や役割の掘り起こしなど）
④ 中山間対策の核となる集落活動センター（※）の立ち上げ、運営等の取組への支援
⑤ 中山間地域の小さいビジネス・拠点ビジネスの発掘と育成
など、地域の課題解決や自立サポートに取り組んでいる。

※産業振興計画･･･ 産業振興計画は、高知県に活力を取り戻し、将来に一層の希望を持って暮らせるために、県内の各界、各層が共通の目的を持って、共に取り組めるような県政浮上のトータルプランとして県が策定した。産業別の戦略を示す「産業成長戦略」と県内７つのブロック単位で策定し、具体的な取組を示す「地域アクションプラン」で構成している。　（第１期：平成 21 年度～23 年度、第２期：平成 24 年度～27 年度）

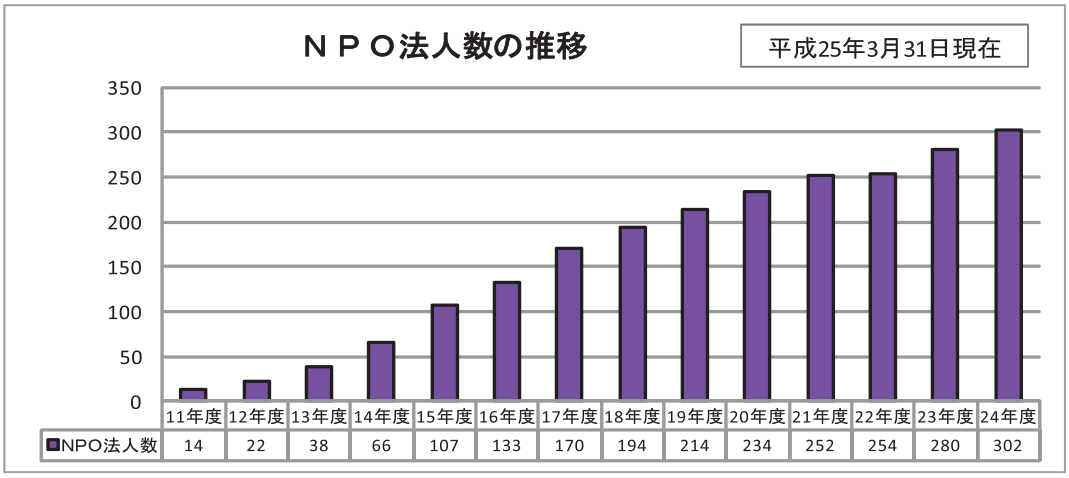
※集落活動センター･･･ 地域住民が主体となって旧小学校や集会所等を拠点に近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組。（ｐ 11 参照）

第2章　社会貢献活動団体等の概況及び課題

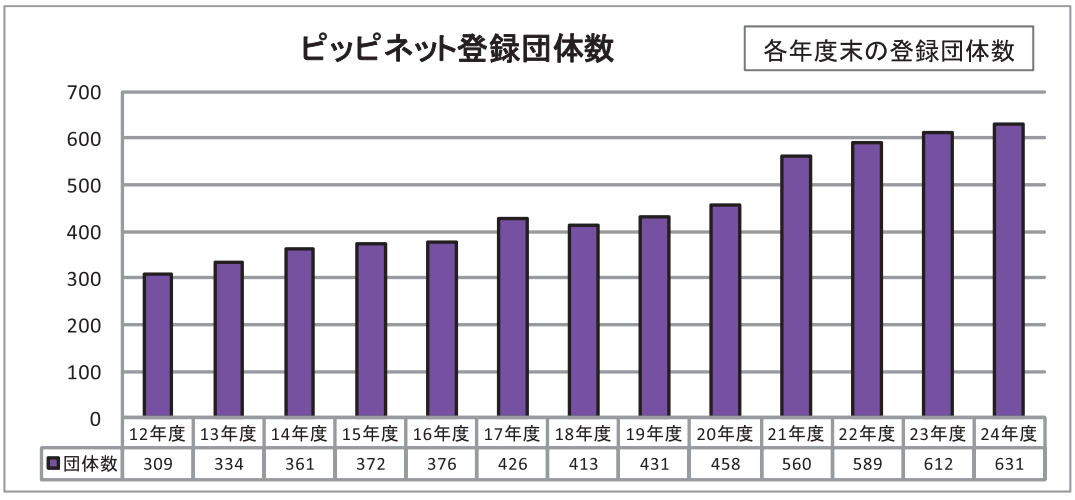
第１ 社会貢献活動団体の概況

１　団体数及び活動分野

県内のＮＰＯ法人数は、平成２４年度には、３００団体を超え、認定ＮＰＯ法人も誕生しました。高知県ボランティア・ＮＰＯセンターが運営する「こうちボランティア・ＮＰＯ情報システム」（ピッピネット）に登録している社会貢献活動団体数も増加傾向にあるなど、社会貢献活動の広がりが見られます。



	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
NPO法人数	14	22	38	66	107	133	170	194	214	234	252	254	280	302



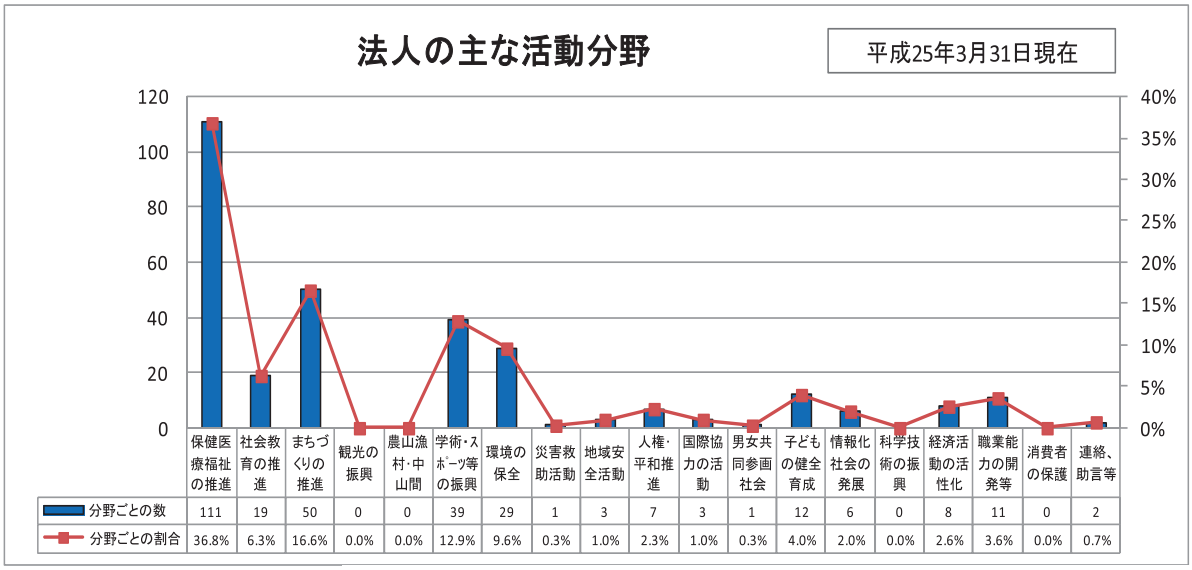
	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
団体数	309	334	361	372	376	426	413	431	458	560	589	612	631

★こうちボランティア・NPO情報システム（ピッピネット）

高知県ボランティア・ＮＰＯセンターが管理運営を行っている高知のボランティア・ＮＰＯに関する総合情報サイトで、ボランティア活動を始めたい人からＮＰＯを運営している人までに情報を発信している。また、特定非営利活動法人やボランティア団体・市民活動団体などで、掲載を希望する団体が登録し、活動情報、ボランティア募集情報、イベント情報など、インターネットを通して広く情報を発信している。

ＮＰＯ法人の活動分野を見ると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を主な活動分野とする法人が最も多く、続いて「まちづくりの推進を図る活動」、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」、「環境の保全を図る活動」を行う法人が多くなっています。

また、これら４分野以外を主な活動分野とするＮＰＯ法人も少なからず存在し、さまざまな分野でＮＰＯ活動が行われていることが伺えます。

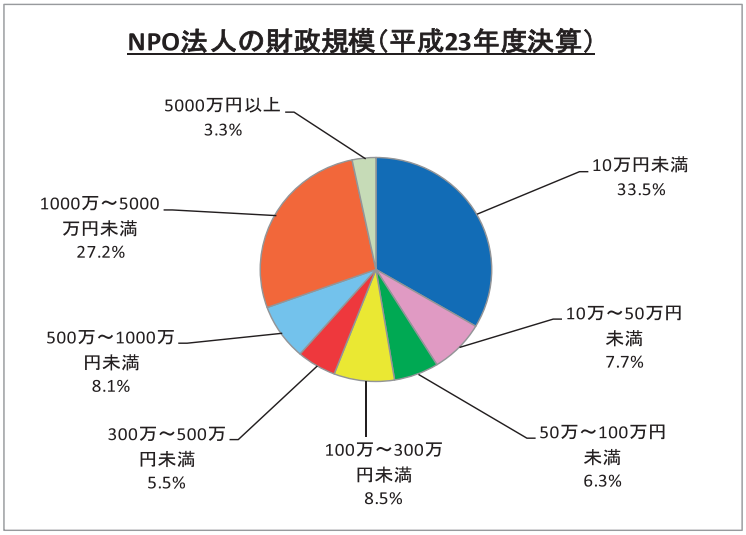


	保健医療福祉の推進	社会教育の推進	まちづくりの推進	観光の振興	農山漁村・中山間	学術・スポーツ等の振興	環境の保全	災害救助活動	地域安全活動	人権・平和推進	国際協力の活動	男女共同参画社会	子どもの健全育成	情報化社会の発展	科学技術の振興	経済活動の活性化	職業能力の開発等	消費者の保護	連絡、助言等
分野ごとの数	111	19	50	0	0	39	29	1	3	7	3	1	12	6	0	8	11	0	2
分野ごとの割合	36.8%	6.3%	16.6%	0.0%	0.0%	12.9%	9.6%	0.3%	1.0%	2.3%	1.0%	0.3%	4.0%	2.0%	0.0%	2.6%	3.6%	0.0%	0.7%

（注）観光の振興、農山漁村・中山間地域の振興は、H24 の法改正により加わった活動分野

２　ＮＰＯ法人の財政状況

ＮＰＯ法人の財政規模を平成２３年度決算の支出額で見ると、１００万円未満の法人が４７．５％存在する一方で、１，０００万円を超える法人も３０．５％存在しています。



財政規模が１，０００万円以上の法人は、平成１８年４月の障害者自立支援法の施行に合わせて法人化した福祉系の団体や、指定管理者制度の導入により、公の施設の指定管理者となった団体が多くなっています。

●財政規模100万円未満の法人の主な活動分野（129法人）

主な活動分野	法人数
保健医療福祉の推進	38
社会教育の推進	7
まちづくりの推進	22
学術・ｽﾎﾟｰﾂ等の振興	17
環境の保全	15
地域安全活動	2
人権･平和推進	4
国際協力の活動	2
子どもの健全育成	5
情報化社会の発展	4
経済活動の活性化	6
職業能力の開発等	6
連絡、助言等	1

●財政規模1,000万円以上の法人の主な活動分野（83法人）

主な活動分野	法人数
保健医療福祉の推進	44
社会教育の推進	1
まちづくりの推進	11
学術・ｽﾎﾟｰﾂ等の振興	10
環境の保全	8
地域安全活動	—
人権･平和推進	1
国際協力の活動	—
子どもの健全育成	2
情報化社会の発展	—
経済活動の活性化	1
職業能力の開発等	4
連絡、助言等	1

３　新たな活動の動き

地域の課題やニーズが多様化する中で、それぞれに対応した特色ある活動を行うＮＰＯ法人をはじめとする社会貢献活動団体が、県内各地で活躍するようになりました。

平成２３年度、２４年度に実施した「ＮＰＯと市町村との協働モデル事業」において、協働事業をきっかけとして、地縁団体への支援や、人材育成を行うなど、一歩進んだ活動を展開するＮＰＯも出てきました。

さらに、県では、旧小学校や集会場等を拠点に、地域外の人材等を活用しながら、近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について地域の課題を解決する手段として「集落活動センターを核とした集落維持の仕組みづくり」を推進しています。

そうしたことから、集落活動センターとNPOとが連携し、それぞれの地域の課題に取り組む活動や、ＮＰＯ法人による集落活動センターの運営など、新たな動きも出始めました。



県内の社会貢献活動の事例

事例
地域とつながる“森の活動”
【特定非営利活動法人
土佐の森・救援隊】
（資料4　P51）



事例
イルカと人をつなぐボランティア！
【特定非営利活動法人
室戸ドルフィンプロジェクト】
（資料4　P37）



事例
高知の“まごころ観光”の担い手
【特定非営利活動法人
土佐観光ガイドボランティア協会】
（資料4　P48）



中間支援組織（※）

高知県ボランティア・ＮＰＯセンター（社会福祉法人　高知県社会福祉協議会）
ボランティアやNPOの取組の総合的な支援をする中間支援組織

高知市市民活動サポートセンター（認定特定非営利活動法人 NPO 高知市民会議）
高知市を中心とした社会貢献活動の中間支援組織

特定非営利活動法人高知県西部 NPO 支援ネットワーク
県西部地域の社会貢献活動の中間支援組織

環境活動支援センターえこらぼ（認定特定非営利活動法人　環境の杜こうち）
環境関係ＮＰＯや団体などの活動を推進する中間支援組織



事例
あたたかく支えあうボランティア
【特定非営利活動法人
安芸老人問題研究会】
（資料4　P45）



事例
国際交流っておもしろい！
【高知SGG善意通訳クラブ】
（資料4　P42）



事例
子どもも大人も成長できるあそび場
【特定非営利活動法人
高知市こども劇場】
（資料4　P40）



事例
還暦すぎたら“いき百”を！
【特定非営利活動法人
いきいき百歳応援団】
（資料4　P49）



事例
「好きです　とかの！」が合言葉
【特定非営利活動法人
とかの元気村】
（資料4　P52）



※中間支援組織‥‥ＮＰＯへの支援等を主な目的として発足し、ＮＰＯと行政の間や、ＮＰＯ間に立って、様々な活動を支援したり、ネットワークの構築を図る組織。

県内の集落活動センター・協働事業の事例

（平成 25 年 12 月末現在）

集落活動センターとは
地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組み。

【集落活動センターいしはらの里】（土佐町）
平成 24 年 7 月 1 日開所（資料５　P56）

【集落活動センター「汗見川」】（本山町）
平成 24 年 6 月 17 日開所（資料５　P54）

【西川地区集落活動センター】（香南市）
平成 25 年 4 月 12 日開所（資料５　P68）

【東川集落活動センターかまん東川】（安芸市）
平成 25 年 9 月 29 日開所（資料５　P74）

【集落活動センターなかやま】（安田町）
平成 25 年 4 月 1 日開所（資料５　P66）

【集落活動センターたいこ岩】（佐川町）
平成 25 年度 9 月 19 日開所（資料５　P72）

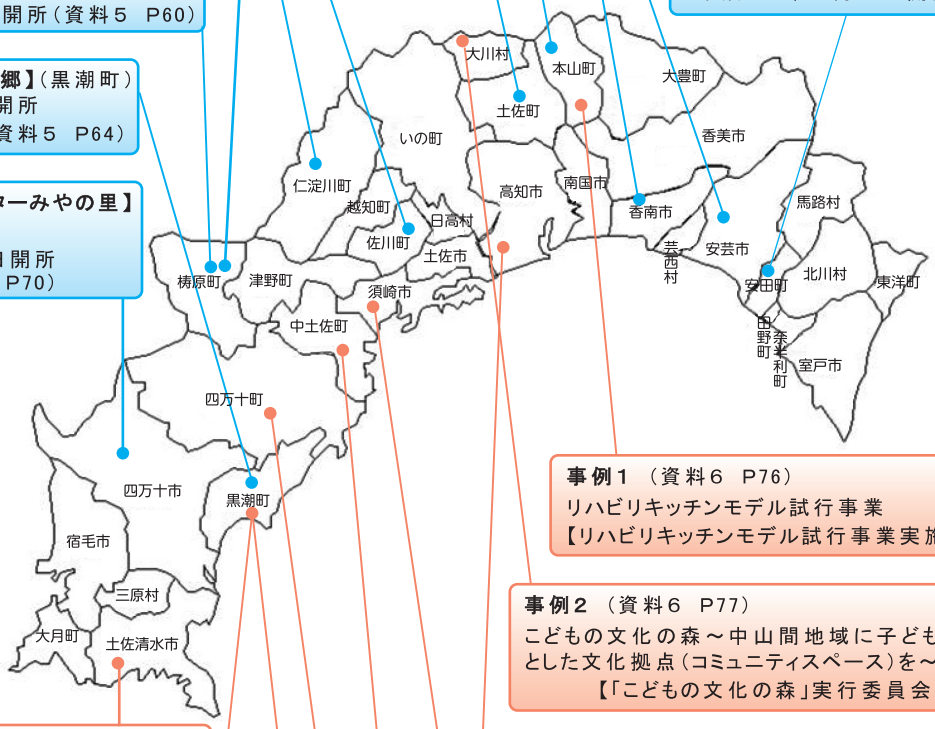
【集落活動センターだんだんの里】（仁淀川町）
平成 24 年度 12 月 1 日開所（資料５　P58）

【集落活動センター「はつせ」】（檮原町）
平成 25 年 1 月 12 日開所（資料５　P62）

【集落活動センター「まつばら」】（檮原町）
平成 25 年 1 月 12 日開所（資料５　P60）

【集落活動センター北郷】（黒潮町）
平成 25 年 3 月 5 日開所
（資料５　P64）

【大宮集落活動センターみやの里】
（四万十市西土佐）
平成 25 年 5 月 26 日開所
（資料５　P70）



事例１（資料６　P76）
リハビリキッチンモデル試行事業
【リハビリキッチンモデル試行事業実施協議体】

事例２（資料６　P77）
こどもの文化の森～中山間地域に子どもを主人公とした文化拠点（コミュニティスペース）を～
【「こどもの文化の森」実行委員会】

事例３（資料６　P78）
“でまえ”交通安全教室All　Kochi【ぷらす5】

事例４（資料６　P79）
移住定住促進プログラム実施事業【須崎市】

事例５（資料６　P80）
人のつながり復活から再起する矢井賀プロジェクト
【中土佐町】

事例６（資料６　P81）
奥四万十自然体験村構想実現事業【四万十町】

事例７（資料６　P82）
考え方で拓く～地域産業の振興・地域と世界をつなぐ地域資源活用ネットワークの創造～【黒潮町】

事例８（資料６　P83）
協働による地域内移動システム構築事業
【土佐清水市】

事例９（資料６　P84）
気仙沼∞黒潮逢縁プロジェクト
【気仙沼∞黒潮逢縁プロジェクト】

NPOとの協働モデル事業とは
高知県新しい公共支援基金事業の一つとして、NPO、行政、企業等多様な担い手が協働して、地域の課題解決に取り組む事業。

第２　各主体における現状と課題

第３次計画をさまざまな立場の方々の意見を反映させたものとするため、市町村、事業者、社会貢献活動団体の方々を対象に、活動等の現状と課題についてアンケート調査を行い、その結果や、社会貢献活動支援推進会議での意見等をもとに、各主体における現状と課題を次のように整理しました。

１　県

（現状）

- 事業において、関係するＮＰＯと連携している。
- ＮＰＯに対する委託事業や、補助事業が増えている。
- 職員の協働に対する理解が進んでいる。
- ＮＰＯを協働の相手方として捉えつつある。
- 協働の分野として「災害救援に関すること」、「まちづくり」などを期待している。
- ３町へ、ＮＰＯ法人の認証に関する権限移譲を行った。（黒潮町、津野町、土佐町）

◆課題◆

- 協働の必要性を感じながらも、協働できる業務が見えてない。
- ＮＰＯについて、更に理解が必要である。
- 期待する分野（災害救援等）での連携が必要である。
- 社会貢献活動や寄附に対する、県民への意識啓発を行う必要がある。
- 市町村への権限移譲を更に進める必要がある。

２　高知県ボランティア・ＮＰＯセンター

（現状）

- 社会貢献活動の推進のため、各種のＮＰＯ支援策等を実施している。
- 認定ＮＰＯ法人の誕生、企業とＮＰＯとの連携が進むなどの成果があった。
- ファンドレイジングの取組が普及しつつある。

◆課題◆

- ＮＰＯの活動基盤は脆弱であり、引き続き経営及び実務など総合的な支援が必要である。
- ＮＰＯと市町村との協働を推進するための関わりが必要である。
- ＮＰＯ同士のネットワーク化や連携が必要である。
- ＮＰＯの活動内容の把握、適切なつなぎ、個別の支援体制の充実が必要である。
- スタッフの専門性の向上と体制強化が必要である。
- 東部・西部地域での事業実施が必要である。
- 県民への社会貢献活動の普及や寄附意識醸成のための啓発が必要である。

３　市町村（社会貢献活動への関わり）

（現状）

- 新しい公共支援基金事業を活用した「ＮＰＯと市町村との協働モデル事業」を実施した。
- 協働事業により、その成果や課題が見えてきた。
- 地域とＮＰＯとの連携が生まれ、継続性のある協働が増えた。
- ３町で、ＮＰＯ法人の認証事務が実施され、地元のＮＰＯとの関わりが増えた。

◆課題◆
・ＮＰＯとの相互理解がまだまだ十分ではない。
・市町村内における、協働の体制、人材が十分ではない。
・モデル事業の継続や、他の地域への広がりが必要である。
・ＮＰＯとの良好な関係づくりが必要である。
・権限移譲を通して、地元のＮＰＯと連携を進める必要がある。

４　事業者

（現状）

・社会貢献に取り組む企業が増えてきた。
・社会貢献のマインドの醸成が進んできた。

◆課題◆
・ＮＰＯの情報提供が必要である。
・ＮＰＯとの連携や、マッチングの機会を増やす必要がある。

５　県民

（現状）

・地域における課題を認識し、何か活動しようという思いのある人はいる。
◇「地域での活動について」･･･積極的に参加したい 13.8%
条件に合えば参加したい 74.8%
（平成２４年度県民世論調査より）
・社会貢献活動や、地域のことを議論する機会が少ない。

◆課題◆
・ＮＰＯに対する理解が進んでいない。
・関心のない人たちをどう巻き込むか検討が必要である。
・地縁団体、ＮＰＯ、行政と関わる機会が必要である。

６　社会貢献活動団体

（現状）

・財政基盤の脆弱な団体が存在する。
・組織の構成メンバーの高齢化、新しい担い手が不足している。
・他の団体や、行政との連携が十分ではない。

◆課題◆
・財政面、人材面での組織運営の安定が必要である。
・構成メンバーの高齢化への支援、新しい担い手の人材育成が必要である。
・ＮＰＯ自身が県民に対して積極的に活動の理解を求めていく必要がある。
（情報発信）
・地域のコミュニティや行政との関係づくりが必要である。

第3章　計画の目標

第１　テーマ

この計画の推進に当たってのテーマは、次のとおりとします。

地域力の向上をめざして
～人と人とのつながりを活かす高知県～

県内の社会貢献活動の広がりやＮＰＯと行政を含めた多様な主体との連携により、お互いの理解が深まり、地域での活動に協働して取り組もうという動きが見られるようになってきました。

この計画では、新たなコミュニティを構築し、地域力を高め、さまざまな地域課題を解決して、元気な高知県を目指します。

第２　計画の目標

この計画の目標は、条例第３条に規定する社会貢献活動に対する支援の基本理念に基づき、次のとおりとします。

①　社会貢献活動団体が自立し、地域の主体となって活動する社会づくり

・社会貢献活動団体が、地域の主体となって活動する社会の実現のため、団体が自立して活動しやすい環境づくりに努めます。
・高知県ボランティア・ＮＰＯセンターの社会貢献活動拠点センターとしての機能の充実を図ること等により、活動への参加者を増やし、活動基盤を充実させます。

②　県、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体相互のパートナーシップが確立された社会づくり

・県民による社会貢献活動の広がりを地域の力とし、安全・安心の確保や地域の活性化につながる「新しい公共」の担い手となる社会貢献活動団体の充実と人材育成のため、それぞれの主体が連携して、より良い地域社会づくりに取り組むためのパートナーシップの醸成を図ります。

第３　各主体の役割

社会貢献活動を推進し、先に掲げる目標を達成するためには、県、高知県ボランティア・ＮＰＯセンター、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体の各主体がそれぞれの立場や能力に応じて、必要な役割を果たすとともに、相互の連携によるパートナーシップを構築していくことが必要です。

この計画において、県の役割と県以外の主体（※）に期待する役割については次のとおりとします。

※主体･･･高知県ボランティア・ＮＰＯセンター、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体。

１　県の役割

「県は、条例の基本理念に基づき、総合的な支援策を策定し、実施する」（条例第４条）こととされています。

このため、これまでの計画に基づき、社会貢献活動の量、質の充実を図るために実施してきた活動基盤、財政基盤及び人材育成等に関する支援を引き続き実施し、社会貢献活動団体が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、県、市町村、事業者、社会貢献活動団体相互の連携・協働を主導し、地域づくりへの参画や災害時に機能を発揮できる社会貢献活動団体の育成および担い手の拡大のため、次の６項目を柱とする支援策を実施します。

①社会貢献活動団体の育成、活動の拡大
②社会貢献活動団体に対する県民の理解の促進
③市町村、事業者、大学等との連携
④社会貢献活動団体と各主体との協働の促進
⑤社会貢献活動団体による地域づくりへの参画
⑥災害時における社会貢献活動団体の機能発揮

２　高知県ボランティア・ＮＰＯセンターの役割

「県は、社会貢献活動を支援する拠点の整備、情報の提供等社会貢献活動の基盤の強化を図るために必要な方策を講ずるものとする」（条例第１０条）とされています。

これに基づき、県は、高知県ボランティア・ＮＰＯセンターを社会貢献活動拠点センターと位置付けています。

このため、センターでは、社会貢献活動を支援する拠点として、ＮＰＯの活動基盤の強化をはじめ、ＮＰＯのネットワークの構築、行政・企業との連携を推進することが求められます。

３　市町村の役割

「市町村は、基本理念に基づき、各市町村の実情に応じた社会貢献活動に対する支援策を実施するよう努めなければならない」（条例第５条）とされています。

住民にとって最も身近な行政機関として、地域における課題を解決するためには、協働の重要性を認識し、地域の社会貢献活動団体との、さらなる連携が必要です。

このため、地縁団体やＮＰＯとの関係づくりを積極的に行うとともに、地域のニーズに応じた連携や協働を進めることが求められます。

４　事業者の役割

「事業者は、基本理念に基づき、地域社会の構成員として、社会貢献活動が円滑に推進されるよう努めるとともに、県、市町村が実施する支援策に協力するよう努めなければならない」（条例第６条）とされています。

このため、社会的責任の一環として社会貢献活動に参加し、社会貢献活動に対する理解を深めるとともに、県や市町村への協力を通じて、連携や協働に努めることが求められます。

５　県民の役割

「県民は、基本理念に基づき、社会貢献活動に自ら努めるとともに県、市町村が実施する支援策に協力するよう努めなければならない」（条例第７条）とされています。

このため、自ら社会貢献活動へ自主的・積極的に参加し、社会貢献活動に対する理解を深めるとともに、県や市町村の取組に対し、それぞれの能力に応じた連携や協働に努めることが求められます。

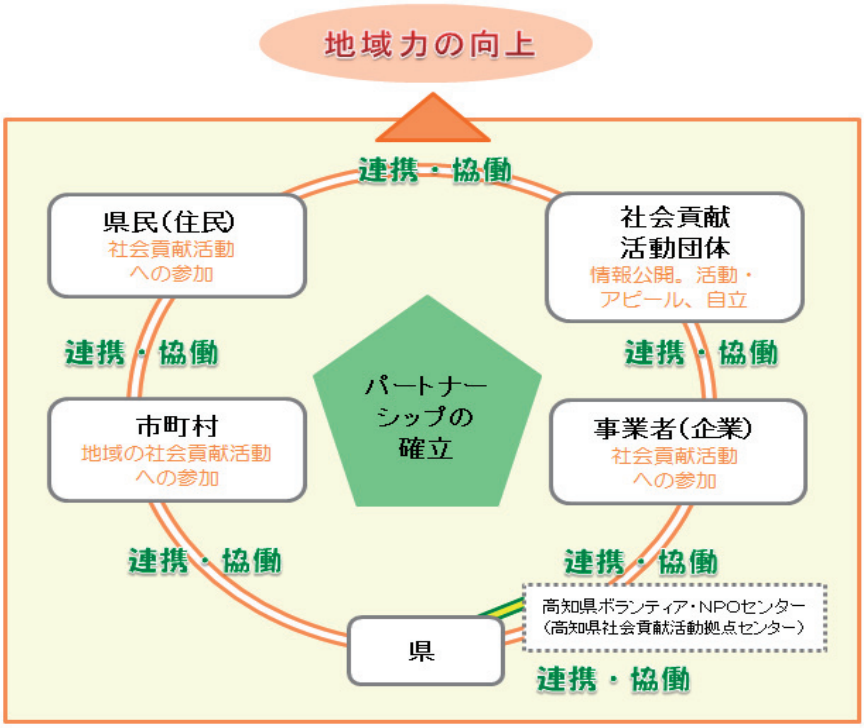
６　社会貢献活動団体の役割

「県、市町村、事業者又は県民から支援を受けた社会貢献活動団体は、当該支援を最大限に生かし、誠実かつ着実に社会貢献活動を推進する」（条例第８条）ものとされています。

このため、行政とともに公共的サービスの新たな提供主体であることを認識し、積極的な情報公開と活動のアピールに努め、活動の資源を自力で調達するなど、自立した主体として行動するとともに、他の主体との連携を推進することが求められます。

各主体の相互のパートナーシップの確立

県、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体の各主体がそれぞれの立場や能力に応じて、必要な役割を果たすとともに、相互の連携によるパートナーシップを構築することにより、地域力の向上を目指します。



第4章　社会貢献活動に対する支援策

第１　基本方針と実施項目

第２章に掲げる「計画の目標」を達成するために県が実施する支援策について、基本方針と実施項目は次のとおりとします。

支援策の実施については、県と高知県ボランティア・ＮＰＯセンターとが連携して行うものとします。

＜高知県社会貢献活動支援推進計画　施策体系図＞

テーマ　地域力の向上をめざして～人と人とのつながりを活かす高知県～

目　標　①社会貢献活動団体が自立し、地域の主体となって活動する社会づくり
②県、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体相互のパートナーシップが確立された社会づくり

≪基本方針≫	≪実施項目≫
Ⅰ　社会貢献活動団体の育成、活動の拡大	1　活動基盤の整備
	2　財政基盤の整備
	拡充　3　人材育成
	4　団体相互の交流連携
Ⅱ　社会貢献活動に対する県民の理解と参加の促進	1　県民への普及啓発
	2　学習機会の創出
	新規　3　寄附の促進
Ⅲ　市町村、事業者、大学等との連携	1　市町村との連携
	2　事業者との連携
	3　大学等教育機関との連携
	4　中間支援組織との連携
Ⅳ　社会貢献活動団体と各主体との協働の促進	1　職員の協働に対する理解の促進
	2　相互理解による協働の促進
	3　協働に関する情報提供
新規　Ⅴ　社会貢献活動団体による地域づくりへの参画	1　地域コミュニティとの連携
	2　コミュニティビジネスの基盤創出
新規　Ⅵ　災害時における社会貢献活動団体の機能発揮	1　災害時に機能を発揮できる団体の育成
	2　ネットワークの構築

第２　実施項目ごとの行動計画

各基本方針に基づく実施項目ごとの行動計画を次のとおり定めます。

基本方針Ⅰ　社会貢献活動団体の育成、活動の拡大

地域力向上の源となる社会貢献活動のすそ野が広がっていくためには、社会貢献活動団体が拡充され、その活動が活発になっていく必要があります。このため、引き続き高知県ボランティア・ＮＰＯセンターの支援機能を通じて、社会貢献活動団体の育成やその活動を拡大するための環境づくりを支援します。

１ 活動基盤の整備

社会貢献活動団体は財政規模にかかわらず、資金や人材、活動場所といった基盤が依然として不安定な状況にあります。地域活動の主体となって活動を広げていくためには、団体の活動基盤の底上げが課題となっています。

このため、引き続き社会貢献活動団体への寄附や参加を促すための情報提供を積極的に行い、また、中間支援組織と連携し、団体の交流や協力体制を促進するとともに、活動拠点や活動場所の確保を通じて、団体の活動基盤を強化し、社会貢献活動の活性化につなげます。

①　高知県ボランティア・ＮＰＯセンターの機能の拡充

社会貢献活動を推進するための拠点センターとして位置づけられており、支援策等の実施にあたっては、連携が不可欠である。

さらに、災害ボランティア団体のネットワーク構築や人材育成など、拠点センター機能の拡充を図る。

②　活動場所として活用できる公共施設のデータ整備と情報提供

ＮＰＯの活動拠点や活動場所として使用できる公共施設等の情報を整理し、ホームページ等により情報提供する。

③　ＮＰＯ法人に対する県税の優遇措置の実施

県税の優遇措置を、引き続き実施する。

〈現在実施しているＮＰＯ法人に係る県税の課税免除〉
- ○法人県民税均等割
- ○特定非営利活動等に供するために無償で譲り受けた不動産に対する不動産取得税
- ○社会福祉法に規定する社会福祉事業（保育所を除く）、介護保険法に規定する居宅サービス事業、その他県の指定する事業に供する自動車に対する自動車税
- ○特定非営利活動等に供するために無償で譲り受けた自動車に対する自動車取得税

④　ＮＰＯ法人会計基準の普及

ＮＰＯ法人の会計報告の質を高め、活動実態がよりわかりやすいものとなるよう、ＮＰＯ法人会計基準の普及を推進する。

※ＮＰＯ法人会計基準

全国のＮＰＯ法人が統一したルールで会計報告を作成し、活動をわかりやすく伝え、信頼と支援を得られるように、ＮＰＯ法人会計基準が策定されました。

⑤　中間支援組織の機能及びネットワークの強化（東部・西部）

東部地域、西部地域における中間支援組織の機能及びネットワークを強化することにより、より地域に根ざした支援体制を構築する。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標（H30）	実施団体（担当課）
高知県社会貢献活動拠点センターの機能の拡充	運営費補助金の助成	効果的な研修等によるNPOの基盤強化と活動促進	県（県民生活・男女共同参画課）
県のHPでの情報提供（利用可能施設等）	その都度更新	施設利用による活動の増加	県（県民生活・男女共同参画課）
ピッピネットでの情報提供（助成金情報等）	その都度更新	NPO法人の20%以上が助成金収入を得る	高知県ボランティア・NPOセンター
会計基準の研修会の実施	年１回開催	NPO法人の80%以上が、会計基準を導入	高知県ボランティア・NPOセンター
高知県東部ボランティア・NPO交流会の開催	年２回開催	東部での中間支援組織設立	高知県ボランティア・NPOセンター

２ 財政基盤の整備

これまで社会貢献活動団体を対象としたさまざまな補助事業などを行うことにより、社会貢献活動団体への財政面での支援を行ってきましたが、団体の財政状況は依然として厳しい状況にあります。

団体の活動資金の自主的な確保のため、各種助成金等の情報提供を行うとともに、認定ＮＰＯ法人への移行を促進し、社会貢献活動の活性化につなげます。

①　社会貢献活動団体に対する補助、助成等の機会の確保

行政が行う各種の補助事業等のうち、社会貢献活動団体が実施することで事業効果が期待されるものについては、積極的にその対象を拡大し、団体にも補助金等の活用の機会を確保する。

②　国、県、民間等の助成金の情報提供

社会貢献活動団体が活動資金を確保するため、国、県、民間等の助成金の情報を整理し、ホームページ等により情報提供する。

③　認定ＮＰＯ法人への移行促進

認定 NPO 法人のメリット（税制優遇等）をアピールし、認定ＮＰＯ法人への移行を促進する。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標（H30）	実施団体（担当課）
県のHPでの情報提供（補助金等）	年１回更新	NPO法人の20%以上が補助金収入を得る	県（県民生活・男女共同参画課）
ピッピネットでの情報提供（助成金情報等）（再掲）	その都度更新	NPO法人の20%以上が助成金を得る	高知県ボランティア・NPOセンター
認定取得セミナー等の実施	年２回開催	5年間で10団体の認定NPO法人追加	高知県ボランティア・NPOセンター

３ 人材育成

社会貢献活動を活性化させるためには、活動に関心を持ち、実際に活動に携わる者を確保することが重要ですが、多くの団体では後継者不足などの課題があります。

このため、高知県ボランティア・ＮＰＯセンターが実施する、ボランティア希望者とボランティアを募集するＮＰＯとをつなぐ場づくりや、講座等の開催により、人材育成の取組を行います。

また、豊富な経験と知識を持つ「団塊の世代」を含むアクティブシニアに社会貢献活動に参加してもらい、活躍の場を提供するなど、引き続き社会貢献活動の担い手となる人材の確保や育成に取り組みます。

①　学校教育、社会教育での取組

学校教育や社会教育の場などで社会貢献活動についての知識の普及を行う。

②　ＮＰＯ運営関係の各種講座の実施

ＮＰＯ法人の運営に必要な知識等を学ぶ機会として各種講座を開催する。

③　地域活動の担い手となる人材の発掘、育成

地域の核となる人材に、社会貢献活動に参加してもらい、理解してもらう。

退職後の団塊世代（アクティブシニア）に社会貢献活動に参加してもらい活躍の場を提供する。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標（H30）	実施団体（担当課）
NPO実務講座の開催	年４回開催	NPO法人の25%以上が受講済みとなる	高知県ボランティア・NPOセンター
NPO経営塾及びNPO経営研究会の実施	年各６回開催	毎年新規参加4団体	高知県ボランティア・NPOセンター
関係機関にシニア向け活動事例のパンフレットを配布	年１回配布	アクティブシニアの社会貢献活動への参加	高知県ボランティア・NPOセンター
ボランティア学習の推進に向けた講座の開催（教員・市町村社協職員向け）	年１回開催	ボランティア学習を推進する人材を育成	高知県ボランティア・NPOセンター

４ 団体相互の交流連携

条例施行後の１４年間で、ＮＰＯの数は大幅に増え、活動分野も多岐にわたるなど、社会貢献活動の広がりが見られました。また、協働事業を通して、規模の大きいＮＰＯが小さいＮＰＯの支援を行うなど、新たな交流連携がみられ始めました。

情報交換できる場を設けることで、さらに団体相互の連携を促し、社会貢献活動の活性化につなげます。

①　インターネット掲示板を活用した情報交換

こうちボランティア・ＮＰＯ情報システム「ピッピネット」やＳＮＳ（※）を介した情報交換の場を設ける。

②　ＮＰＯ同士の交流の場づくり

ＮＰＯ同士のつながりや連携を深めるための交流の場を設ける。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標（H30）	実施団体（担当課）
ピッピネットの運営	その都度更新	NPO間の相互理解の増進	高知県ボランティア・NPOセンター
NPOフォーラムの開催	年１回開催（200人/年）	NPO間の相互理解の増進	中間支援組織
高知県東部ボランティア・NPO交流会の開催	年２回開催	東部地域での中間支援組織設立	高知県ボランティア・NPOセンター
東部、西部での研修会・交流プログラムの開催	年各２回開催	東部でのNPO増加	高知県ボランティア・NPOセンター

※ＳＮＳ･･･ Social Networking Serviceの頭文字をとった表現で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティーを容易に構築できる場を提供している。

基本方針Ⅱ　社会貢献活動に対する県民の理解と参加の促進

社会貢献活動団体が地域で認知され、多くの人の参加や支援を得て活動を継続していくためには、県民の社会貢献活動に対する理解を推進し、ＮＰＯの社会的信頼を高めるとともに、ＮＰＯが組織として自立できるよう支援する必要があります。

このため、県民が社会貢献活動を理解し、積極的に社会貢献活動に携わるという機運を醸成するための支援を実施します。

１ 県民への普及啓発

県民の社会貢献活動への理解や参加は、まだまだ十分とはいえない状況にあります。県民の理解を促進し、社会貢献活動への参加に繋げるため、情報提供等の普及啓発を実施するとともに、セミナー等を開催することにより、活動の広がりにつなげます。

①　県民向けの効果的・戦略的な情報発信

ホームページや各種情報誌、マスメディア等を活用し、若い世代や団塊の世代など幅広い年齢層の県民に対し、社会貢献活動についての理解を深めるための普及啓発を行う。

②　セミナー、シンポジウム、体験学習等の実施

県民対象のセミナー、シンポジウム、体験学習の機会などを設け、県民の社会貢献活動についての理解を深める。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標（H30）	実施団体（担当課）
マスコミを活用した情報発信のルールの策定	年２回 検討会実施	県民の社会貢献活動に対する意識の向上	高知県ボランティア・NPOセンター
ボランティアガイダンス等	年１回開催	県民のボランティアに対する理解の増進	中間支援組織
NPO フォーラムの開催（再掲）	年１回開催 （参加者 200 人/年）	県民の社会貢献活動に対する理解の増進	中間支援組織

２ 学習機会の創出

大学等との連携により社会貢献活動についての学習機会を創出することで、社会貢献活動に関わっている者などの意識を高め、活動の充実につなげます。

①　大学等のＮＰＯ関係講座の活用

県内の大学等で行われているＮＰＯ関係講座について、県民が聴講できる機会を確保する。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標（H30）	実施団体（担当課）
大学（地域連携センター）との継続協議	公開講座の開催	社会貢献活動に対する意識の向上、社会貢献活動の充実	高知県ボランティア・NPOセンター 県（県民生活・男女共同参画課）

３ 寄附の促進

ＮＰＯによる寄附募集の取組や、県民の社会貢献活動に対する理解を促進し、共感を得て寄附へとつなげる活動を支援します。

①　ＮＰＯによる寄附募集の取組の強化

ＮＰＯが自らの活動内容を分かりやすくアピールできるよう、効果的な広報活動についての研修会を開催するなどにより、寄附募集の取組を支援する。
また、寄附付商品の開発や販売など、新しい形の寄附の普及を支援する。

②　寄附に対する県民の意識啓発

社会貢献活動を紹介するイベントや、学校への出前講座を通して、県民の社会貢献活動に対する理解を促進する。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標（H30）	実施団体（担当課）
情報発信の研修会の開催	年２回開催	県民の社会貢献活動に対する理解の増進 NPO法人の寄附収入割合の増加	高知県ボランティア・NPOセンター
寄附募集支援事業の実施（NPOや県民を対象とした寄附募集に関する研修会や交流イベントの開催）	年１回開催	県民の社会貢献活動に対する理解の増進 NPO法人の寄附収入割合の増加	高知県ボランティア・NPOセンター
資金調達に関するアドバイザーの派遣	年４回実施	NPO法人の寄附収入割合の増加	高知県ボランティア・NPOセンター
学校への出前講座「寄附の教室」の開催	年１回開催	社会貢献活動に対する理解の増進	高知県ボランティア・NPOセンター



基本方針Ⅲ　市町村、事業者、大学等との連携

社会貢献活動が活発に行われるようにするためには、市町村、事業者、大学等さまざまな主体と連携することが必要です。

１ 市町村との連携

様々な地域課題を解決するためには、より住民に近い立場にある市町村の役割が非常に大きく、市町村が主体的に行動することが必要となっています。

このため、県は、市町村と社会貢献活動団体との協働を進めるために、市町村に対する支援を行うとともに、地域支援企画員を中心とした連携を行い、地域における課題解決力の強化につなげます。

①　市町村と社会貢献活動団体との協働推進のための支援

市町村と社会貢献活動団体との協働推進のため、他地域での連携事例の紹介や情報交換を行うための意見交換会の開催や、協働を目指して地域のさまざまな主体が協議する場を設けるなど、市町村に対する支援を通じた連携を図る。

②　地域支援企画員を中心とした連携

それぞれの地域で活動している地域支援企画員が中心となり、市町村との連携を進める。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標（H30）	実施団体（担当課）
市町村とNPOとの意見交換会の開催	年１回開催	協働事業の増加	県（県民生活・男女共同参画課）
NPOと市町村との協働モデル事業報告書の配布	全市町村・中間支援組織等に配布	協働事業の増加	県（県民生活・男女共同参画課）
地域支援企画員への情報提供	毎月１回情報提供	新たな取組の創出	県（県民生活・男女共同参画課）

２ 事業者との連携

社会貢献活動を推進するためには、事業者（企業）が社会の一員として果たす役割も重要ですし、企業のＣＳＲ活動も増えてきています。このため、事業者（企業）との連携をより深め、事業者（企業）が社会貢献活動に取組やすくする環境を整える等により、県内の社会貢献活動の活性化につなげます。

①　事業者（企業）と社会貢献活動団体との交流の場づくり

事業者（企業）と社会貢献活動団体との交流を進めるため、高知県ボランティア・ＮＰＯセンターが中心になって行ってきた「企業・ＮＰＯパートナーシップ委員会（※）」を継続実施し、双方交流の場を定期的に開催する。

※企業・ＮＰＯ
パートナーシップ委員会･･･企業の社会貢献活動および企業とＮＰＯとの連携を進めるため、企業・経済団体、ＮＰＯ支援組織らで構成している委員会。定期的に「企業市民セミナー」を開催しているほか、企業から提供される物品等の資源をＮＰＯに提供する「企業・ＮＰＯ資源循環システム」の運用などを行っている。

② 事業者（企業）の社会貢献活動推進のための仕組みづくりの検討

事業者（企業）の社会貢献活動を県内で一体的に推進するため、経営者レベルが参画する事業者（企業）の社会貢献活動の推進主体となる組織やその仕組みについて検討する。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標（H30）	実施団体（担当課）
NPO・企業ﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟ委員会の開催（企業とNPOのﾏｯﾁﾝｸﾞの検討や場づくり）	年２回開催	企業との連携事業の増加	高知県ボランティア・NPOセンター
企業へ社会貢献活動事例パンフの配布	年１回配布	企業との連携事業の増加	高知県ボランティア・NPOセンター

３ 大学等教育機関との連携

社会貢献活動の充実強化のためには、行政、事業者に加え、豊富な知的資産や人材を有する大学等との連携も重要です。これまでは、県内の一部の大学との間で、社会貢献活動に関する調査依頼や助言など限定的な連携が行われてきましたが、今後は、社会貢献活動の推進に必要な連携・協力体制を拡充し、より効果的な推進施策の実施につなげます。

① 大学との連携

大学での公開講座の開催や社会貢献活動の評価に関する研究等、社会貢献活動の推進に関して、県内の大学との間で協定を結ぶなど、相互の連携・協力体制を拡充する。

② 社会貢献活動の質的評価についての研究

社会貢献活動を評価する仕組みとして、その質的評価の指標について、県、大学、NPO で研究を行う。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標（H30）	実施団体（担当課）
大学との連携・協力体制の拡充	地（知）の拠点整備事業の実施	地域の課題解決体制の構築	県（計画推進課、地域づくり支援課、文化推進課、私学・大学支援課） 大学
経営研究会による質的評価検討の実施	年６回開催	NPO法人の 20%以上が質の向上に取り組む	高知県ボランティア・NPOセンター

４ 中間支援組織との連携

① 中間支援組織との意見交換等の実施

社会貢献活動に対する支援を効果的に推進するため、中間支援組織との連携を図り、社会貢献活動のさらなる活性化を促進する。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標（H30）	実施団体（担当課）
NPOサポートチームの定例会の開催	年２回開催	支援策の策定、事業	県（県民生活・男女共同参画課） 中間支援組織

基本方針Ⅳ　社会貢献活動団体と各主体との協働の促進

社会貢献活動の広がりというこれまでの計画の成果をベースとして、これからはそれぞれの地域の人や地縁団体、ＮＰＯなどの組織が協働して地域づくりを担うことが求められています。このことは、地域の課題解決力（地域力）を高めることにつながります。

このため、これまで取り組んできた県とＮＰＯとの協働に加えて、社会貢献活動団体とそれ以外の主体との協働を進めるための支援を実施します。

１ 職員の協働に対する理解の促進

社会貢献活動について県や市町村職員の理解を深めるとともに、行政とＮＰＯとの連携や協働の推進につなげます。

①　県職員のための研修等の実施

県職員のＮＰＯに対する理解を深めるため、県内のＮＰＯへの職員の短期派遣研修や団体の活動情報の提供、協働事例の紹介等を実施する。

②　市町村職員のための研修等の実施

地域の課題解決力（地域力）を高めるためには、市町村が果たす役割が重要になってくることから、市町村職員に対し、地域支援企画員による他地域での先進事例の紹介や、ＮＰＯをはじめとする社会貢献活動団体との連携・協働の必要性について理解を深めるための研修等を実施する。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標（H30）	実施団体（担当課）
県職員のNPO短期派遣研修の実施	毎年15名以上の派遣	県職員の NPO に対する理解の増進	県（県民生活･男女共同参画課）
市町村職員とNPOとの意見交換会の開催（再掲）	年１回開催	協働事業の増加	県（県民生活･男女共同参画課）
市町村新採職員への研修の実施（全市町村）	年１回開催	市町村職員の NPO に対する理解の増進	県（県民生活･男女共同参画課）

２ 相互理解による協働の促進

行政、事業者、社会貢献活動団体は、それぞれ独自の価値観をもっています。情報提供や意見交換する場を設け、相互理解を図るとともに、団体間が円滑に協働するためのコーディネートを育成する等、協働の促進を図ります。

①　社会貢献活動団体と各主体とのパートナーシップづくり

県、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体などさまざまな主体が、課題解決のために連携し、協議等を行う場（プラットフォーム（※））を設ける。

※プラットホーム･･･この計画では、ＮＰＯ、行政（県、市町村）、事業者（企業）などが、対等な立場で、課題の解決策等について協議・連携する場と位置づけている。

② 社会貢献活動団体と各主体との協働事例の創出

①の「プラットフォーム」における協議検討を踏まえて、さまざまな主体が役割を担う協働事例を創出する。

③ 政策等検討段階での参画機会の創出

県の政策決定過程において、「プラットフォーム」の事例に準じ、社会貢献活動団体などが関わる機会を持つような仕組みの検討を行う。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標（H30）	実施団体（担当課）
様々な主体と県職員とで県政の課題について検討する会議の実施（こらぼ・で・とーく）	年６回実施	提案の 50％以上の事業化	県（県民生活・男女共同参画課）

３ 協働に関する情報提供

① 地域力向上につながる先進事例の情報提供

さまざまな主体の連携により生み出された協働事例については、地域力を高めるためのモデルとして、あらゆる機会を捉えて情報提供を行う。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標（H30）	実施団体（担当課）
市町村職員の研修会における、モデル事業の報告	年１回実施	協働事業の増加	県（県民生活・男女共同参画課）
NPOと市町村との協働モデル事業報告書の配布（再掲）	全市町村・中間支援組織等に配布	協働事業の増加	県（県民生活・男女共同参画課）



基本方針Ⅴ　社会貢献活動団体による地域づくりへの参画

少子高齢化・人口減少が進み、地域のコミュニティ機能や活力の低下が懸念される中、地域コミュニティを活性化し、地域の活力を維持していく必要があります。
特に、中山間対策が県政の大きな課題となっています。
このため、多様性や先駆性を持った社会貢献活動団体が地域づくりに参画できるように支援を行います。

１ 地域コミュニティとの連携

東日本大震災では、様々な場面で地域コミュニティの重要性が再認識されました。
地縁団体とその他の社会貢献活動団体が連携し、希薄化した地域コミュニティの再生や活性化に取り組むよう、支援します。

①　「地縁型ＮＰＯ」と「事業型ＮＰＯ」との相互理解の促進

地域の活性化に取り組む「地縁型ＮＰＯ」と、福祉やまちづくり、環境など専門的ノウハウを持った「事業型ＮＰＯ」との交流の機会を提供する等により、相互理解を促進する。

②　様々な主体が連携して関わる新たな地域コミュニティの拠点づくり

集落活動センターを中心とした、地縁団体、ＮＰＯ、市町村などの相互連携の取組を支援する。
また、中山間地域において、地域住民が主体となって、様々な主体と連携し、集落維持の仕組みづくりを行う集落活動センターの立上を支援する。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標（H30）	実施団体（担当課）
コーディネーターの派遣	年５回派遣	地縁団体とＮＰＯとの相互理解の増進	高知県ボランティア・ＮＰＯセンター
ＮＰＯフォーラムの開催（再掲）	年１回開催	県民の NPO に対する理解の増進	中間支援組織
集落活動センターの設置・立上支援	（10 年間で 130 カ所）	集落活動センターによる集落維持の仕組みの構築	県（中山間地域対策課）
結プロジェクト（※）推進事業の実施	年 10 箇所程度	集落と企業・大学・NPO 等との協働による集落の維持・活性化	県（中山間地域対策課）

※結プロジェクト・・・ 企業や大学、ＮＰＯ等が農村や漁村の集落との交流やイベントを応援するなど、民間の取組を県内の多くの地域に広めていくことで、集落の活性化や維持につなげていくことを目指す事業。

２ コミュニティビジネスの基盤創出

県民、社会貢献活動団体、事業者、市町村など様々な主体が地域資源を活かし協力しながら「ビジネス」の手法で取り組むコミュニティビジネスの活動によって地域問題を解決し、また、ＮＰＯの自立性の向上と継続性につながるよう、コミュニティビジネスの基盤創出を図ります。

①　ＮＰＯのコミュニティビジネスへの参入支援

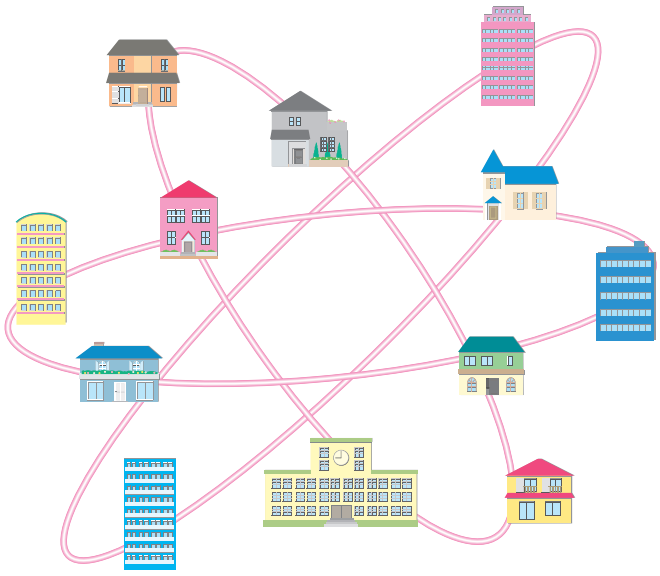
中山間地域でのコミュニティビジネスにより、その活動の利益が地域に還元され、地域の経済活性化とコミュニティの再生につながるような仕組づくりを支援する。

②　ＮＰＯによるコミュニティビジネスの活動支援

継続的なコミュニティビジネスを支援し、生活基盤の確保や地域における就業機会・雇用の創出を図る。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標（H30）	実施団体（担当課）
地域資源の発掘に関する検討会の開催	年１回実施	地域資源の発掘	高知県ボランティア・NPOセンター
起業に関する講座等の開催（土佐まるごとﾋﾞｼﾞﾈｽｱｶﾃﾞﾐｰ（※）等）	入門から応用・実践力まで35科目程度の講座の実施	NPOによる起業	県（計画推進課）
中山間地域の小さなビジネスへの支援	アドバイザーの派遣や助成などにより、地域アクションプランのすそ野を広げる	・新たな商品の開発 ・NPOによる起業	県（地域づくり支援課）



※土佐まるごとビジネスアカデミー・・・　起業や、ビジネスを進めるうえで必要な基礎知識や応用・実践力などを「まるごと」身につけていただこうと開催しているビジネス研修の名称。（通称：土佐 MBA）

基本方針Ⅵ　災害時における社会貢献活動団体の機能発揮

本県は、将来、必ず起こるとされている南海トラフ地震をはじめ、急峻な地形や降水量が多いことなどに起因する災害が発生しやすい自然条件下にあることから、災害への対応は重要な課題となっています。阪神淡路大震災や東日本大震災の際に、ＮＰＯが活躍した例に見られるように、災害時において、ＮＰＯが果たす役割は大きなものがあります。

このため、災害時に機能を発揮できるＮＰＯの育成に取り組むとともに、平常時から県、高知県ボランティア・ＮＰＯセンター（県社協）、市町村社協、事業者、ＮＰＯが相互に連携し、災害支援に係るネットワークの構築を図ります。

また、災害発生時には、ＮＰＯが行政や災害ボランティアセンターと連携できるよう支援します。

1 災害時に機能を発揮できる団体の育成

災害時のボランティア活動の体制強化を図るため、災害時に機能を発揮できるＮＰＯの育成を推進します。

① 災害ボランティアと連携できるＮＰＯの育成

ＮＰＯの専門性（高齢者の介護支援、カウンセリング、街づくり計画等）を活かした取組に加えて、災害ボランティアセンターと連携し、地域外のボランティアの力をうまく引き出し、被災地の復興を支援する等、災害時に機能を発揮できるＮＰＯを育成する。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標（H30）	実施団体（担当課）
災害時の活動に関する意識啓発・研修の実施（専門性をどう活かすか）（ボランティアスタッフの研修、受入実践講座）	各研修・講座年１回開催	災害ボランティアセンターと連携するＮＰＯの増加	県（地域福祉政課、県民生活・男女共同参画課）高知県ボランティア・ＮＰＯセンター
災害ボランティアセンターの模擬訓練の開催（立上・運営）	年２か所開催	災害ボランティアセンターと連携するＮＰＯの増加	高知県ボランティア・ＮＰＯセンター

2 ネットワークの構築

災害の規模が大きくなるほど多数のボランティアの確保が必要になり、ボランティア募集から被災地支援まで、多岐にわたる、迅速で広域的な活動が必要になります。

そのため、平常時から関係機関によるネットワークの構築に取り組みます。

① 行政・ＮＰＯ・事業者（企業）など関係機関によるネットワークづくり

災害時において、スムーズな災害支援協力体制が行われるように、平常時から地域の防災組織等との交流を図り、お互いの役割を確認するなど、ネットワークの構築を図る。

② 災害時における活動拠点の確保

支援活動がスムーズに行われるよう、市町村における災害ボランティアの体制支援や、県内外のＮＰＯの受け入れ体制の整備を支援する。

【具体的な取組と目標等】

具体的な取組	取組目標	成果目標（H30）	実施団体（担当課）
災害ボランティアセンターネットワーク会議の開催（研修、交流会を含む）	年１回開催	構成メンバーにNPOが参画	高知県ボランティア・NPOセンター
コーディネーターの育成講座の開催	毎年７市町村研修実施	市町村社協を中心としたネットワークの構築	高知県ボランティア・NPOセンター
県外のNPOへの情報提供	SNSを活用した情報提供	県外NPOとの相互理解	高知県ボランティア・NPOセンター



第5章　進行管理

第１　社会貢献活動支援推進会議の設置

社会貢献活動に対する支援については、ＮＰＯ関係者、事業者（企業）、県民、学識経験者、行政（市町村）で構成する社会貢献活動支援推進会議により、支援策の調査、検討等を行い、必要かつ適切に推進します。

第２　進行管理

本計画の推進に当たっては、ＰＤＣＡサイクル（※）により、計画の進行管理を行い、その進捗状況を社会貢献活動支援推進会議に報告するとともに、公表します。



※ＰＤＣＡサイクル･･･ 業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という４段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

資　料　編

1 計画策定の経過

資料１

1　高知県社会貢献活動支援推進会議での検討

※開催日、協議内容

	開　催　日	協　議　内　容
平成 24 年度	平成 25 年 2 月 19 日	■第３次社会貢献活動支援推進計画について ・策定に当たっての考え方 ・これまでの取組と成果
平成 25 年度	平成 25 年 5 月 31 日	■第３次社会貢献活動支援推進計画について ・アンケート調査の結果報告 ・ＮＰＯの現状と分析 ・課題の検討
	平成 25 年 8 月 7 日	■第３次社会貢献活動支援推進計画の骨子案について
	平成 25 年 9 月 24 日	■第３次社会貢献活動支援推進計画の素案について
	平成 25 年 11 月 27 日	■第３次社会貢献活動支援推進計画の素案について
	平成 26 年 2 月 14 日	■第３次社会貢献活動支援推進計画の最終案について

※委員名簿

区　　分	所　　属	氏　　名
県民（公募委員）	特定非営利活動法人 高知こどもの図書館　副理事長	大原　寿美
	南国市教育委員会　非常勤職員	岡村　奈緒美
学識経験者	国立大学法人 高知大学人文学部教授	上田　健作
	高知県公立大学法人 高知県立大学地域教育研究センター教授	清原　泰治
中間支援組織	認定特定非営利活動法人 ＮＰＯ高知市民会議	矢田　正江
	特定非営利活動法人高知県西部ＮＰＯ支援ネットワーク理事長	八木　雅昭
	高知県ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ・ＮＰＯセンター所長	間　　章
ＮＰＯ	「くらしを見つめる会」代表	内田　洋子
企　業	㈱四国銀行お客さまサポート部調査役	門田　芳穂
	高知県経営者協会総務課長	矢野　正子
行政関係	高知市市民協働部 地域コミュニティ推進課長	秋沢　大助
	香南市役所	宇根　由美

2　県民パブリックコメント

期間：平成25年12月18日～平成26年1月17日

2 高知県ボランティア・NPO センターの概要
（高知県社会貢献活動拠点センター）

資料 2

1　設置目的

行政、企業とともに地域社会を支える新しいセクターとして、NPOの役割が重要視される中、NPOや県民等に対して情報の提供や人材育成、組織づくりや活動ノウハウの提供などの支援を行うとともに、NPOのネットワークや各種のデータ整備を行うなど、社会貢献活動に対する総合的な支援機関として設置。

2　設置経緯

平成 10 年度	NPO支援策検討会で設置について検討
平成 11 年　5 月	設立準備会の設置
平成 11 年　8 月	センター運営委員会の設置
平成 11 年 10 月	**高知県NPOセンターの開設**
平成 13 年　4 月	既設の高知県ボランティアセンターと統合し、**高知県ボランティア・NPOセンター**（以下、「NPOセンター」という。）となる

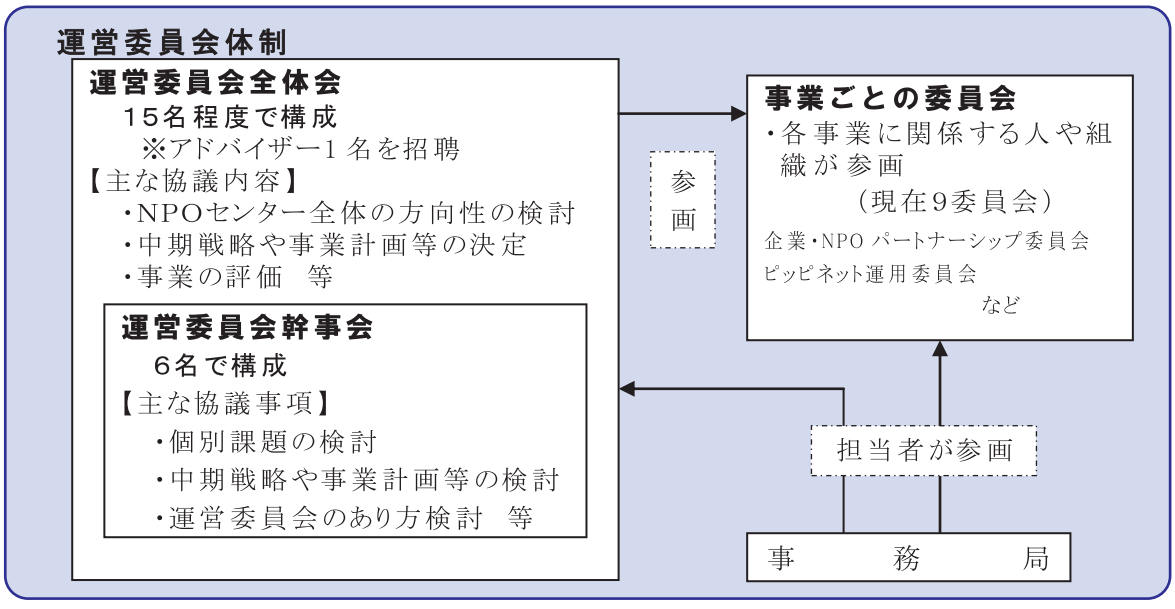
3　設置及び運営

○設置・運営主体：**社会福祉法人高知県社会福祉協議会**
○設　置　場　所：県立ふくし交流プラザ 4 階（高知市朝倉戊 375-1）

※具体的な事業展開などNPOセンターの運営については、NPO関係者等で構成する「運営委員会」における協議を踏まえて実施している。

<u>運営委員会</u>

NPOセンターの運営や事業展開を効果的に行うため、ボランティア、NPO関係者15名の委員で構成。単に意見を述べ合うだけではなく、事業の企画や運営にも関わる参画型の委員会である。



4　主な事業

NPO活動推進のために実施	ボランティア活動推進のために実施
NPOの普及啓発	ボランティア活動の啓発と参加支援
NPOの活動基盤強化	ボランティアコーディネーション機能の向上
NPOのネットワーキング支援	災害ボランティア活動の基盤整備
他セクターとの連携・協働の推進	福祉教育、ボランティア学習の推進

3 公益信託「こうち NPO 地域社会づくりファンド」の概要

資料 3

1 目的

県が一定の財産を市中銀行に信託する等による「公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド制度」の創設を通じて、高知県内の社会貢献活動団体が行う活動に対して資金面の助成を行うことにより、社会貢献活動団体の財政基盤の強化を図ることによる県内の社会貢献活動の継続的かつ円滑な推進を支援し、民間と行政のパートナーシップによる新しい社会づくりを推進することを目的とする。

2 内容

(1) 支援対象団体

社会貢献活動支援条例第2条に規定する社会貢献活動団体

(2) 支援対象活動

高齢者・障害者への介護サービスや廃棄物のリサイクルの推進、清掃活動など地域の環境整備その他の県民や地域社会に対する公共的サービス、または当該公共的サービスを直接的に向上させる活動

(3) 対象活動期間　　1年間

(4) 募 集 方 法　　公 募

(5) 助成金額等

ア 支援対象団体の支援対象活動に係る事業経費の2分の1以内で、500千円を限度とする。また、当該団体に対する助成は3回までとする。

イ 支援対象団体が市町村との協働により行う支援対象活動に係る事業経費で、700千円を限度とする。

ウ 支援対象活動を行う支援対象団体の立ち上がり経費の2分の1以内で、250千円を限度とし、当該団体に対する助成は1回限りとする。

(6) 助成金の年間予算限度額

5，000千円

(7) 助成金の決定、活動報告等

ア 運営委員会の設置

信託財産の管理運営を委託された市中銀行は、助成を決定するにあたり、学識経験者、専門的知識を有する者や行政関係者等で構成する運営委員会を設置し、そこに諮問し、意見や助言を受ける。

イ 公開審査会の実施

申請者は、運営委員に、事業計画等についてプレゼンテーションを行う。なお、この会は、広く県民に参加していただき公開の場で行うこととする。

ウ 助成の決定

公開審査会後、運営委員会の意見をふまえて助成団体を決定する。

エ 活動報告

助成を受けた団体は、中間活動報告及び最終活動発表会でその内容を報告する。中間報告は、運営委員等から活動への助言等を受ける。最終活動発表会は、公開で行うこととし、活動の課題や情報交換等を行い、今後の活動を充実させ、活かしていく会とする。

3 信託財産について

(1) 県からの出捐について

ア 平成 11 年度は30，000千円。平成 12 年度から平成 20 年度までは、助成相当額（5，000千円を限度）を出捐する。

イ 出捐金期間終了後は、信託財産から生じる果実及び信託財産の取り崩しをもって助成を行う。

(2) 県民、企業等の寄付について

このファンドに賛同する県民、企業は随時寄付を行う。

また、県民及び受託者である市中銀行は、広く民間の寄付を得るため啓発活動を行う。

4 県内の社会貢献活動団体の活動事例

資料 4



特定非営利活動法人

室戸ドルフィンプロジェクト

住所 〒781-7101 高知県室戸市室戸岬町鯨浜6810-162
TEL (0887)22-1245
HP http://www.muroto-dc.jp/

イルカと一緒に泳ぎませんか！

室戸ドルフィンプロジェクトは「人とイルカとが触れ合い、コミュニケーションをとりながら一緒に楽しむこと」を目指して活動しています。施設内では、イルカとの触れ合いプログラムや発達障害児対象のイルカ介在活動の特別プログラムなどを実施しております。

運営していく中で、イルカを守るための台風対策や、日々の体調管理など、本当にいろいろな苦労があります。しかし、「室戸にたくさんの人が来てほしい」という地元の人たちの強い思いと協力に支えられ、活動を続けてこられました。

多くの方々がこの施設を訪れ、イルカたちと楽しい時間を過ごせるよう願っています。



イルカと人をつなぐボランティア！

室戸ドルフィンセンターでは、イルカにさわったり、一緒に泳いだりできる体験プログラムが年中あり、そのお手伝いをしてくれるボランティアを募集しています。体験者に楽しみや喜びを与えるだけではなく、ボランティア自身もいろいろなことを学び感じとることができます。



★プログラム体験者への案内や誘導
★施設内での接客
★発達障害児を対象としたイルカふれあい特別プログラムのサポート

メッセージ

動物が好きな方、福祉や地域の活動に興味がある方、何かボランティアをしてみたい方、どなたでもいろいろな経験ができるところです。一緒に楽しみませんか？





特定非営利活動法人

YASU海の駅クラブ

住所 〒781-5602 高知県香南市夜須町千切536番19号
TEL (0887)57-1855
HP http://yasu-uminoeki.com

夜須の海を楽しもう！

2002年高知国体で、旧夜須町（現香南市）がセーリング競技会場となり、県内初の公共マリンスポーツ施設ができました。その際、国体選手の風を切って海の上を爽快に走るプレーを目の当たりにし、大いに盛り上がりました。このマリンスポーツへの熱がさめないようにと願い、YASU海の駅クラブが設立されました。

開放感いっぱいの海上の景色、サンゴや魚が見える美しい海中の様子…夜須の海の魅力をたくさんの人に伝えたいと思っています。誰もが安心して気軽にマリンスポーツを体験できる場として、地域活性化に貢献しています。



ヨット体験



シュノーケリング

マリンスポーツが楽しめるボランティア!!



いかだ体験

YASU海の駅クラブでは、季節を問わず楽しめる海のプログラムをたくさん用意しています。楽しくマリンスポーツ体験ができるようにサポートしてくれる会員を募集しています。

★マリンスポーツ体験のサポート
（シーカヤックやシュノーケリングなど）
★各プログラム体験者への指導等
★研修・学習教材などの提案



メッセージ

若い人が大いに活躍できる場です。
マリンスポーツを楽しみながら社会貢献してみませんか？



任意団体

絵金蔵運営委員会



住所 〒781-5310 高知県香南市赤岡町538
TEL (0887)57-7117
HP http://www.ekingura.com/



企画展

赤岡の文化を守りたい!!

旧赤岡町（現香南市）では、「この町の魅力って何だろう」と町の将来について、住民参加のワークショップを長年続けてきました。その話し合いのなかで、町の宝である絵金の絵を守り、なおかつその魅力を知ってもらうための施設「絵金蔵」をつくることとなりました。このまちづくりに関わってきた地元メンバーが組織し、絵金蔵を運営しています。絵金の屏風絵は、闇の中にあってこそ圧倒的な存在感と異彩を放つと言われており、「絵金蔵」では絵金祭りの夜に倣って、展示室を薄暗くしています。

私たちは、高い技術を持ち、他のどこにもないユニークな絵を描いた絵金のことを、土佐の代名詞となるまでもっと多くの方々に知ってもらいたいと願っています。絵金を育てたこの町の人や風土、文化の魅力をもっと発掘し、作品と共にきちんと後世に伝えていくために活動を続けています。



屏風絵



絵金の魅力を伝えたい!

毎年7月に行われる絵金祭りは、絵金の芝居絵屏風を商店街にある家々の軒下に並べ、蝋燭の炎で灯して展示します。屋台が並び、さまざまな催しが行われる賑やかな祭りです。この絵金祭りをお手伝いしてくれるボランティアを募集しています。



ミニコンサート

絵金祭りの催し
- ★土佐絵金歌舞伎公演
- ★路上解説
- ★高木酒造酒蔵解放
- ★絵金蔵夜間開館
- ★ビアガーデン

その他の活動
- ★地域に残る屏風や絵馬等の調査・研究・企画展の公開
- ★町歩きを楽しむための地図やカルタの作成



まち歩きカルタ

メッセージ

「絵金蔵」は、赤岡町の核となる施設で、地域の私たちが運営することによって、この町のよさをたくさんの人達に知ってもらいたいと思っています。
また、この地域に住んでいる若者にこの文化を続けて伝えていってほしいです。



特定非営利活動法人

高知市こども劇場

住所 〒780-0833 高知県高知市南はりまや町1丁目15番14号豊美堂ビル3階
TEL (088)883-8022
HP http://www.kgkochi.com

子どもも大人も成長できるあそび場



高知市こども劇場は、子どもと大人が一緒に舞台芸術や自然体験を楽しむ活動をしています。親子、そして、お兄さんやお姉さん、地域の大人たちなど、家族以外の大人との関わりを通して、こころ豊かに育ち合える地域社会を目指しています。

自分はどんなことがやりたいのか、それはどんなふうに計画を立てればできるのか、会員みんなが役割を持ち、自発的に行動できるようにすることが大切だと考えています。何もかも、一から自分たちで作り上げていく中で、子どもだけではなく、大人も子どもの主体性を育むためにはどのようにふるまえばいいのか、活動に参加しているあらゆる世代が成長できます。

こども劇場のあそび場は、会員からの声が形になっていく場です。みんなで知恵を出し合って、企画・運営しています。



竜河洞探検



工石山登山



お兄さんやお姉さんへの憧れ

子どものころ、自分より少し上のお兄さんやお姉さんを見て、あぁなりたいと憧れたことはありませんか？子どものやる気を引き出し、自ら進もうとする後押しとなります。高知市こども劇場は、子どもの手を引き、少し前を歩いてくれる存在を必要としています。舞台鑑賞例会や野外活動など、企画・運営する仲間を募集しています。



演劇総演舞台にて

★年齢に合わせた舞台劇や人形劇、音楽などナマの舞台鑑賞
★キャンプやきもだめしなどの遊び
★広報紙の制作



メッセージ

子どもたちに関わりたい人、子どもたちが大好きな人
welcome!! 一緒に楽しみましょう！



認定特定非営利活動法人

NPO高知市民会議

住所 〒780-0862 高知市鷹匠町２丁目1番43号
高知市たかじょう庁舎２階　高知市市民活動サポートセンター
TEL (088)820-1540
HP http://www.siminkaigi.com



まちづくりトークCafé風景

市民の思いと共感を！

誰もが抱いている「住みよい社会にしたい」という思いが共感を呼び、仲間が集まり、そして社会を変えることができます。NPO高知市民会議は、そんな思いと共感が原動力となり、市民活動をサポートし合える仕組みづくりを提案しています。NPO同士の情報の共有やネットワークの構築、NPO向けの様々なスキルアップ支援など、幅広い活動をしています。

まちづくりトークCaféに参加しませんか！

市民が自由に安心して語れる場としてスタートしました。毎月一回、話題提供者を中心に、お茶を飲みながら喫茶店で話すような雰囲気で、自分の考えていることを話し、共感し合ったり、刺激を受けたり…。"まちづくり"や"NPO"の初心者入門編として、老若男女問わず誰もが気軽に楽しめるよう開催しています！毎月のテーマや開催日、開催場所につきましては、当団体の広報誌やホームページをご確認ください。





とさっ子タウン実行委員会のメンバー募集！

私たちのプロジェクトのひとつに、子どもたちがつくる仮想のまち「とさっ子タウン」というイベントがあります。その実行委員会は、市民活動を行っているメンバーや県内の大学生や高校生、協力企業など、約100名で構成されています。学生が中心となり、ユニットに分かれて一年かけて準備を進めていきます。学生にとっては、社会に出る一歩手前の経験の場になっています。

例えば、こんなユニットがあります！

★イベントの仕組みを考え、段取りを組む「だんどりユニット」
★看板、道具、衣装など、ものをつくる「よろずユニット」
★企業にプレゼンをし、寄付金を調達してくる「営業ユニット」
など

詳しい情報は、とさっ子タウンのホームページやfacebookで発信しています。

メッセージ

ボランティアや社会貢献に興味のある方、ぜひ参加してみてください。



任意団体

高知SGG善意通訳クラブ

住所 高知県高知市
E-mail kochisgg@hotmail.co.jp
HP http://kochisgg.web.fc2.com/

国際交流っておもしろい！

高知SGG善意通訳クラブは、1988年善意通訳者の有志によって設立されました。一般の外国人観光客のガイドから、国際会議における通訳まで、数多くの実績があります。観光客が安心して楽しく観光できるように、また、高知や日本の素晴らしさを体感できるように、温かいおもてなしの心を持って活動をしています。
現在は、英語・韓国語・中国語の通訳ガイドを行っており、高知城では毎年、20~30か国、200人以上の外国人をご案内しています。



高知城案内

国際交流は、異文化に触れるおもしろさもありますが、逆に自分の国やまちのすばらしさを相手に伝えることも大切です。日本、そして高知の文化や歴史を学ぶことにより、また新しい世界が広がります。



牧野植物園 案内



国際交流イベント

通訳ガイドや翻訳のボランティア

世界各国から訪れた外国人に楽しいガイドでもてなしませんか？

★毎週日曜の高知城ガイド
★桂浜や五台山など、高知県内の観光地同行ガイド
★パンフレットなどの翻訳



土佐刃物流通センター案内

勉強会で語学力アップ！

語学力・ガイド技術向上のために、定期的に英語・韓国語・中国語の勉強会を行っています。月1回は外国人講師を招き、食文化や新聞記事など、テーマを決めてディベートをする時間もあります。定例の勉強会の他にも、高校生のための高知城英語ガイド講座も実施しております。座学と実践を交えて楽しく勉強できます！

メッセージ

高知の“民間外交官”として活躍しませんか？ぜひ一度、勉強会へ見学に来てください!!



特定非営利活動法人

日高わのわ会

住所 〒781-2152 高知県高岡郡日高村沖名3-2
TEL (0889)24-4004
HP http://wanowa-hidaka.com/

小さな村の困りごとを解決する日高まるごとハローワーク！

日高わのわ会は、年齢や障がいに関係なく、誰もが"その人らしく"暮らせる日高村を目指しています。地域の困りごとは地域で解決しようと、村の困りごとを有償ボランティア方式で解決すると共に、どんな人でも働ける就労の場を作り出しています。日高村の住民が生きがいを持ちながら、自立して生活していくために、村全体がハローワークとなっています。

2012年12月には、日本各地のユニークで意義のあるさまざまな社会問題を可決する活動で共感を得られるものを表彰する「いいね！JAPANソーシャルアワード選考委員特別賞」を受賞しました。

「いいね！JAPANソーシャルアワード
選考委員特別賞受賞」



主婦が開発したトマトソース

日高村名産のシュガートマト。その規格外のトマトを活かせないかと、村のお母さんたちが試行錯誤を重ね、やっとトマトソースを完成させました。このトマトソースは、2012年モンドセレクション金賞を受賞し、口コミ等により全国的にファンが広がり、リピート客も増えています。「喫茶わのわ」でも、自慢のトマトソースを使ったオムライスやパスタを提供しています。商談会へ参加するなど、マーケティングにも力を入れ、販路の拡大を目指しています。



●真っ赤なトマトのトマトソース
●真っ赤なトマトのパスタソース
●真っ赤なトマトのピザソース
●みどりのトマトの金色ジャム



まるごと高知で試食販売





喫茶「わのわ」
スタッフ

ライフスタイルに合ったボランティア

★シュガートマトを使った商品開発
★喫茶わのわでの調理・接客
★チャイルドルームでの託児
★障害者就労支援事業所　など

メッセージ

わのわ会ではいろんな活動の中から、あなたに合ったボランティアがきっとみつけられます。ぜひ、一緒に活動しましょう。



特定非営利活動法人

NPO砂浜美術館

住所 〒789-1911 高知県幡多郡黒潮町浮鞭3573-5道の駅ビオスおおがた情報館内
TEL (0880)43-4915
HP http://sunabi.com/
FB http://www.facebook.com/seaside.gallery

私たちの町には美術館がありません。



砂浜美術館では、美しい砂浜が作品です。その他にも、青い空、広い海、おもしろい形をした流木など…ここにある全てのモノが作品だと考えています。建物がある美術館ではありませんが、砂浜を走りまわったり、はしゃいだり、訪れる人みんなが笑顔になれる美術館です。

私たちは、黒潮町にある自然の恵みを伝えるためのツールとして、黒潮のまちを楽しむことができるイベントやより芸術に特化した現代アート展などを企画・運営しています。また、私たちはそれがビジネスとなり、仕事として活動していけるNPO法人を目指しています。

活動に参加し、黒潮町の人と関わる中で、やりがいを見いだしたり、自然の恵みに感謝したり、人生観や価値観に大きく影響するような経験ができる場を創っています。



Tシャツアート展

Tシャツアート展のボランティア

4キロにも及ぶ広大な砂浜に、青空と約1000枚のTシャツがおりなす風景。Tシャツアート展のボランティアでは、会場設営や接客など、黒潮町に10日間滞在して一緒に活動していただきます。廃校になった小学校に宿泊し、ボランティア仲間と一緒に共同生活をしながら、楽しく活動できます。私たちの砂浜美術館のコンセプトに共感し、それを多くの方に伝えてくれる方を募集しています。



潮風のキルト展



ホエールウォッチング

その他の活動

★入野松原で開催する、パッチワークキルトのコンテスト「潮風のキルト展」
★砂浜美術館の館長・ニタリクジラに会いにいくツアー
など

メッセージ

まちづくりに関わりたいけれど、何をすればいいかわからない人、おもしろいこと、楽しいことを発見するのが好きな人、ぜひ、参加してみませんか！

特定非営利活動法人

安芸老人問題研究会
（通称：託老所 わすれな草）



住 所　〒784-0007 高知県安芸市寿町1-7
TEL　(0887) 35-3180
ホームページ　http://www.inforyoma.or.jp/wasurenagusa/

お年寄りが大事にされる社会を作りたい!

安芸老人問題研究会は、1986年、認知症になった高齢者とその家族の援助と福祉の向上をはかることを目的に結成されました。当時、認知症への理解は低く、その家族が抱える苦悩は深刻なものでした。自分たちの力でできるところから始めようと、ボランティアによる託老所として活動を始めました。



託老所「わすれな草」は「親を忘れるな、年寄りを忘れるな」をモットーに、肩ひじ張ることなく、本当の家族のように認知症の方のお世話をしています。ほぼマンツーマンの対応ができていることが何よりの強みです。まるで家にいるような、あったかい雰囲気がある「わすれな草」。長い間、ボランティアが継承してきた、お年寄りへの深い思いやりで創り上げられた場所です。

あたたかく支えあうボランティア



わすれな草では、いろいろな形でボランティアに参加してくれる方を募集しています。介護だけではなく、利用者の話し相手や広報、自動車での送迎など、お手伝いしていただきたいことがたくさんあります。いつかは自分もお世話される日がきます。お互いに、面倒を見たり、見られたりするのが一番です。ここにいると、適度に忙しくて楽しい、というボランティアの方もいらっしゃいます。人生経験の深い方々とのふれあいは、きっとあなたの人生を豊かにします。

こんな活動をしています

- デイサービス わすれな草の運営
  （平日午前9時～夕方）
  おしゃべり、歌、踊り、散歩、昼食、近所への買い物など、こちらでメニューを決めずに、利用者がその日にやりたいことを決めて自由に過ごせます。
- 地域住民との交流や講演会などの啓発活動



地域のイベントにも参加



サンタも登場!
クリスマス会

メッセージ

高齢者の方の援助になるだけでなく、自らの第2の人生や生きがいを見つけ出すきっかけになればと思っています。気軽に参加してみませんか?

特定非営利活動法人

香南市国際情報化推進協会
（通称　みかんネット香南）

住　所　〒781-5332 高知県香南市香我美町徳王子2220-1
香我美市民館内
TEL　(0887) 55-2143
ホームページ　http://www.netwave.or.jp/~mikannet/

パソコン愛好家の集まり

みかんネット香南は、旧香我美町の教育委員会がパソコン講習を開いたのをきっかけに、意欲のある地元のパソコン愛好家たちによって誕生しました。パソコンで困ったことがあったら、「まずはみかんネットに聞いてみよう！」「みかんネットに聞いたら何とかなる！」と言われるような、誰もが気軽にパソコンを習えるサポートセンターを目指しています。また、人と人との関わりを大切にしているので、おしゃべりの場としての楽しみもあります。



新しいものが次々と登場する情報化社会では、驚くほど生活が便利になり、楽しくなります。パソコン操作ができるようになると、きっと新しい世界が広がります。パソコンが苦手な方、初めて使う方、どんな方でもていねいにサポートいたします。

楽しみながらスキルアップ

みかんネット香南では、講師もサポートも運営も全てボランティアで支えています。パソコン講習のお手伝いや、印刷物の作成や配布、各種イベントの盛り上げ部隊など、ぜひあなたの力を貸して下さい。パソコンが好きなもの同士、情報交換したり、共通の話題で盛り上がったり、お互いに楽しみながらスキルアップできます。

こんな活動をしています

- パソコン操作の指導
- デジタルカメラでの撮影・編集・展覧会
- インターネット体験





会員さんがデジカメで撮った作品の展示会



メッセージ

和やかな雰囲気のサポートセンターです。パソコンが得意な方、デジカメなどの趣味を楽しみたい方、どんな方でも大歓迎です。

任意団体

団塊バンド サイコ

住 所　〒780-0048 高知県高知市吉田町
TEL　090-5148-4738

もう一度燃焼したい!

団塊バンド サイコは、音楽の「楽しみ」を地域社会の人々、同世代の仲間と共有するため、音楽のジャンルにとらわれない気楽な演奏、出前ライブなど、楽しさと感動を与える演奏活動を行っています。

高知学園のブラスバンドOB3人の、「このままリタイアして老いていくのも…何かやり残したことはないのか?」「もう一度何か燃えることを!」という熱い想いから、2007年に結成されました。「最高・再興・さー行こう!」の意味を込めて、サイコと命名しました。結成後も同校OBや、後輩、他校のOBなどが集まり、"フルバンド"を編成できるまでになりました。"団塊"を売りにしていますが、腕を磨きたい若い世代も活動しています。

多くの人に、聞いて、見て、喜んでいただけるバンドが目標です。





練習風景

音と人とのつながり

若いころに楽しんだ音の重なりをもう一度楽しみませんか?会員は、初心者から経験者までさまざまで、教え、教わることでお互いに上達することができます。練習の成果を出せる機会もたくさんあります。施設や病院など訪問先で観客の方に多くの感動を与えると同時に、こちらも喜びを味わうことができます。





ジャズ、懐メロや童謡など、幅広いジャンルの音楽を提供中!

こんな活動をしています

- イベントに花を添える前奏
- 福祉施設や病院、幼稚園などへの音楽隊訪問
- 発表会兼ダンスパーティー
- 毎週日曜日の練習

メッセージ

目標に向かって努力することで、やりがいを感じ、充実した生活を送ることができます。一緒にシニア世代が奏でる音楽を楽しみましょう!

特定非営利活動法人

土佐観光ガイドボランティア協会

住 所　〒780-0901 高知県高知市上町2丁目6番33号
高知市立龍馬の生まれたまち記念館内
TEL　(088) 820-1165

高知の“まごころ観光”の担い手

昭和63年、高知県観光課が主催の“第一回土佐観光大学”の修了有志47人が、このまま終わってしまうのはもったいないと、平成元年4月に協会を発足しました。観光大学卒業修了者のみを会員とし、現在まで25年の実績があります。



高知にいながら、“全国のお客さまと一期一会”の出会いがあります。観光客の方々の喜びの声が活動の原動力になっています。さまざまな観光客との交流の中で、相手が何を求めているかを見極めながら、ニーズに合わせたガイドを心がけています。質問してもらえることがうれしく、そこからまた話が広がります。お客さまとのコミュニケーションを大切にし、まごころのこもった、質の高いガイドを目指しています。

相手も自分も満足できるボランティア

土佐観光ガイドボランティア養成講座を修了したのち、ガイドボランティアとして活動することができます。学んだ知識や自分の経験を活かした活動は、生活にハリが出てやりがいも感じられます。ボランティアに参加することで、体調管理に気を配るきっかけにもなっています。健康な体づくりのためにも、ガイドを一緒にやってみませんか?







高知城へ来られたお客様にご案内中



メッセージ

会員同士の交流もあり、とても楽しい活動です。龍馬が育った土佐の風土、歴史、文化に触れながら、見どころ満載の高知のまちを全国のお客さんに紹介しましょう。

こんな活動をしています

- 龍馬の生まれたまち記念館、日曜市、桂浜、高知城、幕末土社中での観光案内
- 郷土学習のための、小学校～高校への出前授業
- 講演会などへの講師派遣
- 旅行会社へのツアー提案

特定非営利活動法人

いきいき百歳応援団

住所　〒780-0822 高知県高知市はりまや町1丁目9番3号
TEL　(088) 884-4050

還暦すぎたら“いき百”を！

高知市が平成14年に介護予防のために始めた、筋力・バランス能力を高める「いきいき百歳体操」。高齢者でも自宅で座ってでき、誰でも簡単にできる体操だったことから、今では高知市内で約300ヶ所、全国では約1,500ヶ所にも広がりを見せています。現在では、地域の集まり、町内会、民生委員に働きかけ、住民全体で実施されています。



いきいき百歳応援団は、「いきいき百歳体操」と、食べる力や飲みこむ力をつける「かみかみ百歳体操」の啓発活動を行っています。高齢者が百歳まで住みなれた地域でいきいきと暮らせる環境づくりや地域コミュニティの活性化を活動目的としています。

心身ともに元気になる活動

“いき百”（いきいき百歳体操の呼称）は、心と体の元気のためにとても役立つ文化です。高知で生まれ、全国に広まったことに誇りと喜びを感じながら、もっと普及させていきたいと思っています。体操会場の設営などを担当する世話役、体操を教えるサポーターとして、元気に活動してみませんか？また、交流会では、いろいろな地域を訪れるので、観光などのお楽しみもあります。



こんな活動をしています

- 各地で行われている“いき百”の支援
- 観光・学習・グルメを交えた交流会の開催
- 講演会の企画



研修会のようす



体力測定で筋力チェック…“いき百”効果を実感！

メッセージ

団体としてはまだまだ新しいので、たくさんの方の支えが必要です。参加者のみなさんは、本当に元気です。この元気を一緒に共有してください。

特定非営利活動法人

地域サポートの会 さわやか高知

住 所　〒780-0064 高知県高知市和泉町2番15号
TEL　(088) 821-0550
ホームページ　http://www4.ocn.ne.jp/~sawayaka/

誰もが安心して暮らせるように



さわやか高知は、1994年の設立以来、高知市内で唯一の有償ボランティア団体として、「できるときに できることを 無理せず 楽しく」をモットーに、助け合いの活動を実施しています。「日常生活で人それぞれの生きがいとなるようなことを大切にしたい」という、さわやか高知の原点を忘れないように、介護保険制度では対応できない細かいサービスにも力を入れています。高齢者や障害者の日常生活で困ったことにできる限り対応して、利用者の生活の質を高める活動をしています。

今後、このような助け合いの仕組みが各地で広がり、元気な人が高齢者・障害者・地域を支えていける世の中を目指しています。







楽しみの会員親睦レクリエーション。今回は龍馬であい博。来年も元気な顔を見せてヨ！

助け合いの心を持った“有償サービス”

さわやか高知では、1円の税金も使わずに、“有償ボランティア”という形で助け合いの活動を実施しています。有償ボランティアということで、サービスを受ける側にとって遠慮なく頼みごとができます。また、ボランティア自身も、謝金をもらうことで社会参加ができているという意識が生まれ、楽しみや元気をもらうことができます。困ったときはお互い様です。できるときに、できることを、無理せず、楽しく、活動に参加してみませんか？



子育て世代のお手伝いも

メッセージ

高齢化や少子化が進むこれからの社会では、あなたの活躍できる場がたくさんあります。一緒に困っている人の手助けをしませんか?

こんな活動をしています

- 食事作り、買い物、掃除などの家事援助
- 在宅介護や通勤、送迎などの介助
- 産前産後の手伝い、子守りなどの子育て支援
- 日常生活での困ったことで、サービス可能なもの

特定非営利活動法人

土佐の森・救援隊

住 所　〒781-2154 高知県高岡郡日高村岩目地中山940-1
TEL　(0889) 24-5444


道づくりの研修指導風景

だれでもできる林業！

高知県内には山がたくさんありますが、その多くが、間伐など整備ができていない状況です。土佐の森・救援隊は、そのような山々の整備・環境保全を目的とする“森林ボランティア”です。

以前のように、自分の山は自分で管理したり、地域で寄り合い整備したりすることが、今では当たり前にできなくなっています。そこで、少しでも林業を復活・再生させるために、山にダメージを与えない、環境にやさしい間伐などを行っています。人づくり・組織づくり・ネットワークづくりを通して森林と山林の再生を目指しています。

地域とつながる“森の活動”

森林ボランティアの活動内容は、まず、維持・管理ができていない山に入り、チェーンソーで伐採し、搬出します。その後、木材を薪に変え、中山間地域へ配達します。こういった作業のお手伝いをしてくれる方を募集しています。

簡単な作業から参加でき、初心者には経験者が親切に教えます。女性にも使いやすい、小型のチェーンソーもあります。ボランティア参加者には、地元の協力店で地場産品と交換できる、オリジナルの地域通貨券「モリ券」を発行しています。モリ券が使われることにより、地域経済の活性化にもつながっています。




森林証券＝モリ券。森林ボランティア活動参加者に対する感謝の気持ちとして発行しています。


軽架線による木材の搬出

こんな活動をしています

- 仁淀、日高、いの、佐川地域を中心とした森林整備
- 木の駅ひだかの運営（薪の良心市や木工品販売、配達出荷場、原木販売など）
- 森の大切さをみんなに知ってもらう森林環境教室の開催


中山間地域の高齢者宅への薪配達

メッセージ

身軽に参加できるボランティアです。「高知の山を良くしたい！」「健康のために体を使った何かをしたい！」と思っている方、ぜひ一度参加してみませんか？

特定非営利活動法人

とかの元気村

住 所　〒789-1232 高知県高岡郡佐川町東組2692
吉森伸郎 方

TEL　(0889) 22-0448





たらふく秋まつり

「好きです とかの！」が合言葉

佐川町斗賀野地区の活性化のために、地域が団結してできた団体です。「斗賀野流のスローライフを楽しもう」「のんびり・ゆったり・元気よく生きよう」「農業を中心とした活力のある地域をつくろう」「斗賀野のよさを守り、より良くしていこう」をコンセプトに、みんなで大好きな地域を育てようとしています。

イベントや事業を積極的に企画し、参加者も年々増えています。参加者からは「このような機会を与えてくれてうれしい」という声もいただき、地域がよくなることでみんなが生きがいを感じられるようになっています。“お互いにほめ合う感謝の組織”を目指しています。

人と人をつなぐ地域づくり

斗賀野地区の活性化のために、5つの部会（農業振興・自然環境・健康福祉・文化教育・地域づくり）を設置し、会員は希望する部会に所属し、さまざまな活動を展開しています。ここには、やりたいことを実行する力があります。子育て世代や事務局として運営を手伝ってくれる方など、一緒に活動をしてくれる方を募集しています。イベントへの参加も大歓迎です。



斗賀野小学校の
田植え体験を指導



斗賀野歴史と
植物探訪
ウォーク



地区民運動会を盛大に開催！



メッセージ

とかの元気村には、その人の能力に合った活動が必ずあります。会員になって、一緒に斗賀野ファンを増やしませんか？また、呑ミニケーションも活発です！

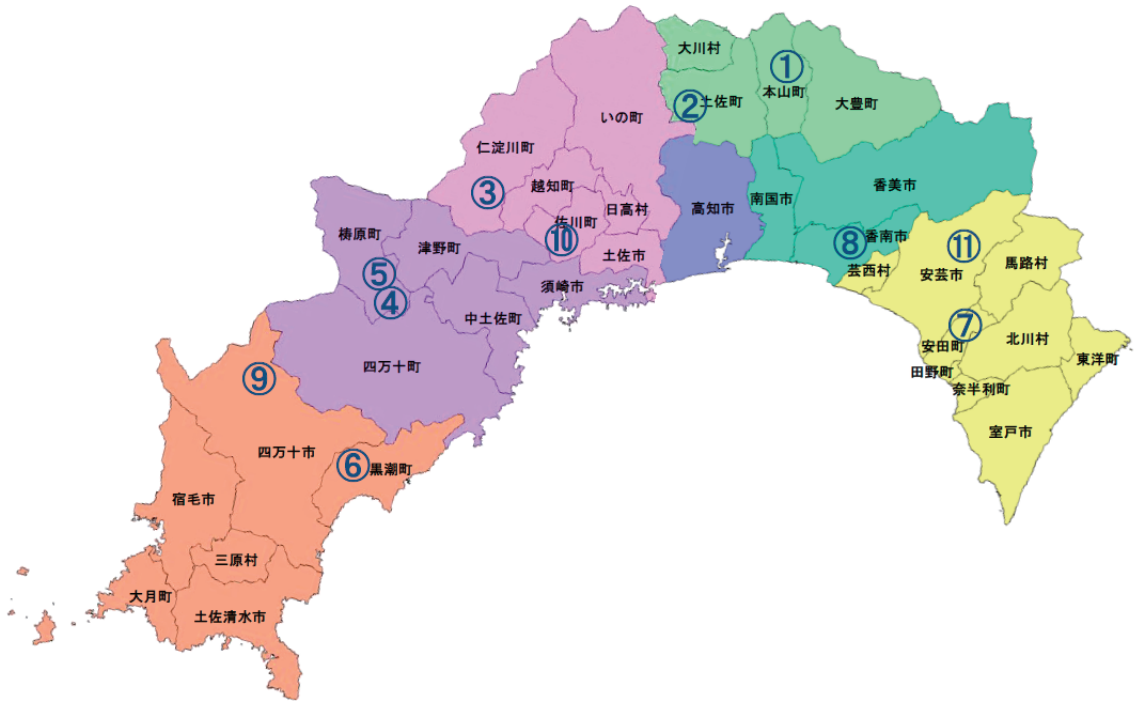
こんな活動をしています

- 魚の放流や伐採による河川整備
- ホタル、ささゆり、野かんぞうなどの希少植物の保護・繁殖
- たらふく秋まつり、健康ウォークなどの地域交流活動
- 町民図書館の運営

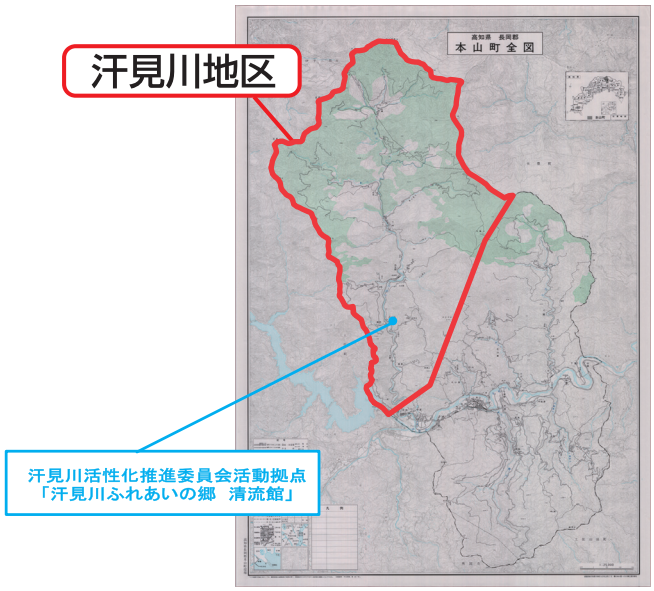
5 県内の集落活動センターの活動事例

資料 5

集落活動センター開所地区（H25年12月末現在）



NO.	市町村名	地区名	構成集落（集落数）	人口	世帯数	高齢化率	開所時期	名称（拠点施設）	実施主体（事務局スタッフ）
①	本山町	汗見川	立野、坂本、屋所、沢ケ内、瓜生野、七戸(6)	206	100	57.8	H24.6.17	集落活動センター「汗見川」（汗見川ふれあいの郷 清流館）	汗見川活性化推進委員会（高知ふるさと応援隊1名）
②	土佐町	石原	有間、峯石原、西石原、東石原(4)	391	190	46.5	H24.7.1	集落活動センターいしはらの里（石原コミュニティーセンター他）	いしはらの里協議会（高知ふるさと応援隊2名）
③	仁淀川町	長者	木半夏、宮首、中ノ瀬上、中ノ瀬下、古田、石井野、打置、西古城山、東古城山、寺野、竹谷、宮ケ坪、日鉄宮ケ坪、五味谷(14)	698	297	35.0	H24.12.1	集落活動センターだんだんの里（だんだんの里）	だんだんくらぶ
④	檮原町	松原	大向、中平、上久保谷、下久保谷、松原、島中(6)	302	153	61.9	H25.1.12	集落活動センター「まつばら」（松原ふれあいセンター他）	集落活動センター「まつばら」推進委員会（高知ふるさと応援隊2名 *「はつせ」との兼務を含む）
⑤	檮原町	初瀬	上折渡、下折渡、影野地、大野地、佐渡、初瀬本村、仲久保(7)	145	69	49.7	H25.1.12	集落活動センター「はつせ」（鷹取の家他）	集落活動センター「はつせ」推進委員会（高知ふるさと応援隊2名 *「まつばら」との兼務を含む）
⑥	黒潮町	北郷	大屋敷、本谷、大井川(3)	142	66	49.3	H25.3.5	集落活動センター北郷（旧北郷小学校）	北郷地区協議会（高知ふるさと応援隊1名）
⑦	安田町	中山	間下、内京坊、正弘、別所、中ノ川、西ノ川、与床、小川、中里、船倉、瀬切、日々入(12)	594	285	46.0	H25.4.1	集落活動センターなかやま（旧中山小学校他）	中山を元気にする会（高知ふるさと応援隊1名）
⑧	香南市	西川	口西川、中西川(2)	418	178	47.5	H25.4.12	西川地区集落活動センター（西川公民館）	西川地区集落活動センター推進協議会（高知ふるさと応援隊1名）
⑨	四万十市	大宮	大宮上、大宮中、大宮下(3)	294	136	47.6	H25.5.26	大宮集落活動センターみやの里（㈱大宮産業）	大宮地域振興協議会（高知ふるさと応援隊3名）
⑩	佐川町	尾川	高平、下郷、西山耕、中村、山田、堂野々、松ノ木、古畑、峰(9)	910	419	42.9	H25.9.19	集落活動センターたいこ岩（ふれあいの里尾川）	尾川地区活性化協議会（高知ふるさと応援隊1名予定（H26.4月～））
⑪	安芸市	東川	入河内、黒瀬、大井、古井、別役(5)	174	107	76.4	H25.9.29	東川集落活動センターかまん東川（東川公民館）	東川地域おこし協議会（高知ふるさと応援隊1名）

項目 ＼ センター名			集落活動センター「汗見川」 平成24年6月17日開所
地域の概要	構成集落		本山町汗見川地区：立野、坂本、屋所、沢ケ内、瓜生野、七戸（6集落）
	人数、世帯数、高齢化率		206人、100世帯、59%　【平成25年3月1日　現在】
	役場からの距離		15km
	位置図		
これまでの経過			地域の活性化を目指し、平成11年に汗見川活性化推進委員会を立ち上げ、廃校を活用した宿泊施設「汗見川ふれあいの郷清流館」の管理及び運営、道路や河川岸の清掃活動、田植えや間伐体験等の地域外との交流活動、手打ちソバやシソジュース等の特産品づくりなど、様々な活動を実施している。
運営体制	運営主体となる組織		汗見川活性化推進委員会【平成11年設立】
	規約	規約の概要	目的・事業内容・組織構成・会議・会計を規定
		目的	汗見川地区等の活性化の推進に必要な事項を協議し、汗見川地区等の活性化を図ることを目的とする。
		事業内容	①活性化推進部会との連絡調整 ②活性化に関する研修や研究 ③汗見川の活性化推進に関する実行
		部会	●森づくり推進部会 （森づくりに関すること、森林環境面・森林体験交流活動など） ●地域づくり推進部会 （地域資源を生かした交流事業や特産品の活性化、地域資源の活用、魅力ある地域づくり研究や推進） ●人づくり・健康づくり推進部会 （健康づくり推進、健康の里づくりを目指した計画推進、人づくり・安心で安全な地域づくり推進）
	構成員		汗見川地区内及び吉野、寺家地区の中から次の代表者を以て組織する。 各推進部会の代表部員、議会議員、各区長、老人クラブ会長、 ホタル会会長等推進に必要な代表者

項目 ＼ センター名	集落活動センター「汗見川」 平成24年6月17日開所
拠点施設の概要	旧沢ケ内小学校（平成16年休校後、19年廃校）を宿泊交流施設「清流館」として運営。 指定管理は平成20年から。 

活動内容（3年後の活動イメージ）

手打ちそば



★特産品づくり・販売

- 地元商品への特産品コーナーの開設
- 「まるごと高知」でのシソジュースのテストマーケティングの実施
- ソバ、シソを使ったお菓子の施策
- 新たな特産品づくり
  →山菜・シカ肉等の活用

稲刈り体験



★観光交流活動

- 魅力ある交流施設の整備
- 新たな交流イベントや体験メニューの実施
  →汗見川そばの収穫祭、登山ツアー等



白髪山 山岳ツアー

★防災活動

- 地域防災体制の充実
- ヘリポートの活用



エ

★農産物等の生産、販売

- 薬草の栽培
- 野菜の共同出荷



★鳥獣被害対策

- シシ肉やシカ肉の活用



★生活支援サービス

- 買い物支援など高齢者を地域で支える仕組み

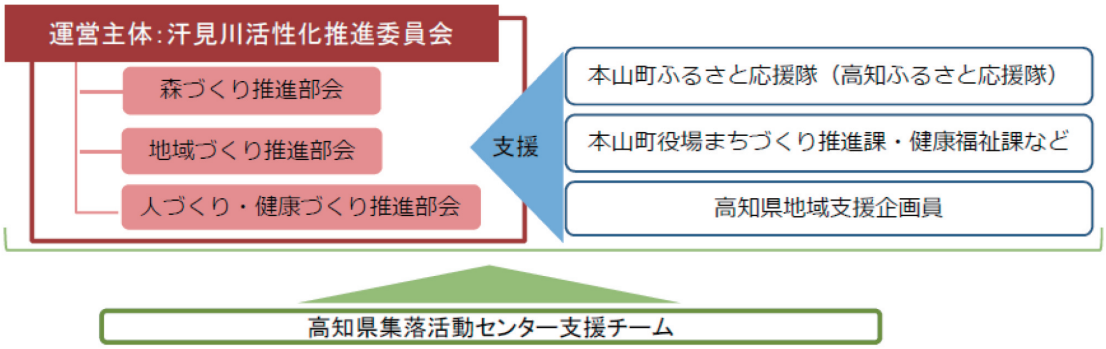


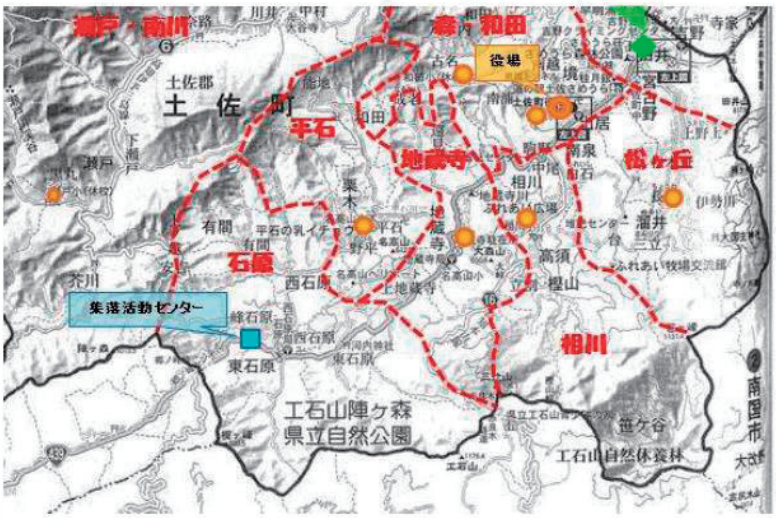
★安心・安全サポート

- 見守り活動など高齢者を地域で支える仕組みづくり



実施体制



項目 ＼ センター名			集落活動センターいしはらの里 平成24年7月1日開所
地域の概要	構成集落		土佐町石原地区：有間、峯石原、東石原、西石原（4集落）
	人数、世帯数、高齢化率		391人、190世帯、46．5%　【平成25年1月1日　現在】
	役場からの距離		11km
	位置図		
これまでの経過			石原小学校の学校活動を支える「校下会」があり、石原小学校が廃校になった現在でも、4集落が連携して運動会や納涼祭といったイベントや地域活動を実施している。24年度に集落活動センターを設置するにあたり、校下会役員や地域団体、住民が集まり20回以上のワークショップを行い、いしはらの里協議会を設立。「集い」「支える」「実現する」「働く・稼ぐ」の4つのコンセプトの実現を通じ、石原地域の活性化に向けた活動を展開している。
運営体制	運営主体となる組織		いしはらの里協議会　【平成24年設立】
	規約	規約の概要	目的・事業内容・組織構成・会議・会計などを規定
		目的	旧石原小学校区4部落（有間、峯石原、東石原、西石原）の地域振興及び活性化への取組を通じて、地域住民の相互の親睦と福祉に寄与することを目的とする。
		事業内容	①集落活動センターの設置及び運営に関する事業 ②その他、目的を達成するために協議会が定める事業
		部会	●直販部 ●共同作業支援部 ●新エネルギー部 ●集い部
	構成員		旧石原小学校校下の4集落住民全員

項目 ＼ センター名	集落活動センターいしはらの里 平成24年7月1日開所
拠点施設の概要	旧石原小学校（平成21年廃校）を事務所として活用。 高知ふるさと応援隊2名が常駐。 



項目 ＼ センター名			集落活動センターだんだんの里 平成24年12月1日開所
地域の概要	構成集落		仁淀川町長者地区：木半夏、宮首、中ノ瀬下、中ノ瀬上、古田、打置、西古城山、東古城山、寺野、竹谷、宮ケ坪、日鉄宮ケ坪、五味谷、石井野（14集落）
	人数、世帯数、高齢化率		698人、297世帯、35．0%　【平成25年2月1日　現在】
	役場からの距離		14km
	位置図		
これまでの経過			地域資源である棚田の荒廃を解消するため、平成15年に地元有志がだんだんくらぶを発足させ、棚田の再生、棚田を活用したイベントの開催、小学生等との農作物の栽培等に取り組んでいる。 また、高知大学や東京大学等との連携も行っており、春から秋にかけ、毎月2回程度高知大学生による棚田喫茶も実施されている。
運営体制	運営主体となる組織		だんだんくらぶ【平成15年設立】
	規約	規約の概要	目的・組織構成・会費・会議などを規定
		目的	だんだんの里を拠点とし、環境美化や、貴重な棚田を維持し後世に残していくとともに、地域住民を見守り、長者地域全体の活性化に資する事を目的とする。
		事業内容	①環境美化 ②貴重な棚田を維持し、後世に残す ③地域住民の見守り ④長者地域全体の活性化
		部会	●農業部門 ●イベント部門 ●レストラン部門 ●福祉部門 ●観光部門
	構成員		活動の目的に賛同する者（年会費500円）

項目 ＼ センター名	集落活動センターだんだんの里 平成24年12月1日開所
拠点施設の概要	拠点施設「だんだんの里」として、平成24年度に建設。 運営事務所のほかに、火・木・土・日は農家レストランも営業している。 

活動内容（3年後の活動イメージ）

★特産品づくり・販売

・棚田ブランドの特産品づくり（銀杏饅頭など）







★農産物等の生産・販売

・棚田ブランド（無農薬野菜など）



★観光交流活動

・農家レストランの営業
・「キャンドルナイト」等交流イベントの実施
・新たな交流イベントや体験メニューの実施
・食育活動





★防災活動

・地域防災体制の充実
・ヘリポートの活用





★生活支援サービス

・高齢者を地域で支える仕組み
・子供学習塾

★安心・安全サポート

・見守り活動など高齢者を地域で支える仕組み

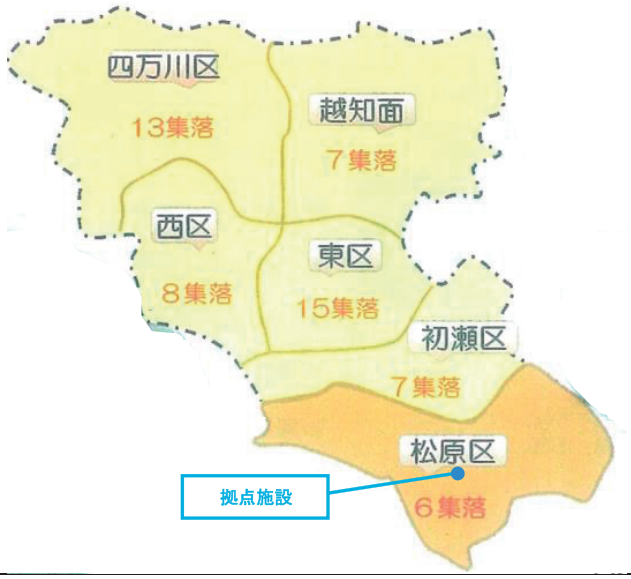
実施体制

運営主体：だんだんくらぶ
- 農業部門
- 福祉部門
- イベント部門
- 観光部門
- レストラン部門

支援
- 仁淀川町役場
- 仁淀川町商工会仁淀支所
- 高知大学・一ツ橋大学・東京大学

支援

高知県庁集落活動センター支援チーム

項目 ＼ センター名			集落活動センター「まつばら」 平成25年1月12日開所
地域の概要	構成集落		椿原町松原区：大向、中平、上久保谷、下久保谷、松原、島中（6集落）
	人数、世帯数、高齢化率		302人、153世帯、61．9%　【平成25年2月末　現在】
	役場からの距離		25km
	位置図		
これまでの経過			平成19年に久保谷セラピーロードの認定を受け、町立松原診療所と連携し、現在に生きる人々を癒す体験プログラムの実施やガイドの提供、地元料理や宿の提供などを行っている。 また、平成23年からは高齢者の移動手段の確保のためにNPO法人絆を設立し、町から車を2台無償貸与し、初瀬区と協働で過疎地有償運送を実施している。
運営体制	運営主体となる組織		集落活動センター「まつばら」推進委員会　【平成24年設立】
	規約	規約の概要	目的・活動内容・組織構成・会議・会計などを規定
		目的	松原区における集落活動センターの取り組みを通じて、集落活動の維持・発展や福祉・生活支援の充実、地域経済の循環に向けた仕組みづくりと人づくりを進め、住民の絆の力を磨き、住民主体による持続可能な集落づくりを図る。
		事業内容	①地域で楽しくお金を稼ぐ仕組みづくりに関すること ②地域住民が主体となって支え合い、助け合うことができる仕組みづくりに関すること ③活動している団体の取り組みを支援し、発展に繋げる仕組みづくりに関すること ④皆（地域住民も顧客も）が幸せを感じる仕組みづくりに関すること ⑤その他、目的を達成するために推進する事業に関すること
		部会	なし
	構成員		松原区3役（区長・副区長・会計）、住民代表者、区内在住の椿原町議会議員、団体の代表者、民生委員・児童委員、その他目標を達成するために必要な者

項目 ＼ センター名	集落活動センター「まつばら」 平成25年1月12日開所
拠点施設の概要	椿原町高齢者コミュニティーセンター （愛称：松原ふれあいセンター） 

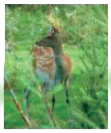
活動内容（3年後の活動イメージ）

農林水産物の生産・販売、特産品づくり・販売



- 新たな特産品づくり
- 農産物をお金に換える仕組み（集出荷体制）

鳥獣被害対策



- 鳥獣被害に強い集落づくり
- サポーター育成

複合型燃料安定供給



- 安定した燃料供給体制
- 複合経営組織の立ち上げ（給油所・農林業資材・集出荷）

集落活動サポート



- 共同作業の支援体制
- 地域の祭りごと

森林セラピーを核とした観光交流活動



- メンタルヘルスの取り組み
- 松原診療所、企業との連携
- 交流、体験の推進

産地・人づくり

- 農業研修、体験の充実
- 研修生の受入
- 集落営農の推進
- 中山間直接支払制度の活用



生活支援サービス

- 過疎地有償運送
- 配食サービスの取り組み（初瀬地区と連携）
- 買い物支援
- 高齢者を支える仕組みづくり

防災活動

- 自主防災組織の充実
- 「自分の命は自分で守る」予防意識の普及
- ヘリポートの活用



集いの場の確保・健康づくり活動

- 見守り活動
- いきいきふれあい広場
- 受診率向上の取り組み（健康文化の里づくり推進員）
- あったかふれあいセンター機能





実施体制

運営主体：集落活動センター「まつばら」推進委員会

- 松原区
- 松原まろうど会
- NPO法人　絆
- 株式会社まつばら
- 集落住民代表、町議会議員ほか

支援

- 椿原町
- 高知県
- ゆすはら応援隊

項目＼センター名			集落活動センター「はつせ」 平成25年1月12日開所
地域の概要	構成集落		椿原町初瀬区：上折渡、下折渡、影野地、大野地、佐渡、初瀬本村、仲久保（7集落）
	人数、世帯数、高齢化率		145人、69世帯、49．7%　【平成25年2月末　現在】
	役場からの距離		15km
	位置図		
これまでの経過			昭和63年から韓国との交流が始まり、この交流を通じて本格派キムチの研究を行い、「鷹取キムチ」の商品化や「韓国風レストラン」のオープンなど事業拡大してきた。 また、平成23年からは高齢者の移動手段の確保のためにNPO法人絆を設立し、町から車を2台無償貸与し、松原区と協働で過疎地有償運送を実施している。
運営体制	運営主体となる組織		集落活動センター「はつせ」推進委員会　【平成24年設立】
	規約	規約の概要	目的・活動内容・組織構成・会議・会計などを規定
		目的	初瀬区における集落活動センターの取り組みを通じて、集落活動の維持・発展や福祉・生活支援の充実、地域経済の循環に向けた仕組みづくりと人づくりを進め、住民の絆の力を磨き、住民主体による持続可能な集落づくりを図る。
		事業内容	①地域で楽しくお金を稼ぐ仕組みづくりに関すること ②地域住民が主体となって支え合い、助け合うことができる仕組みづくりに関すること ③活動している団体の取り組みを支援し、発展に繋げる仕組みづくりに関すること ④皆（地域住民も顧客も）が幸せを感じる仕組みづくりに関すること ⑤その他、目的を達成するために推進する事業に関すること
		部会	なし
	構成員		初瀬区3役（区長・副区長・会計）、住民代表者、団体の代表者、民生委員・児童委員、その他目標を達成するために必要な者

項目 ＼ センター名	集落活動センター「はつせ」 平成25年1月12日開所
拠点施設の概要	旧初瀬東小学校（昭和63年廃校）を交流施設「鷹取の家」として運営 

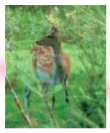
活動内容（3年後の活動イメージ）

農林水産物の生産・販売、特産品づくり・販売



- 新たな特産品づくり
- 農作物をお金に換える仕組みづくり
- 新たな農業との連携（企業との連携づくり）
- 西宮市と椿原町を繋ぐ商品開発

鳥獣被害対策



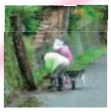
- 鳥獣被害に強い集落づくり
- サポーター育成

観光交流活動



- 松原、西区の森林セラピーと連携した食の里づくり
- 鷹取学術保護林、四万十川でのリフレッシュ事業

集落活動サポート



- 共同作業の支援体制
- 地域の祭りごと

産地・人づくり



- 農業研修、体験の実施
- 研修生の受入
- 中山間直接支払制度の活用

生活支援サービス



- 過疎地有償運送
- 配食サービスの取り組み（松原地区と連携）
- 買い物支援
- 高齢者を支える仕組みづくり

防災活動

- 自主防災組織の充実「自分の命は自分で守る」予防意識の普及



集いの場の確保・健康づくり活動





- 見守り活動
- いきいきふれあい広場
- 受診率向上の取り組み（健康文化の里づくり推進員）
- あったかふれあいセンター機能

実施体制

運営主体：集落活動センター「はつせ」推進委員会

- 初瀬区
- 鷹取キムチの里実行委員会
- NPO法人　絆
- 初瀬東連絡協議会
- 集落住民代表、町議会議員ほか

支援

- 椿原町
- 高知県
- ゆすはら応援隊

項目 ＼ センター名			集落活動センター北郷 平成25年3月5日開所
地域の概要	構成集落		黒潮町北郷地区：大屋式、本谷、大井川（3集落）
	人数、世帯数、高齢化率		142人、66世帯、49．3%　【平成25年2月末　現在】
	役場からの距離		5km
	位置図		
これまでの経過			小学校行事等を通じて交流してきた北郷地区の三集落において、小学校が廃校になったことにより、さらに地域間の交流や地域活力の衰退が目立ち始めた。廃校以前より、少子高齢化・過疎化を憂いていた地区の有志が集まり、盆踊りや花火大会などを復活させ、地区を元気にする取り組みを開始した。 これらの活動をきっかけに、「北郷里山クラブ」、「おたすけ隊」、「ひばり工房」が組織化され、米あめなどの特産品づくりや菜の花祭りなどの交流イベントを開催。地域資源を活用した、自然と人にやさしい地域づくりに取り組んでいる。
運営体制	運営主体となる組織		北郷地区協議会　【平成25年設立】
	規約	規約の概要	目的・事業内容・組織構成・会議・会計などを規定
		目的	三集落が支え合い、人にやさしい生きがいのある地域づくりを進めるための検討を行い、集落活動センター北郷の組織強化と運営の安定を図り、北郷地区の発展と活性化により、明るい地域づくりを目的とする。
		事業内容	①三集落の交流を深めること。 ②住民福祉の増進に関すること。 ③生活基盤の確立に関すること。 ④地域資源を活用した特産物及びイベントの開発振興に関すること。 ⑤郷土芸能及び文化の保存と伝承に関すること。 ⑥青少年の健全育成に関すること。 ⑦その他目的達成に関すること。
		部会	●北郷里山クラブ（交流事業等に関すること） ●おたすけ隊（住民福祉・生きがいづくりに関すること） ●ひばり工房（特産物開発に関すること）
	構成員		三集落の住民全員と協議会の目的に賛同する者

項目 ＼ センター名	集落活動センター北郷 平成25年3月5日開所
拠点施設の概要	旧北郷小学校（平成15年4月休校、平成23年3月廃校） 平成24年6月1日からあったかふれあいセンター開所



集落活動センター北郷の3年後のイメージ

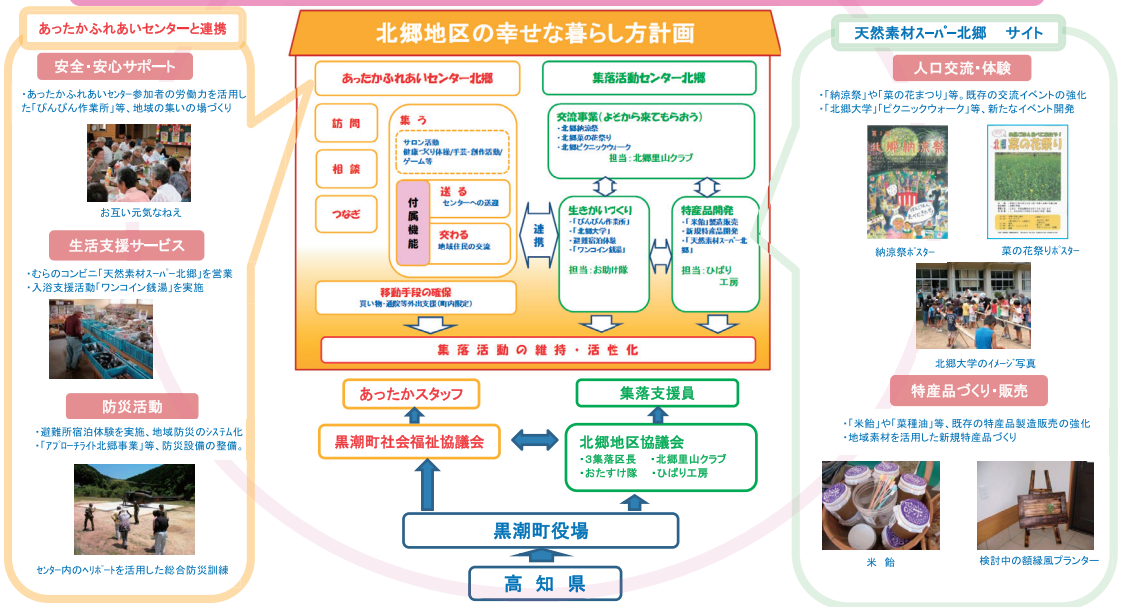
～ 三集落が協力した地域づくり ～

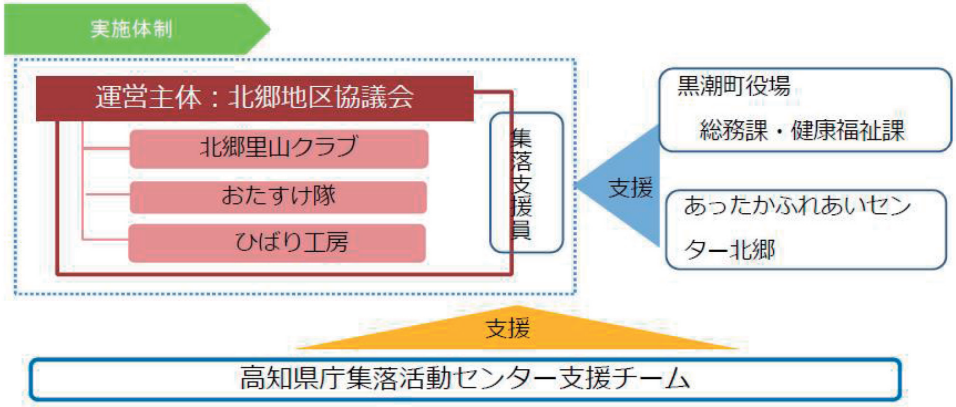
地域の課題

① 少子化と若年者の転出が増加し、それぞれの集落活動の維持が困難になっている。
② 地域のインフラ整備が遅れ、災害時には集落が孤立する可能性が高い。
③ 地域に交流活動の拠点施設がないため、加工品づくりや地域イベントの取り組みが遅れている。

課題解決の手段

地域住民が主体となって、集落活動センター北郷を拠点に、地のものを活かした物づくりと人づくりを行い、あったかふれあいセンター北郷と連携して、人に優しい生きがいのある地域を目指す。





項目 ＼ センター名		集落活動センターなかやま 平成25年4月1日開所
地域の概要	構成集落	安田町中山地区：間下、内京坊、正弘、別所、中ノ川、西ノ川、与床、小川、中里、船倉、瀬切、日々入（12集落）
	人数、世帯数、高齢化率	590人、284世帯、46．4%　【平成25年3月末現在】
	役場からの距離	5km
	位置図	
これまでの経過		中山地区では、65歳以上の人口が50%を占める集落が12集落中7集落あり、今後、集落の高齢化率はますます深刻になっていくと予想される。そのため、住民団体の代表者等で構成する「中山を元気にする会」において、地域の抱える課題やチャレンジしたいこと、目指すべき姿などについて話し合いを行い、住民アイデアによるツアーイベントの実施などを行ってきた。
運営体制	運営主体となる組織	中山を元気にする会　【平成15年設立】
	規約 規約の概要	目的・事業内容・組織構成・会議・会計などを規定
	規約 目的	中山地区の拠点である味工房じねんや地域の基幹産業である農林業の活性化をはじめとする各種対策に取り組み、地域住民相互の連帯意識を高め、住民各々が地域への関与を深めることによって、自立による活性化と安心で豊かな地域づくりをめざして、集落を存続させることを目的とする。
	規約 事業内容	①集落活動センターの設置及び運営に関する以下の事業 (ア)「味工房じねん」の支援（企画、運営支援）に関する業務 (イ)空家及び耕作放棄地等の調査と活用（移住促進、農地貸与等）に関する業務 (ウ)自然薯を始めとした特産品の開発・販売・生産拡大に関する業務 (エ)買い物難民の解消に関する業務 (オ)その他地域活動に必要な業務 ②中山地区の活性化に資するための調査、研究及び資料の収集、諸団体との連絡、連携、研究会・講演会の開催に関すること。 ③その他、目的達成に必要な事項
	規約 部会	●生活支援部会 ●特産品・交流部会 ●安全・安心部会
	構成員	中山地区に関係し、本会の趣旨に賛同する者

項目 ＼ センター名	集落活動センターなかやま 平成25年4月1日開所
拠点施設の概要	旧中山小学校、味工房じねん、せせらぎの郷小川、中山公民館（安田町中山支所） 

活動内容（3年後の活動イメージ）

特産品づくり開発・販売
- 特産品自然薯を活用した地域特産品づくり
- イベントでの地域産品の販売

生活支援サービス
- 訪問員による見守り活動の実施
- 「味工房じねん」への農産物の集荷
- 買い物、外出支援

安全・安心の確保
- 訪問員による見守り活動の実施

鳥獣害対策
- 農地見回りサービスの展開
- 有害鳥獣対策による農産物被害の軽減

観光交流活動
- 中山まるごと自然塾の開催
- 日本一の鮎つかみ取り体験ツアーの実施
- カヌー体験イベントの実施

地域伝統文化の保存・継承
- そば打ち、田舎こんにゃく作り体験
- 中山まるごと自然塾の開催
- 日本一の鮎つかみ取り体験ツアーの実施
- カヌー体験イベントの実施

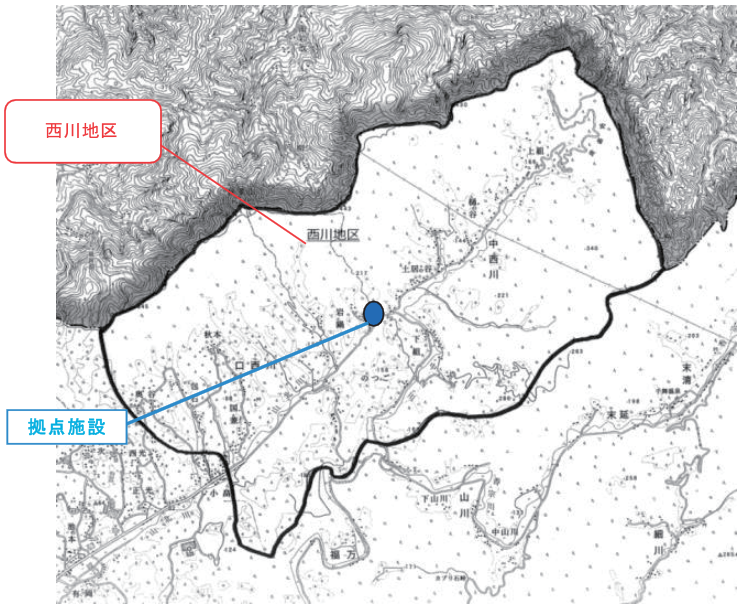
防災活動
- 災害時に向けた水・食糧の備蓄
- 防災研修の実施

実施体制

運営主体：中山を元気にする会
- 生活支援部会
- 特産品・交流部会
- 安全・安心部会

支援
- 安田町役場 総務課・中山支所
- 地域おこし協力隊
- 高知大学との連携

支援
高知県集落活動センター支援チーム

項目＼センター名			西川地区集落活動センター 平成25年4月12日開所
地域の概要	構成集落		香南市西川地区：口西川、中西川（2集落）
	人数、世帯数、高齢化率		418人、178世帯、47．5%　【平成25年1月　現在】
	役場からの距離		10km
	位置図		
これまでの経過			これまでは「西川地区まちづくり協議会」による年間をとおして地域内で各種交流行事を開催し、住民間の交流を図ってきた。また、直販所である「あぐりのさと」の運営をとおして地場産品の販売を行い地域の活性化を図ってきた。課題として、高齢化や人口の減少、農業の担い手不足やそれに伴う遊休農地や耕作放棄地の増加などがある。
運営体制	運営主体となる組織		西川地区集落活動センター推進協議会【平成25年設立】
	規約	規約の概要	目的・事業内容・組織構成・会議・会計などを規定
		目的	集落活動の維持・発展や生活支援の充実、地域経済の循環に向けた仕組みづくりをとおして、住民が互いに支え合い、生きがいのある地域づくりを進めることを目的とする。
		事業内容	①地域を豊かにする仕組みづくりに関すること。 ②地域の住民が互いに支え合い、助け合うことができる仕組みづくりに関すること。 ③地域の住民や訪れる人が楽しく、幸せに感じることができる仕組みづくりに関すること。 ④活動している団体の取り組みを支援し、発展に繋げる仕組みづくりに関すること。 ⑤その他目的達成に関すること
		部会	●夢部会 ●支え合う部会 ●集う部会
	構成員		西川地区住民及び本会の目的に賛同する者

項目 ＼ センター名	西川地区集落活動センター 平成25年4月12日開所
拠点施設の概要	西川地区公民館 

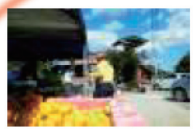
活動内容（3年後の活動イメージ）



★特産品づくり・販売



・新たな特産品づくり



★鳥獣被害対策

・防護ネットの設置



★観光交流活動

・地区内外の交流の強化
・新たな交流イベントの実施









★農産物の生産・販売

・休耕田や耕作放棄地を
活用した、農作物の生産・販売





★生活支援サービス

・買い物支援など高齢者を
地域で支える仕組みづくり



★安心・安全サポート



・見守り活動など高齢者を
地域で支える仕組みづくり

実施体制

運営主体：西川地区集落活動センター推進協議会

- 夢部会
- 支え合う部会
- 集う部会

支援

- 香南市企画課
- 地域おこし協力隊
- 高知大学地域連携センター

支援

高知県集落活動センター支援チーム

項目 ＼ センター名			大宮集落活動センターみやの里 平成25年5月26日開所
地域の概要	構成集落		四万十市西土佐大宮地区：大宮上、大宮中、大宮下（3集落）
	人数、世帯数、高齢化率		294人、136世帯、47．6%　【平成25年1月1日　現在】
	役場からの距離		約20km（西土佐総合支所から）　約50km（本庁から）
	位置図		
これまでの経過			JAの店舗及び燃料施設の廃止をきっかけに、平成18年度に株式会社大宮産業を設立し、JA施設を引き継いだ。また大宮米の販売や高齢者への宅配など、地域住民サービスを心掛けた経営を展開している。 また、インターンシップ生の受け入れ等、地域内外の交流も行っている。
運営体制	運営主体となる組織		大宮地域振興協議会　【平成25年設立】
	規約	規約の概要	目的・事業内容・組織構成・会議・会計などを規定
		目的	会員相互の連携と支え合いにより、地域の発展と活性化を図り、子どもからお年寄りまで安心して元気に暮らせる地域づくりを目的とする。
		事業内容	①生活基盤の確立 ②地理的・社会的環境の整備 ③住民福祉の増進 ④地域文化の保存と伝承 ⑤生活改善 ⑥農業、林業等の特産物の開発販売振興 ⑦地域開発 ⑧青少年の健全育成 ⑨体験交流 ⑩その他目的達成に関すること
		部会	●生活福祉部会 ●農林部会 ●加工販売部会 ●体験交流部会 ●環境部会
	構成員		大宮地区住民

項目 ＼ センター名	大宮集落活動センターみやの里 平成25年5月26日開所
拠点施設の概要	平成18年にJA高知はた大宮出張所を(株)大宮産業が引き継ぎ運営。 生活用品や農業資材、ガソリン等燃料の販売等を行っている。



活動内容（3年後の活動イメージ）

★ネットワーク拡大
- 地域情報の発信
- ふるさとインターンの実施
- 大宮ファン、サポーターづくり

★エネルギー資源活用
- 自然エネルギーの導入検討

★環境保全活動
- 環境美化活動

★特産品づくり・販売
- 地域資源を活用した加工品等の特産品づくり
- 米のブランド化、販路拡大
- ふるさと便の販売



★農産物等の生産・販売
- 野菜の庭先集荷、出荷、販売促進
- 契約栽培の実施（学校給食等）
- 遊休農地、間伐材の活用

★観光交流活動・定住サポート
- 交流イベントや体験メニューの実施
- 住民憩いの場づくり（交流サロン）
- 滞在、交流の受け入れ体制づくり
- おためし滞在、移住交流の推進
- 若者定住、移住相談、受入窓口の開設
- 空家調査
- 婚活イベントの実施

★鳥獣被害対策
- 耕作放棄地解消、柵設置等

★防災活動
- 防災訓練の実施
- 地域防災体制の充実・連携
- 災害時緊急時の体制整備

★健康づくり
- 健康づくりの講座やイベント

★安心・安全サポート
- 見守りの充実
- 小規模多機能施設の充実
- 福祉サービスの充実

★生活支援サービス



- 食料品等の店舗の充実
- 宅配サービス充実、移動販売の実施
- 生活支援（買い物支援等）

★集落活動サポート
- 農地、山林、家屋等の共同管理
- 草刈等の共同作業サポート
- 葬祭事業

実施体制

運営主体：大宮地域振興協議会

役員会

委員会

生活福祉部会
体験交流部会
農林部会
加工販売部会
環境部会

大宮3集落（上、中、下）
大宮分館
老人クラブ（上、中下）
婦人会（上、中、下）
若者、壮年
(株）大宮産業
NPO法人いちいの郷
(農)大宮新農業クラブ

支援
- 四万十市地域企画課
- 西土佐総合支所各課
- 四万十市地域おこし協力隊

支援
高知県庁集落活動センター支援チーム

項目 ＼ センター名			集落活動センターたいこ岩 平成25年9月19日開所
地域の概要	構成集落		佐川町尾川地区：高平、下郷、西山耕、中村、山田、堂野々、松ノ木、古畑、峰（9集落）
	人数、世帯数、高齢化率		910人、419世帯、42．9%　【平成25年3月　現在】
	役場からの距離		4km
	位置図		
これまでの経過			地区内の高齢化と基幹産業である農業従事者の減少と高齢化が進み、集落のコミュニティ活動や支え合い活動が稀薄となっていることから、佐川町では、「ふれあいの里尾川」の施設活用計画を作成し、地区の活性化や地域づくりに向けて、おがわ踊りの復活や桜並木の整備などに取り組んでいる。
運営体制	運営主体となる組織		尾川地区活性化協議会【平成11年設立】
	規約	規約の概要	目的・事業内容・組織構成・会議・会費・会計などを規定
		目的	尾川地区全体の活性化や地域づくりのために、ふれあいの里尾川を活動の拠点として、活動することを目的とする。
		事業内容	①公園施設の管理運営に関する事業 ②自然環境及び景観保護に関する事業 ③伝統文化継承に関する事業 ④その他目的達成に必要と認める事業
		部会	●事業部 ●女性部会
	構成員		尾川地区全体の活性化や地域づくりのために活動する者や組織 （入退会は入退会届をもつて役員会で承認）

項目 ＼ センター名	集落活動センターたいこ岩 平成25年9月19日開所
拠点施設の概要	ふれあいの里尾川 

活動内容（３年後の活動イメージ）



きらずもち

★特産品づくり・販売

・新たな加工品づくり（きらずもち等）
・地区内外での加工品販売の実施

★健康づくり

・地域福祉サービスとしての小規模デイの実施
・健康増進のための健康チェック・レクリエーションや健康ウォーク
・体操等の実施
・健康相談室の開設

★生活支援サービス

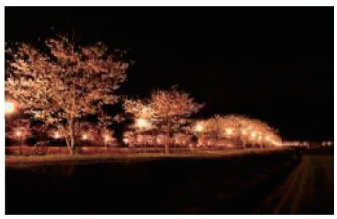
・高齢者への配食サービスの実施
・高齢者への農産加工品づくりの支援（みそ用糀等）



＜高齢者宅等への移動販売＞

★人口交流・体験

・新たな交流イベントや体験メニューの実施
・伝統文化（おがわ踊り）を通じた地区外及び世代間交流の実施



＜地元住民が整備する桜並木＞

★防災活動

・緊急・救命体制の充実
・地域防災体制の充実
・ヘリポートの活用

★集落活動サポート

・集落維持のための活動の実施（草刈り等）

★安心・安全サポート

・配食サービスを活用した高齢者の見守り活動の実施

実施体制

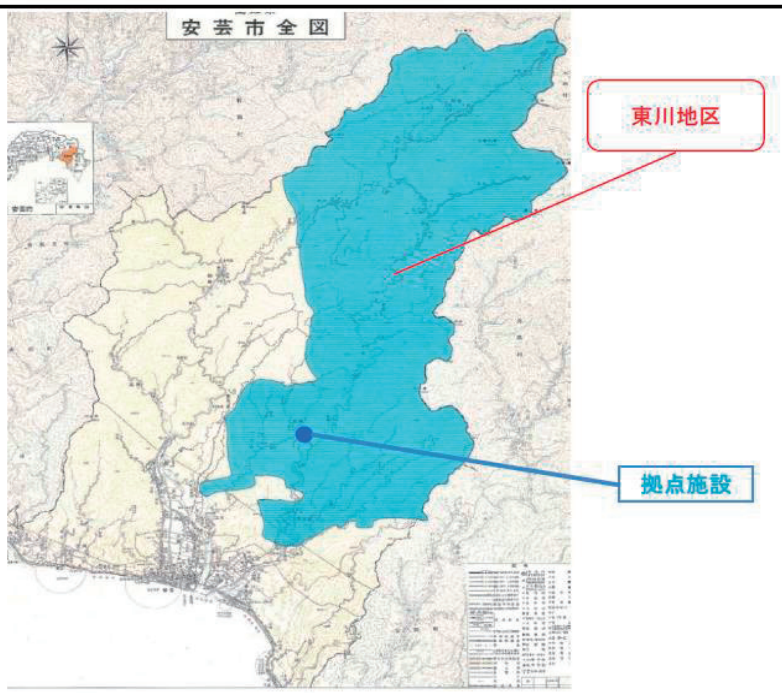
運営主体：尾川地区活性化協議会

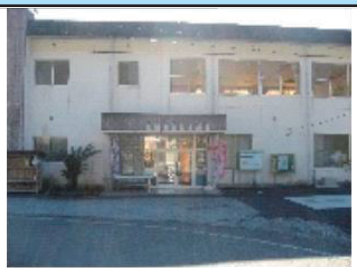
- 事業部
- 女性部会

支援

- 佐川町町役場 産業建設課
- 高知ふるさと応援隊

高知県集落活動センター支援チーム

項目 ＼ センター名			東川集落活動センターかまん東川 平成25年9月29日開所
地域の概要	構成集落		安芸市東川地区：入河内、黒瀬、大井、古井、別役（5集落）
	人数、世帯数、高齢化率		174人、107世帯、68．9%　【平成25年3月　現在】
	役場からの距離		13km
	位置図		
これまでの経過			地域の農産品のPRや地域外住民と交流するための収穫体験イベントや、学生を対象とした「ゆずとり援農隊」事業、特産品の開発など、地域住民の主体的な活動が継続的に行われてきており、東川地域の知名度の向上や地域外住民との交流促進が図られている。
運営体制	運営主体となる組織		東川地域おこし協議会【平成25年設立】
	規約	規約の概要	目的・事業内容・役員・会議・会計などを規定
		目的	安芸市東川地域の、地域福祉の推進、地場産業の活性化、交流事業の推進、集落の存続に資する活動等を行うことを目的とする。
		事業内容	③交流事業の推進に関する活動 ①地域福祉の推進に資する活動 ②地場産業の活性化に資する活動 ④集落の存続に資する活動 ⑤集落活動センターの運営に関する活動 ⑥その他、東川地域の活性化に資する活動
		部会	●産業部会 ●福祉部会 ●交流部会
	構成員		東川地区の住民、出身者及び会の目的に賛同する個人又は団体

項目 ＼ センター名	東川集落活動センターかまん東川 平成25年9月29日開所
拠点施設の概要	東川公民館 

活動内容（3年後の活動イメージ）



★特産品づくり・販売

・入河内大根やゆずを使った加工品づくり

★交流・定住サポート

・移住者用の空き家の堀りおこし、改修
・広報誌の発行やフェイスブック・HP の作成、運営による情報発信



★生活支援サービス

・商店街との連携による買い物支援



★人口交流・体験

・既存の交流事業の強化、維持
・新たな交流イベントや体験メニューの実施

★農産物等の生産・販売

・入河内大根、茶などの販路拡大



★安心・安全サポート



・高齢者への配食サービスやサロンの開催

実施体制

運営主体：東川地域おこし協議会

- 産業部会
- 福祉部会
- 交流部会

支援

- 安芸市役所 企画調整課
- 地域おこし協力隊

高知県集落活動センター支援チーム

6 NPO と市町村との協働モデル事業の概要

資料 6

【事例 1】

事業名：リハビリキッチンモデル施行事業



実施主体：リハビリキッチンモデル試行事業実施協議体
事業期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日
会議体・構成団体
- 本山町立国民健康保険 嶺北中央病院
- 本山町健康づくり婦人会
- 本山町食生活改善推進協議会
- 本山町社会福祉協議会
- 本山町中央公民館

○事業の内容

「いきいき百歳体操」やミニデイサービスとの協働によってリハビリキッチン事業を開催した。また、モデル地区以外への普及を進めるためのリーダー研修や地域の食材や伝統食を継承するための調理研修試作会などを行い、一緒に取り組む「協働」意識を高める事に努めた。

（本山町の特徴ある3地域でモデル実施。町中心部では月4回のミニデイサービスと協働し、中心部以外でも月1回事業を実施した。）

○得られた事業の成果と今後の取り組みについて

- 事業実施中、他地区からの開催要望があったり、モデル地区での継続開催が決まるなど、地域住民からの支持を得られた。食生活改善協議会や健康づくり婦人会、地区長を中心に活動基盤整備等の人材育成が行われるなど、地域が主体となって継続していく体制が整ってきた。また、そうした地域主体の取り組みをバックアップするため、町の担当課、社会福祉協議会とともに仕組みづくりを進め、リハビリキッチンツールやリハビリ手帳といったカタチとして伝えることが実現した。
- 人材育成や地元メニューの掘り起こしを発表する場としてリハビリキッチンシンポジウムを開催し、地域内外への浸透も図ることができた。
- 今後は、他地域への事業展開を予定している。



連絡先
本山町役場
〒781-3692 高知県長岡郡本山町本山 504
電話：0887-76-2113
特定非営利活動法人食と健康を学ぶ会
〒780-0972 高知県高知市中万々70 番地 23 コーポ木ノ城Ⅱ2階
電話：088-873-6477
メールアドレス ： shokutokenkoumanabi@yahoo.co.jp



【事例２】

事業名:こどもの文化の森
～中山間地域に子どもを主人公とした文化拠点(コミュニティスペース)を～



実施主体:「こどもの文化の森」実行委員会
事業期間:平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日
会議体・構成団体
・特定非営利活動法人高知こどもの図書館
・特定非営利活動法人高知市こども劇場
・認定特定非営利活動法人 NPO 高知市民会議
・特定非営利活動法人 NPO こうちコミュニティシネマ
・大川村教育委員会
・四万十町教育委員会十和分室

○事業の内容

中山間地域において図書館を中心とした文化体験の提供を目指し、以下のような内容で実施した。

大川村では「ことな館」を拠点に図書の貸出・閲覧のほか、おはなし会 2 回、人形劇上演、人形作りワークショップ、映画上映会、こどもの映画教室各１回実施した。
「ことな館」･･･開館日数１４２日、貸出冊数７４８冊、利用者２０５名。
おはなし会等、のべ１８８名参加。
四万十町(十和地区)では、「こどもの文化の森としょかん」を開館。図書の貸出・閲覧のほか、おはなし会 2 回、人形作りワークショップ、こどもの映画教室各１回実施した。
「こどもの文化の森としょかん」･･･開館日数３０日、貸出冊数２７５冊、来館者３１１名。
おはなし会等、のべ６２名参加。

○得られた事業の成果と今後の取り組みについて

・今回の協働により、NPOと行政が連携するきっかけが生まれ、高知市こども劇場、 高知こどもの図書館へ、夏祭りへのイベント参加依頼や、小中学校や保育所でのブックトークや読み聞かせの依頼があるなど活動の輪が広がった。
・様々な経験を積むことで各NPO団体の人材育成にもつながった。さらに、同様の取り組みを実施して欲しいという依頼があるなど他の市町村への波及効果もあった。
・今後は、今回の取り組みに興味をもった他自治体との協働事業を実施予定である。



連絡先
特定非営利活動法人高知こどもの図書館
〒780-0844 高知市永国寺町 6-16
電話番号:088-820-8250
メールアドレス:kodomo@mg.pikara.ne.jp
特定非営利活動法人高知市こども劇場
〒780ー0833 高知市南はりまや町 1-15-14 豊美堂ビル3F
電話:088-883-8022
メールアドレス : npokgkochi@ybb.ne.jp



【事例３】

事業名：“でまえ” 交通安全教室 All Kochi



実施主体：ぷらす５
事業期間：平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日
会議体・構成団体
・特定非営利活動法人たびびと
・高知県交通安全母の会連合会
・高知県交通安全指導員協議会
・高知県交通安全協会
・土佐市等

○事業の内容

・交通安全教室を楽しく開催できるように、交通安全教室用プログラムの作成やゴーカート・信号機等の機材等の貸出システムを構築した。
・ホームページ作成による情報発信や、交通安全指導員のレベルアップ講座を開催した。
［ 運営会議17回開催、事業の打合せ7回開催 ］

○得られた事業の成果と今後の取り組みについて

・普段では連携できない組織・団体との連携することができた。” でまえ” 交通安全教室では、園児・小学生・保護者のほか、多くの学校関係 者への交通安全意識の啓発が実現した。
・会場確保・日程調整・募集は行政が、プログラム作成はNPOが、当日運営は交通安全関係団体からの人的支援で行うなど、それぞれが役割分担し、お互いを補完しながら事業を進めることができ、協働の具現化を実現する事が出来た。
・年間を通して、700人を超える参加者となった。
・今後は、他地域からの開催依頼に応えるため、さらにプログラムのブラッシュアップを行う予定である。

連絡先
土佐市役所
〒781-1192 高知県土佐市高岡町甲 2017-1
電話：088-852-1111（代表）
特定非営利活動法人たびびと
〒780-0021 高知市高知市中秦泉寺365番地2
電話：088-803-9288
メールアドレス ： t9n9se@bma.biglobe.ne.jp





【事例４】

事業名：移住定住促進プログラム実施事業

実施主体：須崎市
事業期間：平成 23 年 11 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日
会議体・構成団体
・移住定住支援センター暮らすさき
・須崎商工会議所
・森林組合
・JA
・須崎市

○事業の内容

移住・定住に向けた促進・支援事業を実施した。
・移住、交流専用のホームページ，パンフレットによる情報発信の充実。
・交流会を開催し移住者受入体制の充実を図った。
・間伐など就業体験プログラムを実施した。
・空き家発掘調査や短期滞在施設を設置し、移住受入の充実を図った。
・須崎流起業塾を開催し、起業・就業支援を図った。

○得られた事業の成果と今後の取り組みについて

・『移住』をキーワードにNPO・行政・経済団体・1次産業界がつながったことで、 取り組みの認知度があがり、空き家調査等関連事業がスムーズに進むようになった。
・就業体験の受入れや起業セミナーを開催することで他団体との連携が進み、移住者の受入れ体制整備を進めることができた。
・今後は、継続的に移住相談を受け、空き家の紹介や移住後のフォロー等を行うことで、移住者の確保を図る。

連絡先

須崎市役所
〒785-8601 高知県須崎市山手町１番７号
電話：0889-42-2311（代表）
メールアドレス ： kikaku2@city.susaki.kochi.jp

移住定住支援センター暮らすさき
〒785-0058 高知県須崎市桐間南１番地
電話：050-8808-6388
メールアドレス ： info@kurasusaki.com（代表）





【事例５】

事業名：人のつながり復活から再起する矢井賀プロジェクト

実施主体：中土佐町
事業期間：平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日
会議体・構成団体
・矢井賀をよくする会
・矢井賀女性学級
・矢井賀漁協婦人部
・認定特定非営利活動法人 NPO 高知市民会議
・中土佐町

○事業の内容

少子高齢化、南海地震への備えなど、地域課題を解決するために地域住民全体が関わる自立したコミュニティづくりを目指し、集いの場づくり、魅力の磨きあげ、生きがいづくりを行うことにより、新たな活動の担い手を発掘し、新しい公共として良好な世代交代につながる仕組みづくりを行った。定例会等１５回開催。

（やいかカフェ（第１・３・４日曜日、１７回開催）、やいか居酒屋（２回試行開催）、カフェや居酒屋を活用した人をつなぐイベント（２回開催）、地域の歴史と風土を伝える情報冊子作成、矢井賀体験メニュー検討、ホームページ開設、ピザをメインとした商品開発など。）

○得られた事業の成果と今後の取り組みについて

・会議の進め方やそれぞれの役割に対する理解が深まる等、地域住民の意識に大きな変化が見られた。
・１年を通じて活動した実績が自信となり、次年度以降への意欲の高まりが見られ、お祭りでの弁当販売計画など事業の広がりが見られるようになった。
・今後は新メニューの作成や、ホームページ等の情報発信ツールの充実など、地区外からの来客増を目指している。

連絡先
中土佐町役場
〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼 6602-2
電話：(0889)52-2211
メールアドレス ： kikaku@town.nakatosa.lg.jp
認定特定非営利活動法人 NPO 高知市民会議
〒780-0862 高知市鷹匠町２丁目１-４３ 高知市たかじょう庁舎
高知市市民活動サポートセンター内
電話：088-820-1540
メールアドレス ： npokochi@siminkaigi.com





【事例６】

事業名：奥四万十自然体験村構想実現事業



実施主体：四万十町
事業期間：平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日
会議体・構成団体
・中津川やまびこ会
・下津井いきいきやる鹿な猪
・社団法人生態系トラスト協会
・株式会社エコロギー四万十
・四万十オートキャンプ場ウエル花夢
・四万十町

○事業の内容

奥四万十自然体験村構想を地域全体で実現化し、交流人口を拡大することで地域に活力を与えることを目指して、活動拠点となるハード整備やモニターツアーの試行、地域座談会開催、ニュースレター発行などを実施した。

○得られた事業の成果と今後の取り組みについて

・事業体として奥四万十元気プロジェクトを立ち上げ、今後も継続的に活動できる仕組みづくりができた。また、研修や連絡会を開催することで、協議体含め、地域住民との共通理解を深めることができた。
・地域資源の洗い出し作業では、精度と鮮度の高い情報発信を心がけるようになり、活動拠点整備と併せて、地域内の活動団体に活力を与える取り組みが実現した。
・今後は、事業的に自立可能なモニターツアーの立案、移住者や地域外からの協力による担い手育成、交流人口受入窓口の整備などを予定している。

連絡先
四万十町役場
〒786-8501 高知県高岡郡四万十町茂串町 3-2
電話：0880-22-3111（代表）
四万十町地域おこし協力隊【奥四万十元気プロジェクト】
Facebook ページ参照





【事例7】

事業名：考え方で拓く
～地域産業の振興・地域と世界をつなぐ地域資源活用ネットワークの創造～

実施主体：黒潮町
事業期間：平成 23 年 11 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日
会議体・構成団体
・特定非営利活動法人 NPO 砂浜美術館
・黒潮町特産品開発推進協議会
・特定非営利活動法人高知県西部 NPO 支援ネットワーク
・まちづくりマーケットプロジェクト
・社団法人高知県自治研究センター
・黒潮町



○事業の内容

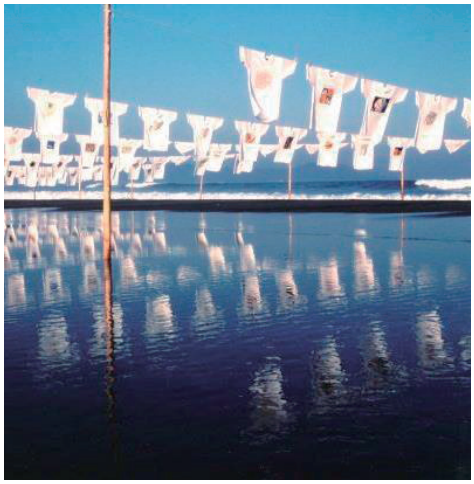
・地域の宝を発信、販売できる「地域資源活用ネットワーク」のwebシステムを構築し、2年目には、在庫管理システムの構築やホームページのページ構成、決済方法などを改良した。
・町内の様々な団体が協働する事で「地域資源活用ネットワーク」の取組が充実し、ホームページ掲載商品数は82商品、売上げ約10万円近くになり、連携する範囲も広がった。

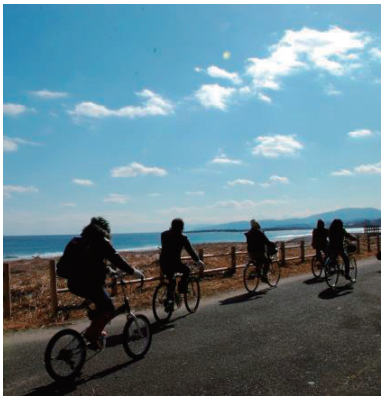
○得られた事業の成果と今後の取り組みについて

・地域資源活用ネットワーク」の運用と協働による広がりにより、ホームページのアクセス数増加、商品開発には一定の成果が見られた。また、NPOがもつノウハウやマンパワーと行政が所有するフィールドデータを提供し、地域の課題に対して協議できるようになった。
・今後は、このシステムを拡充し、事業的に確立することと、地域外を含めた町民全体がつながり、全ての人が居場所や出番を感じられる、幸せ度の高いコミュニティ創造と「人が元気、自然が元気、地域が元気」な町づくりの好例を示すことを目指す。

連絡先

黒潮町役場
〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野 2019 番地 1
電話番号：0880-43-2111（代表）
メールアドレス：somu@town.kuroshio.lg.jp
特定非営利活動法人 NPO 砂浜美術館
〒789-1911 高知県幡多郡黒潮町浮鞭 3573-5
道の駅ビオスおおがた情報館内
電話：0880-43-4915（9:00-17:00）
メールアドレス： nitari@sunabi.com





【事例８】

事業名：協働による地域内移動システム構築事業

実施主体：土佐清水市
事業期間：平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日
会議体・構成団体
・特定非営利活動法人ノアズアーク
・交通事業者
・社会福祉協議会
・医療機関
・区長会
・量販店
・小中学校
・保育所

○事業の内容

過疎化が進む中山間地域における移動手段や、市内全域の公共交通のあり方を見直し、市民誰でもが出かけることができるよう、多様な主体との協働により地域の実情に即した地域密着型の新しい交通体系・移動システムを構築した。

・合議体設立。「誰でもお出かけ委員会」（委員数：14名）7回実施。

○得られた事業の成果と今後の取り組みについて

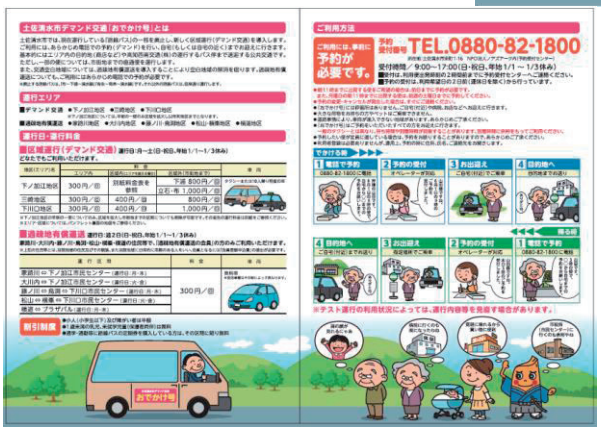
・新たな地域内移動システム計画を作成し、合議体である「誰でもお出かけ委員会」や地域の公共交通協議会などで承認され、今秋の実証運行（テスト運行）に向けて運輸局への許認可申請などの準備に入っており、10数年来の課題解決に向け大きく前進した。

・今回のように、多様な組織・団体で構成する合議体での議論を踏まえ、それぞれの立場を尊重し合いながら協働による合意形成を築き上げ、従来からの課題解決に至ったことは大きな成果となった。さらには、協働したNPO法人については、最終的に過疎地有償運送の事業主体とデマンド交通の予約等のコーディネートを行うこととなり、組織づくりおよび人材育成にもつながった。

・今後は、テスト運行に向け、地域への説明会を丁寧に実施して行く予定である。

連絡先
土佐清水市役所
〒787-0392 高知県土佐清水市天神町 11-2
電話：0880-82-1111
メールアドレス ： kikaku@city.tosashimizu.kochi.jp
NPO 法人ノアズアーク
〒787-0325 高知県土佐清水市栄町 1-16
電話：0880-82-1900
メールアドレス ： noahsark-s@key.ocn.ne.jp





【事例９】

事業名：気仙沼∞黒潮逢縁プロジェクト【震災枠】

実施主体：気仙沼∞黒潮逢縁プロジェクト
事業期間：平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 1 月 31 日
会議体・構成団体
・まちづくりマーケットプロジェクト
・特定非営利活動法人NPO砂浜美術館
・黒潮町職員労働組合
・大方中学校元気会
・公益社団法人高知県自治研究センター
・気仙沼八幡太鼓
・気仙沼市商工会議所
・黒潮町



○事業の内容

被災地気仙沼市の早期復興を願った支援活動と、両市町の「縁」を一層強固なものしていくために、黒潮町オリジナルのイベント「T シャツアート展」と40年近い歴史のある「気仙沼朝市」の復興支援を行い、両市町の友好交流と産業の振興が図られた。

（気仙沼市21団体、黒潮町9団体、他地域7団体の計37団体が参加。
からくわTシャツ海岸（8月）、気仙沼Tシャツアート展（10 月）、気仙沼朝市支援（カツオの藁焼きたたき、カツオたたきバーガー））

○得られた事業の成果と今後の取り組みについて

・協働の過程において、共通目的をもつことで町内のネットワークを構築することができた。また、自主的参加による人的ネットワークが広域化、強化された。
・団体、自治体の枠を超えて多くの団体とミッション共有が進み、課題解決能力が増幅した。
・今後は、協働を通して、非常時だけでなく、日常生活においてもコミュニティがしっかりした地域を作っていくことを目指している。

連絡先

黒潮町役場
〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野 2019 番地 1
電話番号：0880-43-2111（代表）
メールアドレス：somu@town.kuroshio.lg.jp

特定非営利活動法人 NPO 砂浜美術館
〒789-1911 高知県幡多郡黒潮町浮鞭 3573-5
道の駅ビオスおおがた情報館内
電話：0880-43-4915（9:00-17:00）
メールアドレス ： nitari@sunabi.com





7「ファンドレイジング・ジャパン in こうち」の概要

資料 7

◆概要：NPO 等の資金調達の取組や、企業による社会貢献につながるマーケティング戦略の取組など、さまざまな成功分野を知る中からファンドレイジングとは何か、また、ファンドレイジングを実践するために必要なことは何かといったことへの気付きや学びを得ることを目的とする。

◆実施状況



≪第１回≫

［開　催　日］ 平成24年3月3日（土） 9：30～17：00

［開催場所］ 高知市文化プラザかるぽーと7階（第１～5展示室）

［参加者数］ 326名（大人 224 名、こども 25 名、寄付市場出店 23 名、講師 10 名、実行委員 17 名、オブザーバー2 名、事務局 9 名）

※委託先：ファンドレイジング・ジャパン in こうち実行委員会
代表団体：特定非営利活動法人NPO高知市民会議



≪第２回≫

［開　催　日］ 平成25年3月2日（土）10：00～17：00

［開催場所］ 高知県立大学永国寺キャンパス

［参加者数］ 272名参加（一般参加者 156 名、実行委員 23 名、事務局 10 名、講師 13 名、講師 13 名、オブザーバー2 名、寄付市場等出展協力者 56 名、学生ボランティア 12 名）

＊寄付の教室の実施（特定非営利活動法人 NPO 高知市民会議へ委託業務）
12月20日開催（高知県立高知東高等学校）　参加：37 名
2 月19日開催（須崎市立多ノ郷小学校）　参加：73 名

※委託先：ファンドレイジング・ジャパン in こうち実行委員会
代表団体：高知県ボランティア・NPO センター









8 特定非営利活動法人に対する支援税制の概要

資料８

１ 目 的

地域社会において、公共サービスの担い手としての活動が期待される特定非営利活動法人の活動等を、法人の「設立支援」に限らず「活動支援」の観点から税制面で支援することを目的としている。

２ 支援税制の主な概要

税目等	支援税制の内容
法人県民税の均等割	県民税の均等割(20,500円)を課税免除する。
不動産取得税	特定非営利活動に係る事業又は当該事業にその収益を充てるための収益事業の用に供するための不動産を、特定非営利活動法人が無償で譲り受けた場合について、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税を課税免除する。
自動車税	下記1から3に掲げる事業を行う特定非営利活動法人が所有する自動車のうち、その事業の用に供する自動車については、当該自動車に対して課する自動車税を課税免除する。 1 社会福祉法に規定する社会福祉事業(保育所を経営する事業を除く) 2 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者の指定に係る居宅サービス事業 3 これらの事業に類する事業として規則で定めるもの
自動車取得税	特定非営利活動の用に供する自動車を、特定非営利活動法人が無償で譲り受けた場合は、当該自動車の取得に対して課する自動車取得税を課税免除する。

３ 支援税制の施行日

平成15年4月1日

４ 問合せ先

詳細については、高知県総務部税務課課税担当(088－823－9308)までお問合せください。

９社会貢献活動団体をはじめとする各主体を対象としたアンケート

資料９

■NPOおよび市民活動に関するアンケート（集計表）

調査期間	平成２５年３月８日～３月２６日		
発送数	NPO法人 300法人 任意団体 60団体　合計360	回答数 114	回答率 31.7%

（問１）　貴団体は、何らかの法人格（特定非営利活動法人、社団法人、社会福祉法人など）を有していますか。

いいえ 19 ⇒ **今後、なんらかの法人格を取得する意思や予定はありますか。**
　はい 6　いいえ 13

はい 95 ⇒ **有している法人格を教えてください。**

特定非営利活動法人	95
社団法人	0
社会福祉法人	0
その他	0

（問２）　貴団体が活動を開始した時期期間についてご記入下さい。

任意団体としての活動開始時期　（　　年　　月）
法人格取得時期　（　　年　　月）　＝　合計平均（ 15.4 ）年

（問３）　現在、特に力を入れている活動分野を以下から一つ選んでください。

1	保健、医療又は福祉の増進	38	11	国際協力	0
2	社会教育の推進	3	12	男女共同参画社会の形成の促進	3
3	まちづくりの推進	13	13	こどもの健全育成	13
4	観光の振興	2	14	情報化社会の発展	5
5	中山間地域の振興	2	15	科学技術の振興	0
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興	13	16	経済活動の活性化	4
7	環境の保全	10	17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充	3
8	災害救援	1	18	消費者の保護	2
9	地域安全活動	2	19	他の団体の連絡、助言、又は援助	2
10	人権の擁護又は平和の推進	3	20	その他	15

別紙２ 表１

（問４）　活動開始当初から、特に力を入れている活動領域に変化はありましたか。

ない 101 ・ ある 9　⇒問3の分野で言えば（　　）番から（　　）番へ。

未回答 4

（問５）　直近の、年間活動資金の状況を教えてください。おおよその金額で結構です。

年間収入／約（　　）円　年間支出／約（　　）円

別紙２ 表２

（問６）　活動開始当初からみて現在の活動資金の規模は拡大していますか。

拡大した 47　変化していない 44　縮小した 17

別紙２ 表３

未回答 6

（問７）　現在、活動資金の量は十分ですか。

十分 18 ・ 不十分 93

未回答 3

（問８）　(1) 現在、会費を徴収していますか。

している 90　未回答 2

していない 22 ⇒ **(2)過去に、会費を徴収したことがありますか。**
　ある 7　ない 13
　未回答 2

（問９）　(1)現在、寄付金収入はありますか。

ある 47　未回答 3

ない 64 ⇒ **(2)過去に、寄付を受けたことがありますか。**
　ある 30　ない 30
　未回答 4

（問１０）　(1)現在、独自事業収入はありますか。

ある 55　未回答 4

ない 55 ⇒ **(2)過去に、独自事業を行ったことがありますか。**
　ある 15　ない 36
　未回答 4

（問8～問12まで）
別紙２ 表４

（問11） (1)現在、行政からの補助事業や委託事業（指定管理事業を含む）を受けていますか。

受けている 58　未回答 5

いない 51 ⇒ (2)過去に、受けたことがありますか。

ある 12　ない 35　未回答 4

⇒ (3)申請をしたことがありますか。

ある 3　ない 27　未回答 5

（問12） (1)現在、民間の助成団体等から助成金を受け入れていますか。

受け入れている 35　未回答 4

いない 75 ⇒ (2)過去に、受けたことがありますか。

ある 24　ない 42　未回答 9

⇒ (3)申請をしたことがありますか。

ある 6　ない 33　未回答 3

（問13） 問12で「民間の助成団体等からの助成金を申請したことがない」と答えられた方のみお答えください。
それは、どうしてですか。（複数回答可）

1	助成金を受ける必要がない	12	2	助成金の情報がない	10
3	申請に係る事務作業が煩雑	7	4	受けたい分野の助成金がない	15
5	その他	5			

（申請しても交付されない
助成がむずかしい
厚生労働省の補助金事業の為
H24年度は県の助成金を受けた為活動出来た
これから少しずつ取りくんでいきたい）

（問14） (1)これまでに、十分な活動資金を確保するために何か手だてを講じてきましたか。

講じてこなかった 27

講じてきた 82　未回答 5

⇒(2)どのような手だてを講じましたか。以下の項目から実施した手だてを全て選択してください。

1	寄付金集めに力を入れた。	18
2	補助金・助成金・委託金（指定管理事業含む）申請に力を入れた。	56
3	独自事業収入の拡大に力を入れた。	35
4	会員拡大による会費収入の拡大に力を入れた。	21
5	その他	5

（別紙1 ・ P92）

(3)現在もその手だてを講じていますか。　いる 74　いない 13

(4)(2)の項目①から⑤のうち一番力を入れている手だては何ですか。

1	寄付金集めに力を入れた。	5
2	補助金・助成金・委託金（指定管理事業含む）申請に力を入れた。	35
3	独自事業収入の拡大に力を入れた。	15
4	会員拡大による会費収入の拡大に力を入れた。	13
5	その他	5

別紙2 表5

（問15） 問14(2)に答えていただいた方のみお答え下さい。資金集めの努力に効果はありますか（ありましたか）。問14(2)で選択した項目についてのみお答え下さい。

1	寄付金集めに力を入れた。	効果あり	13	効果なし	5
2	補助金・助成金・委託金（指定管理事業含む）申請に力を入れた。	効果あり	49	効果なし	7
3	独自事業収入の拡大に力を入れた。	効果あり	23	効果なし	12
4	会員拡大による会費収入の拡大に力を入れた。	効果あり	12	効果なし	9
5	その他	効果あり	2	効果なし	3

（問16） 問15で効果があった（ある）理由、又は効果がない理由を教えてください（自由記述）。

（省　略）

（問17） 現在、あなたが目標としている水準(レベル)で活動を実施するために、

(1)活動又は事業を企画・リードする中心メンバーの数は十分ですか。 十分 26 不十分 81
未回答 7

(2)中心メンバーが企画した活動又は事業を実施する際に動いてくれる人(臨時の協力者も含む)の数は十分ですか。 十分 31 不十分 74
未回答 9

(3)組織を管理・運営するための事務局体制(事務局員数)は十分です 十分 28 不十分 77
未回答 9

(4)活動にアドバイスをくれる専門家の数は十分ですか。 十分 35 不十分 68
未回答 11

(5)活動に協力してくれる他のNPOや市民活動団体の数は十分ですか。 十分 25 不十分 75
未回答 14

別紙2 表6

（問18） 活動又は事業に主体的・積極的に参画してくれる人の数は、活動開始当初から見て増えましたか。

増えた 39 あまり変化ない 53 減った 18
未回答 4

（問19） (1)活動又は事業に主体的・積極的に参画してくれる人の数を増やす手だてを何か講じていますか。
（複数回答可）

1	学習会(自学自習の学習会)の開催	36
2	先進事例を学ぶ講演会や専門知識を深める講演会の実施	21
3	懇親会・レクリエーションなどのイベントの開催	42
4	先進活動事例の視察や活動交流などの実施	20
5	中心メンバーによる周辺メンバーの説得活動	27
6	その他	17

〔 別紙1・P92 〕

（問20） (1)現在、活動を支援してくれる企業はいますか。

いる 35 ・ いない 74
未回答 5

(2)そうした企業は、活動開始当初から増えましたか。

増えた 13 変化ない 55 減った 6

（問21） (1)現在、活動を支援してくれる行政職員はいますか。

いる 60 ・ いない 51
未回答 3

(2)そうした行政職員は、活動開始当初から増えましたか。

増えた 18 変化ない 57 減った 10

別紙2 表7

（問22） (1)現在、活動をPRする情報発信は十分だと思いますか。

十分 16 ・ 不十分 86
未回答 12

(2)活動をPRする情報発信の主な手段を3つまでお書きください。(自由記述)

〔 別紙1・P92 〕

（問23） 貴団体のミッション(活動目的)は、活動参加者全員に十分理解されていると思いますか。

十分理解されている	30
ある程度理解されている	71
あまり理解されていない	0
理解が不十分である	2

未回答 11

（問24） 貴団体のミッション(活動目的)や活動内容は、広く社会や地域の人々に理解されていると思いますか。

十分理解されている	4
ある程度理解されている	67
あまり理解されていない	29
理解が不十分である	11

未回答 3

（問25）　(1)県が社会貢献活動の拠点センターとして位置付けている「高知県ボランティア・NPOセンター（以下センターという。）」が行う支援やサービスを利用したことがありますか。

定期的に利用している	14	⇒(2)(3)を回答してください
必要な都度利用している	60	
あまり利用していない	15	⇒(4)を回答してください
利用していない	23	

未回答　2

(2) (1)で「センターを定期的にもしくは、必要な都度利用している」と答えられた方のみお答えください。
具体的にセンターのどのような支援やサービスを利用していますか。（複数回答可）

1	法人設立相談	14	2	運営に関する相談	21
3	講座やセミナー等の開催	29	4	専門家派遣	11
5	ピッピネット（ホームページ）による情報収集、情報発信	41			
6	助成金情報の提供	37	7	ＮＰＯ会議室の貸し出し	7
8	資源循環システム（企業等からの物品提供）の実施	17			
9	ボランティア保険の斡旋	7	10	広報誌「てをつなごう」の発行	11
11	ＮＰＯフォーラム開催等の交流の場づくり	8			

(3) (1)で「センターを定期的にもしくは、必要な都度利用している」と答えられた方のみお答えください。
センターの上記支援やサービスは、NPO活動を行ううえで役立っていますか。

大いに役立っている	41	ある程度役立っている	29
あまり役立っていない	1	役立っていない	0

未回答　3

(4)(1)で「センターを（あまり）利用していない」と答えられた方のみお答えください。それはどうしてですか。（複数回答可）

1	利用したい支援やサービスがない	5	2	どんなサービスを提供しているかわからない	14
3	センターの存在を知らない	0	4	他の団体や機関から支援を受けている	2
5	現在の活動を続けていくうえで必要性がない	11			
6	その他	8			

（別紙1・P92）

(5)センターが現在提供している支援やサービス以外に、どのような支援をセンターに期待しますか。（自由記述）

（別紙1・P92）

（問26）　NPOと行政との協働について、あなたはもっと進めるべきだと思いますか。

思う	98	思わない	9

未回答　7

（問27）　(1)貴団体は、活動を開始してから現在までに、行政と関わってプロジェクトなどを企画・実施したことがありますか。

ない　45　・　ある　61　⇒(2)内容はどのようなものでしたか。以下の項目から選択してください。（複数回答可）

未回答　8

1	行政が企画した事業の実施を手伝った。	21
2	補助事業又は委託事業に採択された事業を実施した。	39
3	指定管理を受けた。	10
4	独自事業に対して行政から後援又は協賛を得た。	26
5	普段から、行政と協働して実施できる事業を生み出す意見交換を行っている。	17
6	普段から、行政と意見交換する中で生まれた協働事業を実施した（している）。	12
7	その他	2

（・高知市まちづくりファンドの補助）

(3)行政との関わりは、団体のミッション（活動目的）の達成に対して効果的でしたか。

1	非常に効果があった。	31
2	ある程度効果があった。	33
3	あまり効果がなかった。	5
4	全く効果がなかった。	3

⇒(4)効果があった理由又はなかった理由を自由にお書きください。

（別紙1・P93）

⇒(5)行政との関わりによって、あなた方の活動に対する行政の理解は進んだと思いますか。

1　非常に進んだ	7	→ 理解が進んだ点を具体的に教えてください。
2　ある程度進んだ	48	〔 別紙1・P93 〕
3　あまり進んでいない	11	→ 理解が進まなかった点を具体的に教えてください。
4　全く進んでいない。	3	〔 別紙1・P93 〕

⇒(6)行政との関わりによって、あなた方の行政に対する理解は進みましたか。

1　非常に進んだ	7
2　ある程度進んだ	50
3　あまり進んでいない	10
4　全く進んでいない	3

（問28）　貴団体におけるあなた（回答者）の立場はどのようなものですか。

1　代表　38　　2　事務局長　40　　1　2　以外　33

未回答　3

（問29）　貴団体のこれまでの活動を総合的に評価するとしたら10点満点で何点ですか。

6.6　点

（問30）　NPO活動を今後発展させるために、何が重要か、ご意見がありましたら教えてください。

〔 別紙1・P93 〕

別紙　1

※自由記載の意見を抜粋

（問14）

(2)どのような手だてを講じましたか。

5　その他

・寄付金付き自販機の設置拡大

・セミナー開催による参加費の徴収

・自分が体を使う地道な活動

・共同募金の配分

・経費節減

（問19）

(1)活動又は事業に主体的・積極的に参画してくれる人の数を増やす手だてを何か講じていますか。（複数回答可）

6　その他

・インターネット・ツイッターなどによるよびかけ

・利用者、会員、学生への呼びかけ

・HP、広報（行政等）、新聞の活用

・ボランティアフェスティバルで公募、近隣へのポスター配布、ピッピネットの活用

・会報、チラシの配布

（問22）

(2)活動をPRする情報発信の主な手段を3つまでお書きください。（自由記述）

・新聞・ラジオ・インターネット

・イベントでのパンフレット配布、新聞への投稿

・会報をボランティアセンターなどにおいてもらう。

・ホームページの活用

・ブログによる発信

・町内文化祭、敬老会への参加

・ピッピネット

（問25）

(4)(1)で「センターを（あまり）利用していない」と答えられた方のみお答えください。それはどうしてですか。（複数回答可）

6　その他

・忙しい

・開催場所が遠い。

・センターの存在を知らなかった。

(5)センターが現在提供している支援やサービス以外に、どのような支援をセンターに期待しますか。

・地域別での開催

・事業拡充に係る支援や援助（軍資金）につながるアドバイス

・活動や運営についての高度なアドバイス

・パソコン指導

・ボランティア（無報酬）スタッフの斡旋

・現状のサービスで充分

（問27）

⇒(4)効果があった理由又はなかった理由を自由にお書きください。

（効果があった）

・お互いの業務、役割、意義等について理解が深まったと思う。
・特に初期の活動資金や、活動拠点を得られたこと、支援を受けられたことの恩恵は大きい。
・名称や活動内容の広報に効果があった。
・対外的に県との共同事業は信用性が高い（非常に効果あり）
・10年間の活動で無名なNPOが社会（＝行政）に知られるようになった。
・委託料が活動を支えてくれたこと、行政の窓口とコミュニケーションが取りれるようになったこと。
・喫茶コーナーの運営（町からの委託事業により健康福祉センターに内で営業）を通して事業所のことや利用者（障害者）の理解が進んだと思っている。
・ITコーディネーターとして実戦経験を積むことができた。
・一般の人に対し事業に対する信頼度が向上する。
・自分たちの活動が行政に理解してもらえたこと、地域にアピールできたこと。
・事業を受託したことで、活動拠点（場所）を得た。

（効果がなかった）

・行政が協力しようとしない。民間NPOの視点のない行政活動では事態に変化はない。
・行政の関わりが中途半端であるし、課の編成がすぐ変わってしまう。

⇒(5)行政との関わりによって、あなた方の活動に対する行政の理解は進んだと思いますか。

1 非常に進んだ	7	→理解が進んだ点を具体的に教えてください。
2 ある程度進んだ	48	
3 あまり進んでいない	11	→ 理解が進まなかった点を具体的に教えてください。
4 全く進んでいない。	3	

（理解が進んだ点）

・委託事業を受ける機会が増えた。
・担当者と色々と話ができる。
・交流や相談の場が増えた。
・法人からの要望などについても可能な限り善処してくれるようになった。
・発足当初より県との協働機会が増加し、また、密度も濃くなった。
・行政の民間に対する立ち位置、目線を知ることができた。
・県下の行政関係では認知されている。
・経営の安定化に向けた取組みへの理解。
・行政から紹介を受けて会員になる者が増えた。
・NPOの強み（手に届きにくい人への支援）に対しての理解が進んだ。

（理解が進まなった点）

・一定の期間を過ぎると担当者が異動するので、次のステップへ行けない、また一からのスタートとなるから。

（問30）

NPO活動を今後発展させるために、何が重要か、ご意見がありましたら教えてください。

・積極的なPR活動
・支援制度等は年々充実していると思います。ただ、期間の短いものがほとんどで、5年10年といった長期スパンのものがないのは残念。継続性のある支援体制を考えてみて欲しい。
・NPO活動＝すべてがボランティア（無償）で活動していると思われていることを払拭したい。
・後継者不足をいかに克服するかにかかっている。
・もっと地域を巻き込むこと、民間、行政含めて次世代の若い人たちと交流し、活動に関わっていただくことが課題です。
・ボランティア間での意識の格差をなくす努力を継続的にしていかなければならない。そのためにも地域への貢献度がボランティア自身に体感できるような企画を計画する必要がある。また活動資金の調達に力を入れる必要がある。

別紙 2

表1 活動領域別の団体分布

活動領域	H21年度調査		H24年度調査	
	団体数	構成比%	団体数	構成比%
保健、医療又は福祉の増進	84	24.9%	38	28.4%
社会教育の推進	4	1.2%	3	2.2%
まちづくりの推進	27	8.0%	13	9.7%
観光の振興	−	−	2	1.5%
中山間地域の振興	−	−	2	1.5%
学術、文化、芸術又はスポーツの振興	36	10.7%	13	9.7%
環境の保全	32	9.5%	10	7.5%
災害救援	1	0.3%	1	0.7%
地域安全活動	3	0.9%	2	1.5%
人権の擁護又は平和の推進	2	0.6%	3	2.2%
国際協力	10	3.0%	0	0.0%
男女共同参画社会の形成の促進	5	1.5%	3	2.2%
こどもの健全育成	23	6.8%	13	9.7%
情報化社会の発展	5	1.5%	5	3.7%
科学技術の振興	1	0.3%	0	0.0%
経済活動の活性化	5	1.5%	4	3.0%
職業能力の開発又は雇用機会の拡充	7	2.1%	3	2.2%
消費者の保護	0	0.0%	2	1.5%
他の団体の連絡、助言、又は援助	0	0.0%	2	1.5%
その他	93	27.5%	15	11.2%
合　　計	338	100.0%	134	100.0%

活動領域の中で一番多かったのは、２１年度調査と同様に「保健、医療又は福祉の増進」であった。

次いで「まちづくりの推進」、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興」、「こどもの健全育成」と続く。

「環境の保全」、「国際協力」、「科学技術の振興」が下がっているが、領域別では目立った変化はない。

活動資金の規模において、年間100万円未満と回答した団体が54.9%から30.9%へと減少し、1,000万円以上の収入を得ている団体が17.9%から36.1%へと増加した。

財政規模の大きな団体が増えている一方100万円未満の規模の団体も全体の1/3近く存在している。

表2 活動資金規模別の団体分布

54.9%　30.9%

資金規模	H21年度調査				H24年度調査			
	年間収入		年間支出		年間収入		年間支出	
	団体数	構成比%	団体数	構成比%	団体数	構成比%	団体数	構成比%
10万円未満	77	25.9%	74	25.4%	11	11.3%	12	12.1%
10万～50万円未満	59	19.9%	60	20.6%	13	13.4%	14	14.1%
50万～100万円未満	27	9.1%	28	9.6%	6	6.2%	7	7.1%
100万～300万円未満	38	12.8%	35	12.0%	12	12.4%	10	10.1%
300万～500万円未満	19	6.4%	18	6.2%	7	7.2%	8	8.1%
500万～1000万円未満	24	8.1%	24	8.2%	13	13.4%	11	11.1%
1000万～5000万円未満	48	16.2%	48	16.5%	29	29.9%	31	31.3%
5000万円以上	5	1.7%	4	1.4%	6	6.2%	6	6.1%
合　　計	297	100.0%	291	100.0%	97	100.0%	99	100.0%

17.9%　36.1%

表3　活動開始当初からの活動資金規模の変化

資金規模の変化	H21年度調査		H24年度調査	
	団体数	構成比%	団体数	構成比%
拡充した	131	39.7%	47	43.5%
変化してない	120	36.4%	44	40.7%
縮小した	79	23.9%	17	15.7%
合　　計	330	100.0%	108	100.0%

全ての種別において、21年度から増加しているが、「民間助成団体等からの助成金収入」が最も低く、次いで「寄付金収入」が低い。

表4　活動資金の調達状況

活動資金の種別		H21年度調査			H24年度調査		
		あり	なし	合計	あり	なし	合計
会　　費	団体数	224	110	334	90	22	112
	構成比%	67.1%	32.9%	100.0%	80.4%	19.6%	100.0%
寄付金収入	団体数	125	204	329	47	64	111
	構成比%	38.0%	62.0%	100.0%	42.3%	57.7%	100.0%
独自事業収入	団体数	131	200	331	55	55	110
	構成比%	39.6%	60.4%	100.0%	50.0%	50.0%	100.0%
行政からの補助事業･委託事業収入	団体数	138	194	332	58	51	109
	構成比%	41.6%	58.4%	100.0%	53.2%	46.8%	100.0%
民間助成団体等からの助成金収入	団体数	94	237	331	35	75	110
	構成比%	28.4%	71.6%	100.0%	31.8%	68.2%	100.0%

表5　力を入れた資金調達活動の内容

活動内容	H21年度調査		H24年度調査	
	団体数	構成比%	団体数	構成比%
寄付金集め	61	14.1%	5	6.8%
補助金･助成金･委託金申請	176	40.6%	35	47.9%
独自事業収入の拡大	102	23.6%	15	20.5%
会員拡大による会費収入の拡大	75	17.3%	13	17.8%
その他	19	4.4%	5	6.8%
合　　計	433	100.0%	73	100.0%

21年度と比べ「寄付金集め」が14.1%から6.8%となった一方、「補助金・助成金・委託金申請」による調達は40.6%から47.9%と増加し、半数近い団体が補助金等の申請に力を入れたと答えている。

表6　目標とする活動水準を実施するための人材等確保の現状

人材等の種類		H21年度調査			H24年度調査		
		十分	不十分	合計	十分	不十分	合計
活動又は事業を企画・リードする中心メンバーの数	団体数	98	223	321	26	81	107
	構成比%	30.5%	69.5%	100.0%	24.3%	75.7%	100.0%
中心メンバーが企画した活動又は事業を実施する際に動いてくれる(臨時の協力者を含む)の数	団体数	90	224	314	31	74	105
	構成比%	28.7%	71.3%	100.0%	29.5%	70.5%	100.0%
組織を管理・運営するための事務局体制(事務局員数)	団体数	104	215	319	28	77	105
	構成比%	32.6%	67.4%	100.0%	26.7%	73.3%	100.0%
活動にアドバイスをくれる専門家の数	団体数	134	174	308	35	68	103
	構成比%	43.5%	56.5%	100.0%	34.0%	66.0%	100.0%
活動に協力してくる他のNPOや市民活動団体の数	団体数	109	182	291	25	75	100
	構成比%	37.5%	62.5%	100.0%	25.0%	75.0%	100.0%

「活動を支援してくれる企業」では、
「あり」の回答が3.8%増となったが、
全体の1/3にも届いていない。

表7　活動を支援してくれる企業や行政職員の存在

	活動を支援してくれる**企業**					
	あり		なし		合計	
	団体数	構成比%	団体数	構成比%	団体数	構成比%
H21年度調査	90	28.3%	228	71.7%	318	100.0%
H24年度調査	35	32.1%	74	67.9%	109	100.0%

	活動を支援してくれる**行政職員**					
	あり		なし		合計	
	団体数	構成比%	団体数	構成比%	団体数	構成比%
H21年度調査	175	55.6%	140	44.4%	315	100.0%
H24年度調査	60	54.1%	51	45.9%	111	100.0%

「活動を支援してくれる行政職員」では、
「あり」の回答が若干減少したものの、
過半数を超えている。

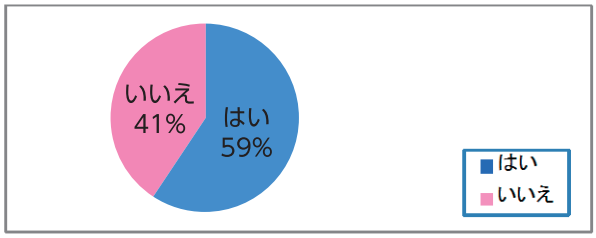
■庁内における社会貢献活動団体の活動支援に関するアンケート（集計表）

調査期間	平成２５年3月7日～3月29日		
調査対象数	全庁全課室　108課	回答数　71	回答率　65.7%

◆本アンケートにおいては、
NPOとは･･･NPO法人、任意のNPO、市民活動団体、ボランティア団体と捉えてご回答ください。
（町内会や自主防災組織などの地縁組織は除く。）

（問1）貴課はNPOと連携や協働を推進したいと考えていますか。

はい　42　・　いいえ　29



協働の推進について、
59%の課室がＮＰＯとの協働を推進したいと考えている。

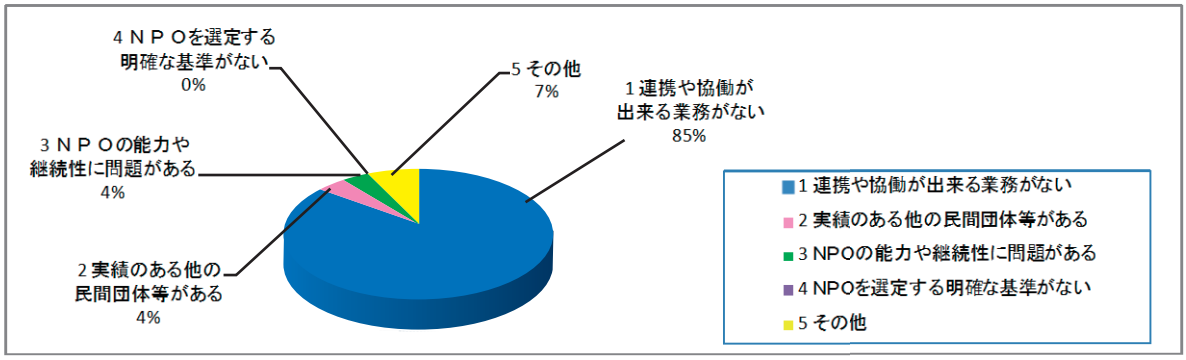
連携や推進をしたいと思わない理由は、
85%の課室が「連携や協働ができる業務がない」としている。

連携や協働で重要と考える分野では、
「中山間地域の振興」と「災害救援活動」が最も多かった。

（問１－①）連携や協働を推進したいと思わない理由はなんですか。

1	連携や協働が出来る業務がない	23
2	実績のある他の民間団体等がある	1
3	ＮＰＯの能力や継続性に問題がある	1
4	ＮＰＯを選定する明確な基準がない	0
5	その他	2

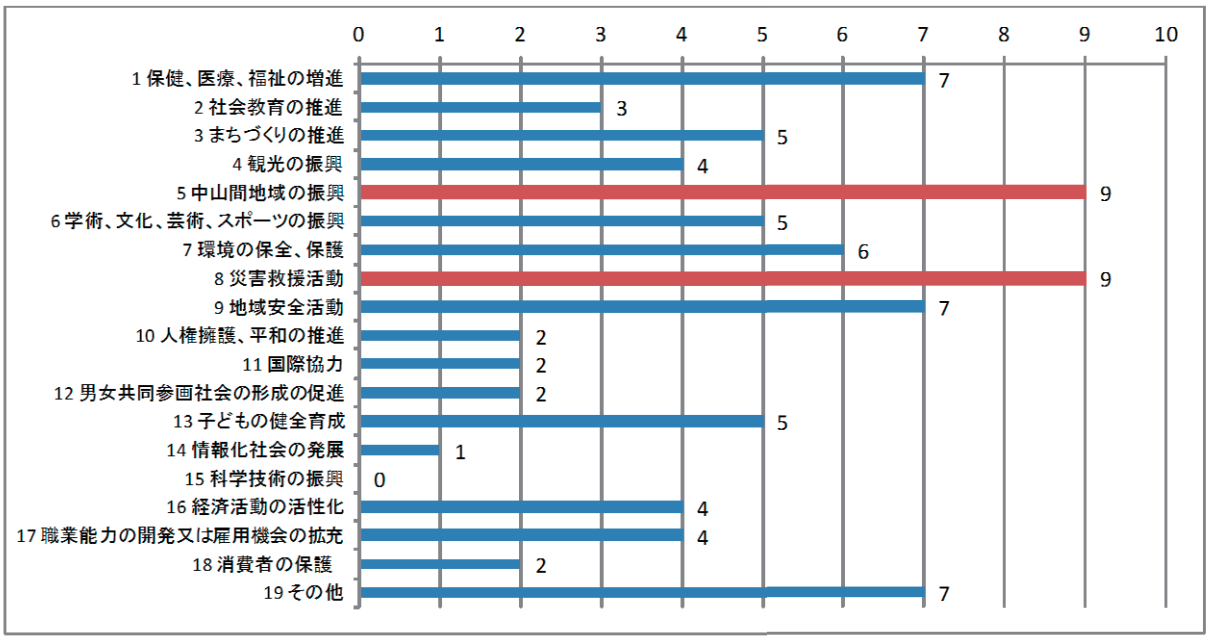
（別紙3 ・ P101）



（問1－②）今後、貴課が連携や協働で、重要と考える分野は、どの分野ですか。（3つまで選択可）

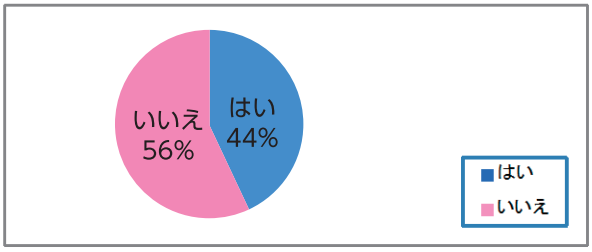
1	保健、医療、福祉の増進	7	11	国際協力	2
2	社会教育の推進	3	12	男女共同参画社会の形成の促進	2
3	まちづくりの推進	5	13	子どもの健全育成	5
4	観光の振興	4	14	情報化社会の発展	1
5	中山間地域の振興	9	15	科学技術の振興	0
6	学術、文化、芸術、スポーツの振興	5	16	経済活動の活性化	4
7	環境の保全、保護	6	17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充	4
8	災害救援活動	9	18	消費者の保護	2
9	地域安全活動	7	19	その他	7
10	人権擁護、平和の推進	2			

（別紙3 ・ P101）



（問2）NPOと関わった実績はありますか。（貴課のH23実績で記入してください。）

はい 31 ・ いいえ 40



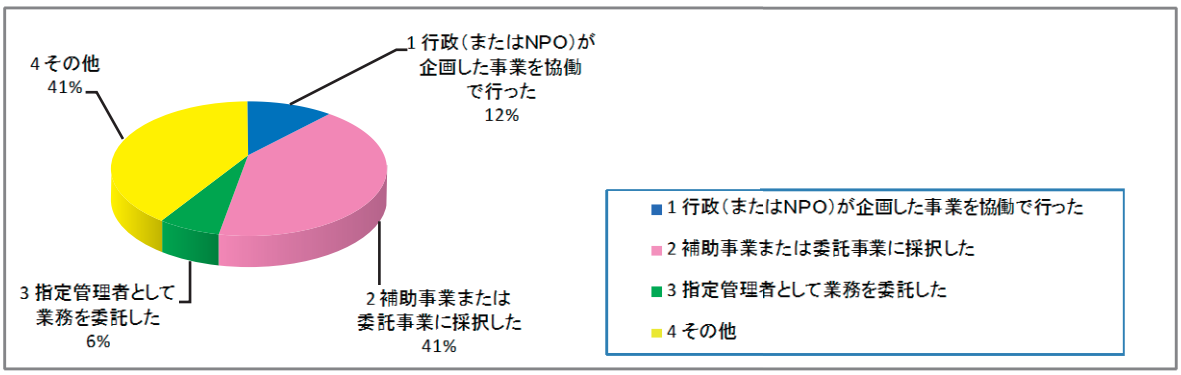
ＮＰＯと関わった実績については、
４４%が「はい」（ある）と回答した。

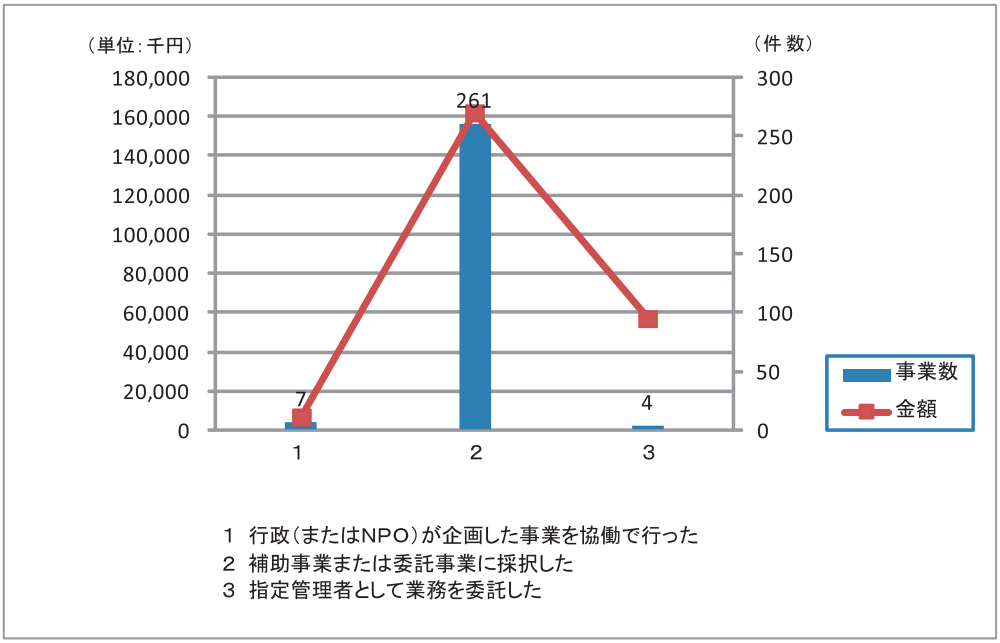
関わった形態については、
「補助事業または委託事業に採択した」が最も多く、１４課室２６１件で、1億6,000万円を超える金額となった。

（問2－①）関わった形態はなんですか。（複数可）

1	行政（またはＮＰＯ）が企画した事業を協働で行った ＊２の補助事業、委託事業を除く	4	【事業数：	7	件、金額：	6,924,930 円】
2	補助事業または委託事業に採択した	14	【事業数：	261	件、金額：	162,234,334 円】
3	指定管理者として業務を委託した	2	【事業数：	4	件、金額：	57,125,009 円】
4	その他	14				

（別紙3 ・ P101）



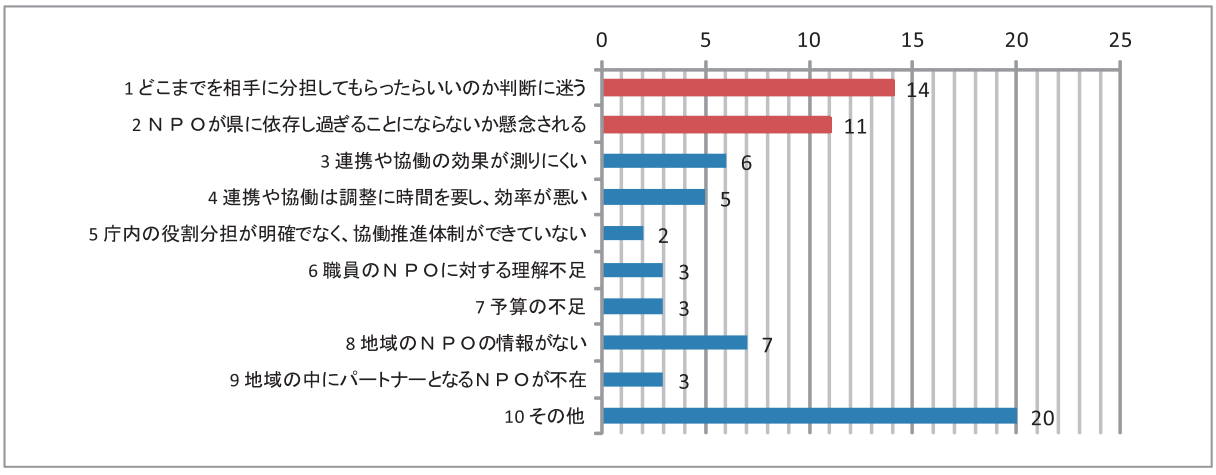


（問3）NPOと連携や協働を進める中で課題や障害となっていることは何ですか。（2つまで選択可）

1	どこまでを相手に分担してもらったらいいのか判断に迷う	14
2	ＮＰＯが県に依存し過ぎることにならないか懸念される	11
3	連携や協働の効果が測りにくい	6
4	連携や協働は調整に時間を要し、効率が悪い	5
5	庁内の役割分担が明確でなく、協働推進体制ができていない	2
6	職員のＮＰＯに対する理解不足	3
7	予算の不足	3
8	地域のＮＰＯの情報がない	7
9	地域の中にパートナーとなるＮＰＯが不在	3
10	その他	20

（ 別紙3 ・ P101 ）

協働を進める中での課題や障害は、「どこまでを相手に分担してもらったらいいのか判断に迷う」を上げる回答が最も多く、次いで「ＮＰＯが県に依存し過ぎることにならないか懸念される」が多い結果となった。

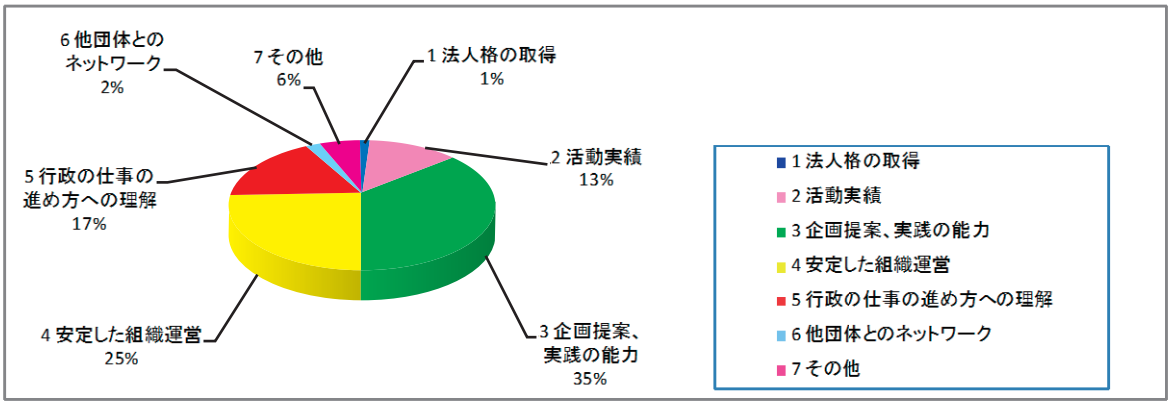


（問4）連携や協働を進めるために、NPOに望むものはなんですか。（2つまで選択可）

1	法人格の取得	1
2	活動実績	13
3	企画提案、実践の能力	35
4	安定した組織運営	24
5	行政の仕事の進め方への理解	17
6	他団体とのネットワーク	2
7	その他	6

（別紙3 ・ P101）

連携や協働を進めるために、ＮＰＯに望むものについては、
「企画提案、実践能力」と「安定した組織運営」が多かった。



別紙　3

※自由記載の意見を抜粋

（問1）

（問1－①）連携や協働を推進したいと思わない理由はなんですか。

5　その他

・連携できる内容があるのか実態が分かりづらい。

・補助事業を所管しており、連携や協働の推進というより、活用していただく立場であるため。

（問1－②）今後、貴課が連携や協働で、重要と考える分野は、どの分野ですか。

19　その他

・災害対策全般（予防、応急、復旧、復興対策）

・再生可能エネルギー関連

・公共交通の利用促進・維持・活性化

・人権啓発の推進

・森林保全活動、森林環境教育、森林への理解と関わりを深め広げる活動

・全て

（問2）

（問2－①）関わった形態はなんですか。

4　その他

・再生可能エネルギーにかかる学習会開催に関わった。

・知事の随行を通じて。

・所管する協議会の事務局業務の一部をNPOへ委託。

・使用計画のない職員住宅を普通財産に変更したうえで貸与した。

・市町村を実施主体とする「あったかふれあいセンター事業」の受託事業者としてNPOが実施。

・「清潔で美しい高知県をつくる条例」に基づくボランティア制度への登録。2月の県民一斉美化活動等、地域の美化活動には、市町村等を介して取り組んでもらっている。

・講習会等の講師依頼。

・NPOの役員に所管する委員会等の委員を委嘱した。

・啓発ポスターの配布を依頼した。防災訓練の共催。

・善意通訳クラブ（SGG）より通訳ボランティアの紹介を受けた。メールマガジンの原稿執筆を依頼した。

・障害福祉サービス事業者として関わった。

（問3）

NPOと連携や協働を進める中で課題や障害となっていることは何ですか。

10　その他

・連携や協働が出来る業務がない。

・当課の業務（検査）はNPOとの連携に適さない。

・当課の所管する事業は補助事業であるので、地域の方々と十分な意思疎通を図り活用を検討していただきたい。

・NPO法人組織内の人材の確保や事務能力を高める必要がある。

・プロポーザルに応募してくるNPOがない。

・NPOがどのようなことができるのか、ということを行政ももう少し理解する必要がある。

・中山間振興という漠然としたものに、NPOがどこまで具体的に関わっていただける情熱や意欲を持つのか不明確や不安な部分がある。

・人材、スキル、資金など、組織基盤が脆弱であること。

（問4）

連携や協働を進めるために、NPOに望むものはなんですか。

7　その他

・活動の見通しの明確化と約束事の順守。

・実績がないため意識したことがない。

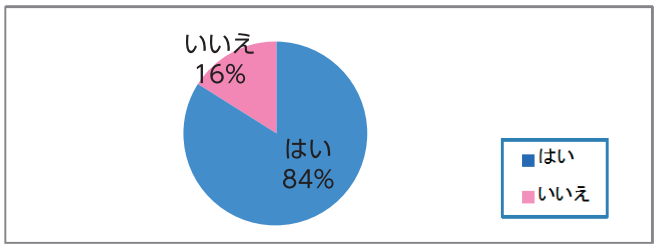
■市町村における社会貢献活動団体の活動支援に関するアンケート（集計表）

調査期間	平成２５年３月5日～３月22日		
調査対象数	３４市町村	回答数　32	回答率　94.1%

◆本アンケートにおいては、
NPOとは…NPO法人、任意のNPO、市民活動団体、ボランティア団体と捉えてご回答ください。
（町内会や自主防災組織などの地縁組織は除く。）

（問1）貴市町村はNPOと連携や協働を推進したいと考えていますか。

はい　27　・　いいえ　5

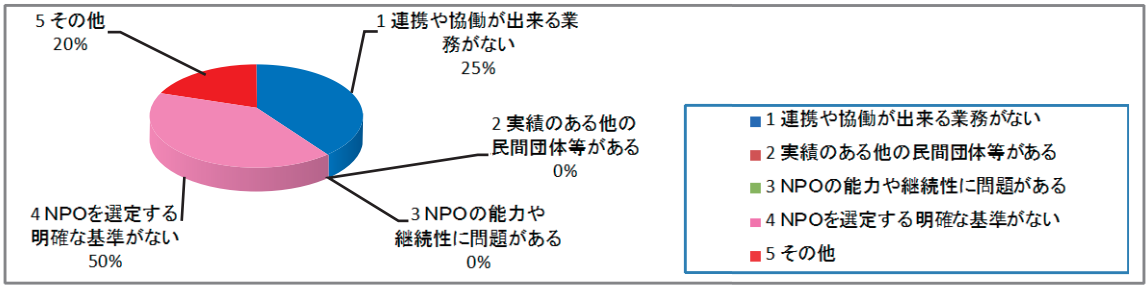


協働の推進について、
84%の市町村がＮＰＯとの協働を推進したいと考えている。

連携や協働で重要と考える分野では「まちづくりの推進」が最も多く、次いで「中山間地域の振興」が多い結果となった。

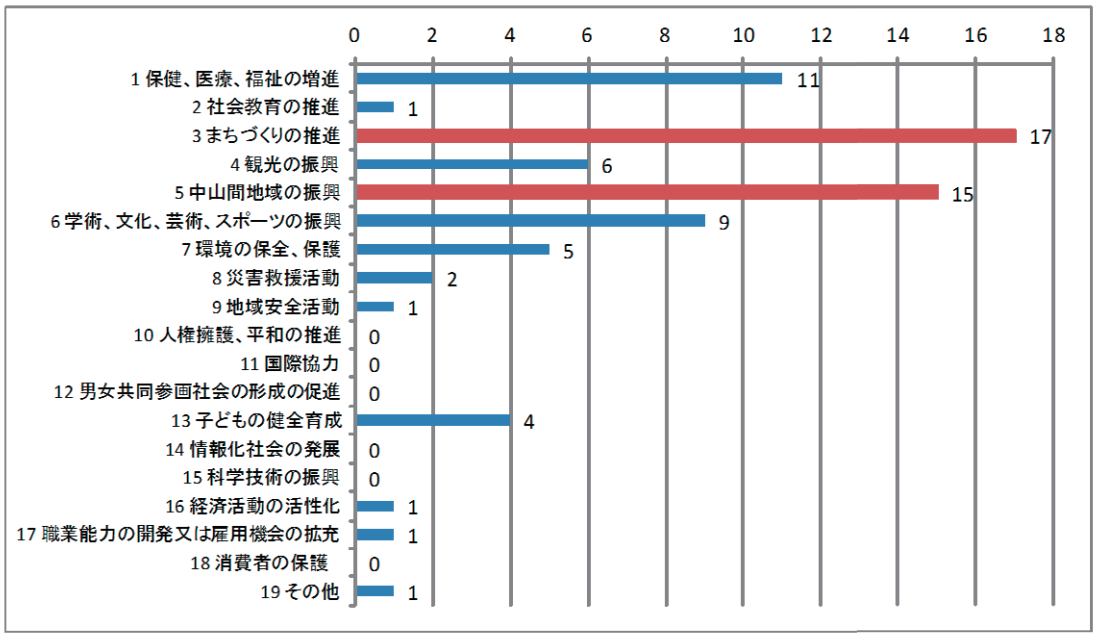
（問1－①）連携や協働を推進したいと思わない理由はなんですか。

1	連携や協働が出来る業務がない	2
2	実績のある他の民間団体等がある	0
3	ＮＰＯの能力や継続性に問題がある	0
4	ＮＰＯを選定する明確な基準がない	2
5	その他（・村内にＮＰＯが存在しない）	1



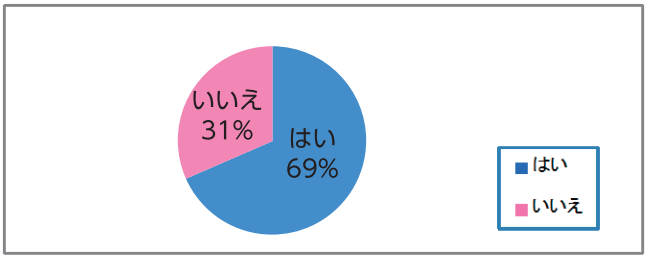
（問1－②）今後、貴市町村が連携や協働で、重要と考える分野は、どの分野ですか。（3つまで選択可）

1	保健、医療、福祉の増進	11	11	国際協力	0
2	社会教育の推進	1	12	男女共同参画社会の形成の促進	0
3	まちづくりの推進	17	13	子どもの健全育成	4
4	観光の振興	6	14	情報化社会の発展	0
5	中山間地域の振興	15	15	科学技術の振興	0
6	学術、文化、芸術、スポーツの振興	9	16	経済活動の活性化	1
7	環境の保全、保護	5	17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充	1
8	災害救援活動	2	18	消費者の保護	0
9	地域安全活動	1	19	その他	1
10	人権擁護、平和の推進	0		（・防災・耐震化の推進）	



(問2)NPOと関わった実績はありますか。(貴市町村全体のH23実績で記入してください。)

はい 22 ・ いいえ 10



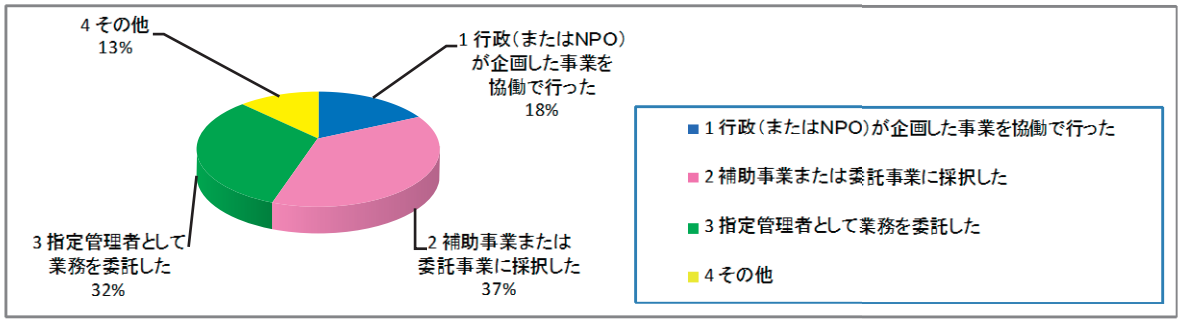
NPOと関わった実績については、
69%が「はい」(ある)と回答した。

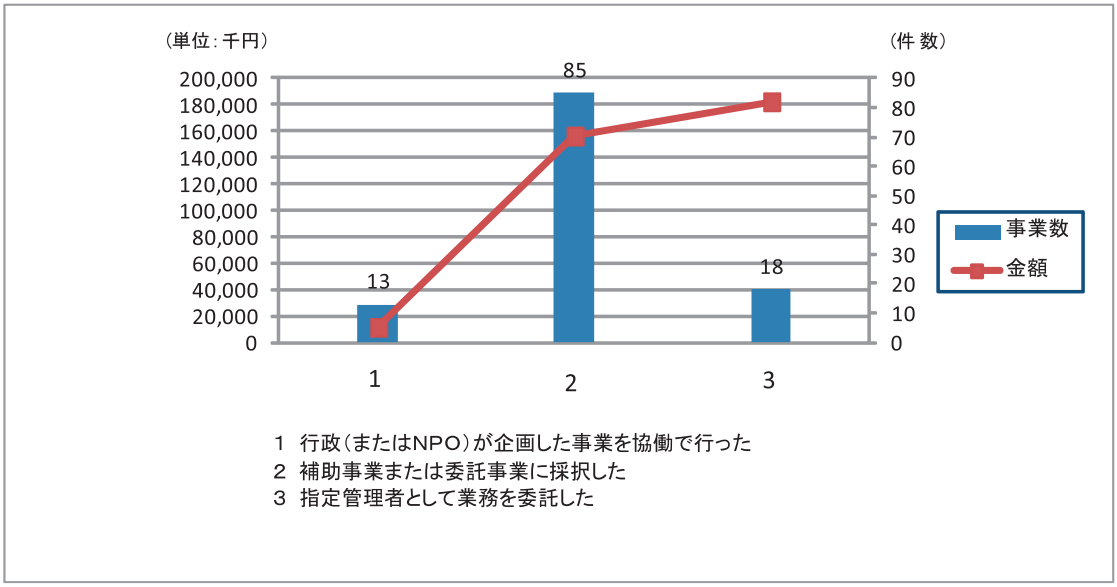
関わった形態については、
「補助金事業または委託事業に採択した」
が最も多く、14市町村85件で、1億
5,000万円を超える金額となった。

(問2－①)関わった形態はなんですか。(複数可)

1	行政(またはNPO)が企画した事業を協働で行った ＊2の補助事業、委託事業を除く	7	【事業数：	13	件、金額：	11,257,100 円】
2	補助事業または委託事業に採択した	14	【事業数：	85	件、金額：	156,244,080 円】
3	指定管理者として業務を委託した	12	【事業数：	18	件、金額：	182,220,102 円】
4	その他	3				

・図書館でのボランティア活動
・町民活動団体及びボランティア団体等への活動補助金の交付
・備品貸出 など

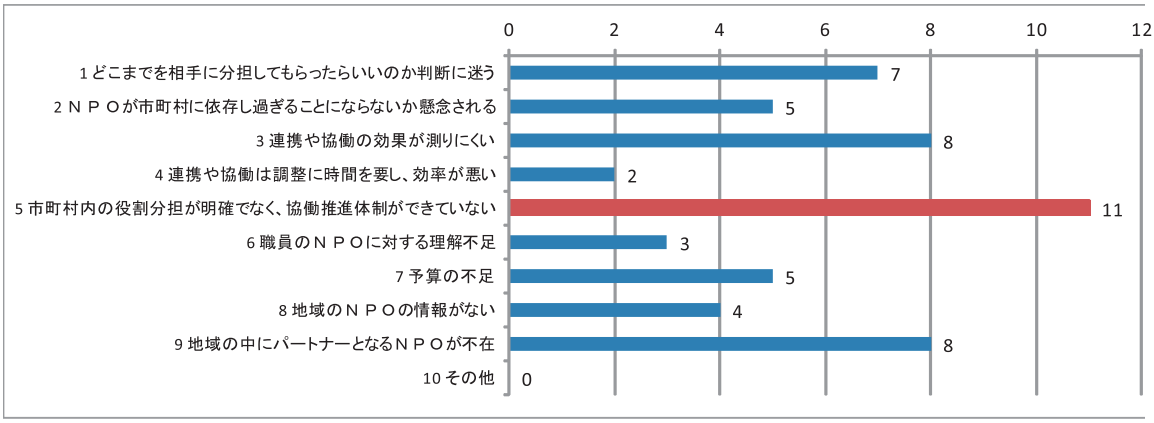




（問3）NPOと連携や協働を進める中で課題や障害となっていることは何ですか。（2つまで選択可）

1	どこまでを相手に分担してもらったらいいのか判断に迷う	7
2	ＮＰＯが市町村に依存し過ぎることにならないか懸念される	5
3	連携や協働の効果が測りにくい	8
4	連携や協働は調整に時間を要し、効率が悪い	2
5	市町村内の役割分担が明確でなく、協働推進体制ができていない	11
6	職員のＮＰＯに対する理解不足	3
7	予算の不足	5
8	地域のＮＰＯの情報がない	4
9	地域の中にパートナーとなるＮＰＯが不在	8
10	その他	0

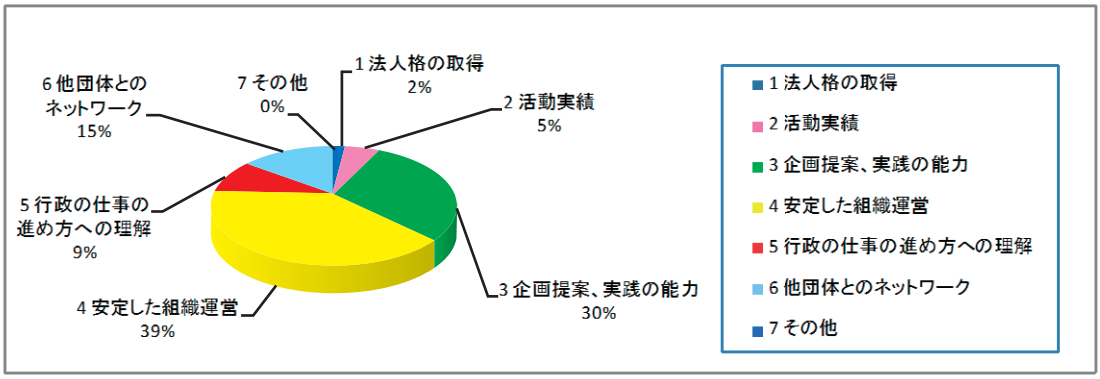
協働を進める中での課題や障害は、
「市町村内の役割分担が明確でなく、協働推進体制ができていない」を上げる回答が最も多かった。



（問4）連携や協働を進めるために、NPOに望むものはなんですか。（2つまで選択可）

1	法人格の取得	1
2	活動実績	3
3	企画提案、実践の能力	16
4	安定した組織運営	21
5	行政の仕事の進め方への理解	5
6	他団体とのネットワーク	8
7	その他	0

連携や協働を進めるために、ＮＰＯに望むものについては、
「安定した組織運営」と「企画提案、実践能力」が多い結果となった。



(問5)貴市町村では、住民の自主性や自発性を引き出すために、どのような取組をされていますか。

・地域懇談会と称し、市長・副市長・教育長・総務課長・企画課長が市内を８地域に分けて、地域住民との意見交換を行っている。

・住民と共に地区調査、ワークショップ、学習会、先進地視察研修、地域活動などを積み重ねながら住民の自治意識を醸成し、その地域に合った仕組み（組織）を考え、創りあげていく手助け（コーディネート）を行っている。

・住民や団体が主体的に取り組む事業に補助金を交付（上限２０万円）している。
・地域住民の自主性や自発性を引き出すため、協働のまちづくり補助事業を実施している。

・ボランティア入門講座の開催・広報啓発活動・住民からの発議を重要視し、発議に基づく取組に対し協働していく。

・地域担当職員の配置や行政相談等により地元住民と行政の距離が近いまちづくり、また団体等が活動を行いやすいように補助制度や助言等で支援を行っている。
・行政の下請けにならないように、ＮＰＯ等の意見や誇りを尊重している。
・行政への依存を避けるために、実行委員会に参画するが、行政が事業の青写真を作成してしまわない。
・まず庁内の協働推進体制を明確にしてから、取組みをすすめてきた。

・各地域における資源の掘り起こしや磨き上げを通じた人材の育成、各地域の住民との連携によるイベント等の開催。

・集落維持・活性化につながる事業に対して補助金を交付している。総務省の地域おこし協力隊や集落支援員制度を活用して支援員を雇用し、住民全体で集落維持活性化の事業を推進している。

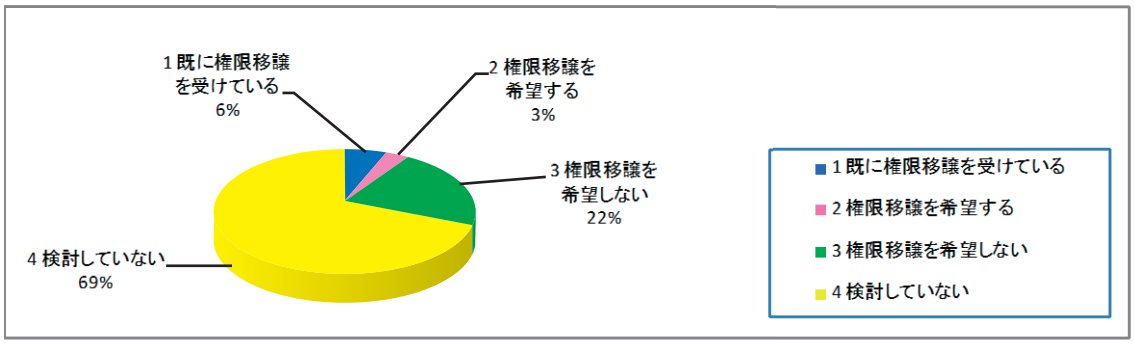
(問6)県は、これまでNPO法人の認証事務を行ってきましたが、NPO活動は地域に根ざしたものが多いことから、
身近な行政機関である市町村へ「NPO法人の認証等に係る事務」の権限移譲を進めています。
貴市町村では、この権限移譲について、どのようにお考えですか。

＊正式な意向調査ではありませんので、今回の回答により手続が進むものではありません。

1　既に権限移譲を受けている	2
2　権限移譲を希望する	1
3　権限移譲を希望しない	7
4　検討していない	22

→ (問6-①)いつ頃をお考えですか。

1　平成２６年度	0
2　５年以内	1
3　その他	0



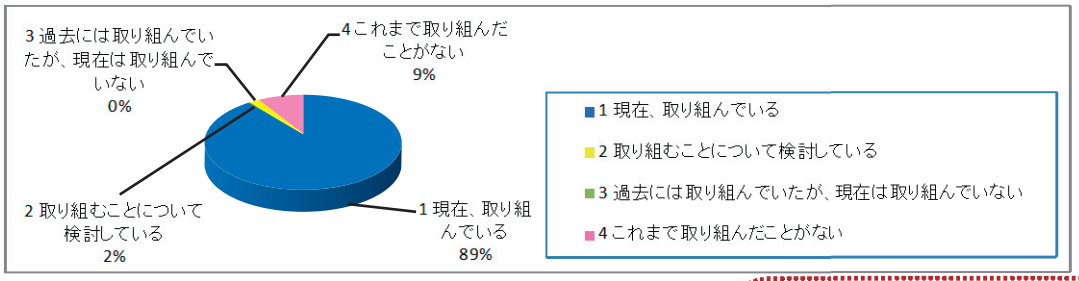
■企業の社会貢献活動に関するアンケート調査

調査期間	平成２５年3月１４日～4月5日		
調　査 対象数	高知県経営者協会加盟企業：260社 企業セミナー参加：16社	回答数　４３	回答率　15.5%

各設問について、該当する番号を選んで、別添の「回答用紙」に記入してください。

Q１　貴社では、現在、社会貢献活動に取り組んでいますか。

1	現在、取り組んでいる　（Q２～Q７、Q９へ）	38
2	取り組むことについて検討している　（Q８、Q９へ）	1
3	過去には取り組んでいたが、現在は取り組んでいない（Q８、Q９へ）	0
4	これまで取り組んだことがない　（Q８、Q９へ）	4



社会貢献活動に取り組んでいると答えた法人は、１９年度調査の72.5%から89%に増加している。

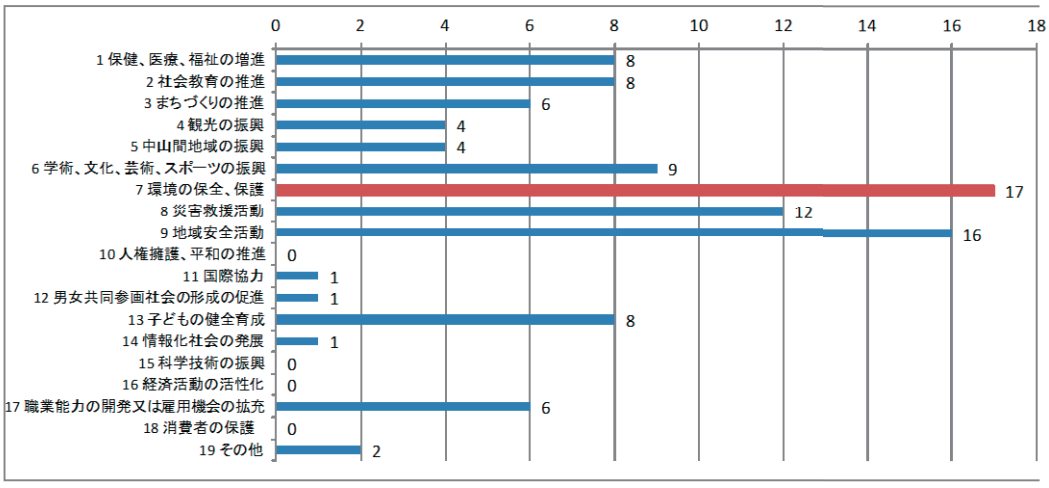
対象分野では
１９年度調査と同様で「環境の保全、保護」が最も多かった。

【Q1で「1　取り組んでいる」と回答された企業にお伺いします。】

Q２　社会貢献活動の活動対象分野は何ですか。（複数回答可）

1	保健、医療、福祉の増進	8
2	社会教育の推進	8
3	まちづくりの推進	6
4	観光の振興	4
5	中山間地域の振興	4
6	学術、文化、芸術、スポーツの振興	9
7	環境の保全、保護	17
8	災害救援活動	12
9	地域安全活動	16
１０	人権擁護、平和の推進	0
１１	国際協力	1
１２	男女共同参画社会の形成の促進	1
１３	こどもの健全育成	8
１４	情報化社会の発展	1
１５	科学技術の振興	0
１６	経済活動の活性化	0
１７	職業能力の開発、雇用機会の拡充	6
１８	消費者の保護	0
１９	その他	2

（・小学生を対象としたエコ授業（循環型農業体験学習）に協力
・通学路での交通整理）

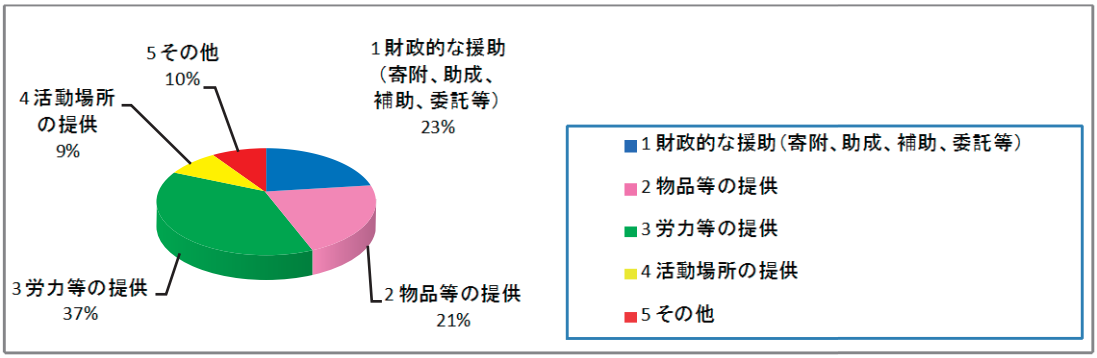


Q3　具体的な活動内容は何ですか。（複数回答可）

1	財政的な援助（寄附、助成、補助、委託等）	16
2	物品等の提供	15
3	労力等の提供	26
4	活動場所の提供	6
5	その他	7

（・岡豊高校の後援組織の役員
・エコアクション２１への取り組み
・人間ドックの無料招待
・清掃活動
・広報）

具体的な活動内容は
１９年度調査と同様に
「労力等の提供」が最も多い回答となった。



具体的な内容をお教えください

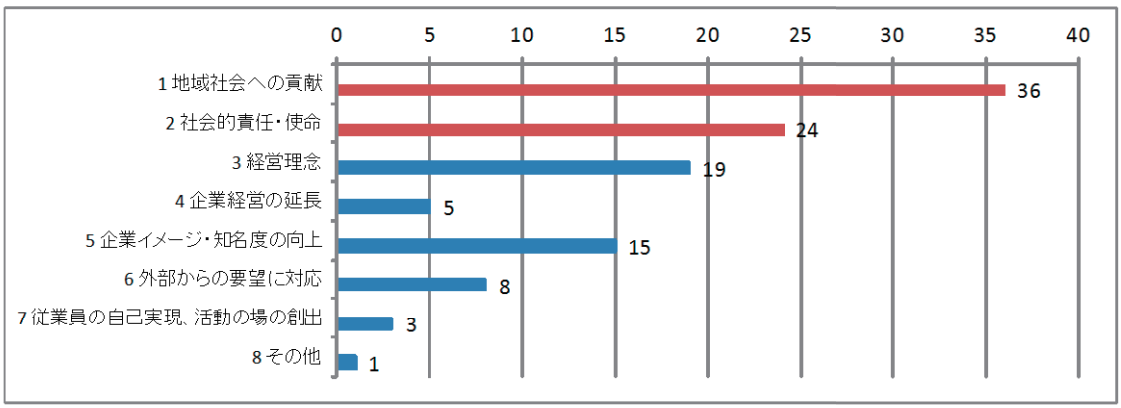
（別紙4 ・ P110）

Q4　社会貢献活動に取り組んでいる目的は何ですか。（複数回答可）

1	地域社会への貢献	36
2	社会的責任・使命	24
3	経営理念	19
4	企業経営の延長	5
5	企業イメージ・知名度の向上	15
6	外部からの要望に対応	8
7	従業員の自己実現、活動の場の創出	3
8	その他	1

（・社員さんが働きやすくなる為の手段）

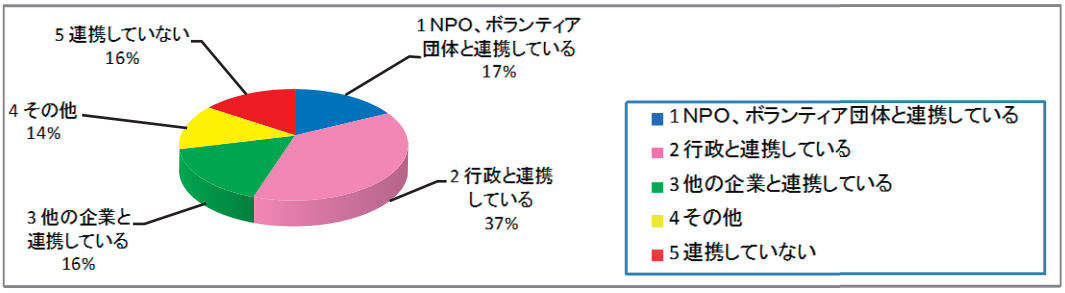
目的は、
１９年度調査と同様に
「地域社会への貢献」が最も多く、
次いで「社会的責任、使命」と続いている。



Q5　社会貢献活動を行うにあたり、他団体と連携をしていますか。（複数回答可）

1	ＮＰＯ、ボランティア団体と連携している	9
2	行政と連携している	19
3	他の企業と連携している	8
4	その他	7
	・地域清掃については高知市管工事組合、高知県設備協会 ・地域の行事やイベント ・親子水泳教室、高知市ＰＴＡ連合会、県水泳連盟 ・業界団体 ・メディア ・土佐経済同友会	
5	連携していない	8

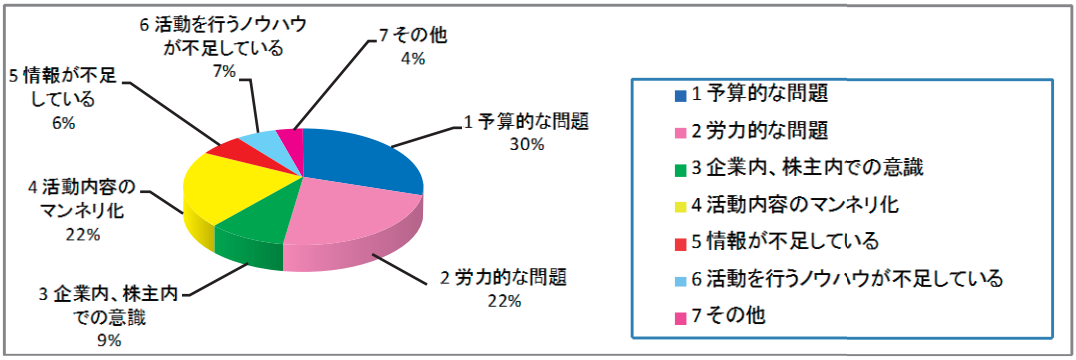
他団体との連携は、
１９年度調査では、
「他の企業と連携している」が最も多かったが、
今回の調査では、
「行政と連携している」が最も多い結果となった。



Q6　社会貢献活動を継続するうえで課題となっていることは何ですか。（複数回答可）

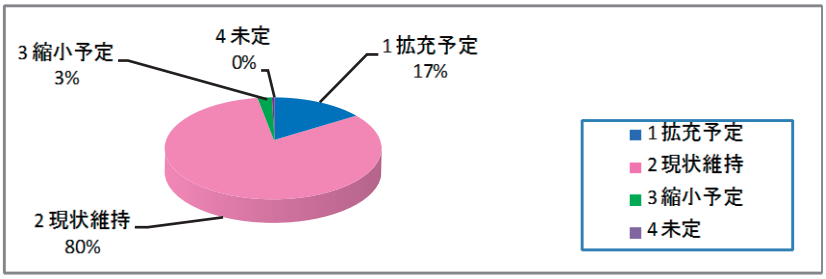
1	予算的な問題	14
2	労力的な問題	10
3	企業内、株主内での意識	4
4	活動内容のマンネリ化	10
5	情報が不足している	3
6	活動を行うノウハウが不足している	3
7	その他	2
	・①売名行為だと言われのない　やっかみ ②費用の捻出に対しての社員さんの理解	

課題は、
１９年度調査では、
「労力的な問題」が最も多かったが、
今回の調査では、
「予算的な問題」が最も多い結果となった。



Q7　今後の活動全体の方向性

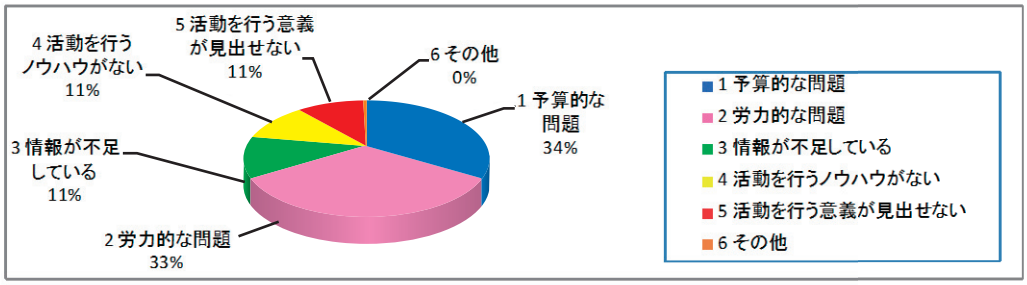
1	拡充予定	6
2	現状維持	29
3	縮小予定	1
4	未定	0



【Q1で「2　取り組むことについて検討している」、「3　過去に取り組んでいたが、現在は取り組んでいない」、「4　これまで取り組んだことがない」と回答された企業にお伺いします。】

Q8　　社会貢献活動に取り組んでいくために課題となっていることは何ですか。

1	予算的な問題	3
2	労力的な問題	3
3	情報が不足している	1
4	活動を行うノウハウがない	1
5	活動を行う意義が見出せない	1
6	その他	0



【すべての企業にお伺いします。】

Q9　　社会貢献活動を行うにあたり、行政に求めるものは何ですか。

（ 別紙4 ・ P110 ）

社会貢献活動を行うにあたり、行政に求めるものとして、NPOとのコーディネート機能や、情報提供を上げる意見が多かった。

別紙　4

※自由記載の意見を抜粋

（Q3）

具体的な内容をお教えください。

・清掃活動（周辺地域のゴミ拾い等）。
・有機農業学校「有機のがっこう土佐自然塾」の運営、クロダイ稚魚の無償放流（毎年50万尾）。
・インターシップ、会社見学の受入・講師派遣。
・地域清掃、資格・技能取得の推進。
・農作物の植付、手入れ、収穫、販売体験の手伝い。リサイクル、肥料化に関する授業の実施。
・PTA等への寄附、NPOへの賛助会費、イベントへの協賛、学校・幼稚園の砂場の砂の入替。
・街路、トイレ清掃。
・協賛公告、看板出力から設備、設営、人員協力、本社2階フリースペース、3階会議室を一般の方に貸し出し。
・災害時の避難場所として提供。
・交通整備（毎朝2人で30分程度）。
・古着を海外に送っている（年2回）。
・NPOへの物品の提供。
・ちびっ子マラソン大会、親子水泳教室・お仕事体験、食育推進活動、レジ袋有料化。
・マイバッグキャンペーン→削減額を行政（四万十市）や地域の学校に寄付。
・南国市の活性化等。
・高知県民に広く応募し、人間ドックを無料にて招待する（30名）。
・地域見守り活動、東北エリアへの寄付活動。
・分譲マンション建設時の津波避難ビル指定、「土佐のおきゃく」メインスポンサー。
・BCPの活動により設備による地域への食品等の提供、朝・夕の防犯活動。
・森林整備支援金寄付（協働の森事業）、みなこい港まつり協賛金寄付、自治体主催のスポーツ大会準備。
・協力、テニスコート・グラウンド一般開放。
・よさこい祭り、土佐のおきゃくに協賛、高知市と「ゆず薫る中山間地域の創造」パートナーズ協定、高知龍馬マラソン、スポーツマスターズに協賛。
・道路清掃、防犯パトロール、交通安全指導。
・自社の基金を通じて、各種団体への援助。
・子育て応援キャンペーンを年間を通じて展開し、子育て応援イベントや絵本の読み聞かせなどを実施。
・河川・道路清掃活動、学校周辺での交通安全活動、災害救援活動。
・青色回転灯パトロールカーによる自主防犯活動。
・生涯学習、公開講座の開講。学外授業活動（健康教育等）として地域の人々と交流。
・災害物資の備蓄と提供、地域活動への参画など。
・財団法人による福祉団体、NPO等への助成活動、社員ボランティアによる間伐活動。
・公益信託の運営。
・高知陸運局主催「マイカー無料点検サービス」協力・高知県自動車整備振興会　講師派遣。
・整備主任技術講習、国家検定自動車整備士2級3級、低圧電気取扱い業務に係る特別教育講習。
・高知県消防学校へ災害救助対策（車両高電圧）講師派遣。
・高知龍馬マラソンで監察車、救護車を提供。交通安全啓蒙活動。
・交通安全街頭指導、7河川清掃、地球33番地イベント等。
・団体への助成、社会貢献イベントへの協力（主催、共催、後援）。
・認知症サポーターや地域見守り活動、河川清掃等環境保全活動。

（Q9）

社会貢献活動を行うにあたり、行政に求めるものは何ですか。

・情報提供及び予算措置。
・率先した協力、NPOや企業とのマッチング。
・目的の明確化と情報発信力の強化。
・前例主義→やったことのないことに否定的。私企業とのコラボには否定的というイメージ。
・行政の積極的支援。
・企業との連携強化が更に必要（行政の動きが見えづらいため）。
・官民の連携だけではなく、民民の連携の橋渡しをやってほしい。
・企業とNPO等とを結びつけるコーディネート機能の充実。
・実施団体間の情報共有につながるサポート。
・社会貢献活動を広く県内に周知すること。
・情報やノウハウの提供。

10 高知県社会貢献活動推進支援条例

資料 10

目　次

第１章　総則（第１条― 第８条）
第２章　社会貢献活動に対する支援策の基本的事項等（第９条―第16条）
第３章　国及び他の地方公共団体との協力等（第17条・第18条）
附　則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、現在及び将来の地域社会において重要な役割を担う社会貢献活動に対する支援について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者、県民及び社会貢献活動団体の責務を明らかにするとともに、社会貢献活動に対する支援策の基本となる事項を定めることにより、その支援策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の社会生活の質の向上を図り、豊かで安心して暮らすことができる元気な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「社会貢献活動」とは、営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動であって、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。

（１）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

（２）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

（３）特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

（４）公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動

２　この条例において「社会貢献活動団体」とは、社会貢献活動を継続的に行う法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第３条　社会貢献活動に対する支援は、次に掲げる基本的な方向により、県、市町村、事業者及び県民が、それぞれの能力に応じた役割分担のもとに、自主的かつ積極的に推進することにより行われなければならない。

（１）社会貢献活動団体の自主的な社会貢献活動を尊重し、促進する支援であること。

（２）社会貢献活動団体が自立し、地域社会の主体となるような支援であること。

（３）県、市町村、事業者、県民及び社会貢献活動団体のパートナーシップの醸成につながる支援であること。

（県の責務）

第４条　県は、前条に定める社会貢献活動に対する支援についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づいて、総合的な支援策を策定し、及び実施するものとする。

（市町村の責務）

第５条　市町村は、基本理念に基づいて、当該市町村の区域の実情に応じた社会貢献活動に対する支援策を実施するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念に基づいて、地域社会の構成員として、社会貢献活動が円滑に推進されるように努めるとともに、県又は市町村が実施する社会貢献活動に対する支援策に協力するように努めなければならない。

（県民の責務）

第７条　県民は、基本理念に基づいて、社会貢献活動に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する社会貢献活動に対する支援策に協力するように努めなければならない。

（社会貢献活動団体の責務）

第８条　県、市町村、事業者又は県民から支援を受けた社会貢献活動団体は、当該支援を最大限に生かし、誠実かつ着実に社会貢献活動を推進するものとする。

第２章　社会貢献活動に対する支援策の基本的事項等

（社会貢献活動支援推進計画）

第９条　知事は、第４条の規定により、社会貢献活動に対する支援策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本となる計画（次項において「社会貢献活動支援推進計画」という。）を定めるものとする。

２　社会貢献活動支援推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）計画の構想

（２）計画の目標

（３）社会貢献活動団体の概況及び課題

（４）社会貢献活動に対する支援策

（５）前各号に掲げるもののほか、社会貢献活動に対する支援策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（活動基盤の整備）

第10条　県は、社会貢献活動が継続的かつ円滑に推進されるように、社会貢献活動を支援する拠点の整備、情報の提供等社会貢献活動の基盤の強化を図るために必要な方策を講ずるものとする。

（財政基盤の整備）

第11条　県は、社会貢献活動団体が継続的かつ円滑に社会貢献活動を推進することができるように、社会貢献活動団体の財政基盤の強化を図るために必要な方策を講ずるものとする。

（人づくりの推進）

第12条　県は、社会貢献活動に関する専門的知識を有する人材、社会貢献活動団体を支える人材等の育成を図るために必要な方策を講ずるものとする。

（広報、学習機会の提供等）

第13条　県は、事業者及び県民が社会貢献活動に対する理解を深め、並びに社会貢献活動への自主的な参加が促進されるように、広報、学習機会の提供等の必要な方策を講ずるものとする。

（交流及び連携の推進）

第14条　県は、社会貢献活動団体相互の交流及び連携が図られるように、情報の交換等の必要な方策を講ずるものとする。

（財政上の措置等）

第15条　県は、社会貢献活動に対する支援策を実施するために必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

（県民等の参加及び協働による支援の推進等）

第16条　県は、社会貢献活動に対する支援に関して事業者、県民及び社会貢献活動団体（以下この項において「県民等」という。）から広く意見を聴き、並びに県民等と協議を行うことにより、県民等の参加及び協働による社会貢献活動に対する支援を推進するものとする。

２　県は、社会貢献活動に対する支援について必要な調査及び研究を行い、その成果の普及を図るものとする。

第３章　国及び他の地方公共団体との協力等

（国及び他の地方公共団体との協力等）

第17条　県は、国及び他の地方公共団体と協力して、社会貢献活動が推進されるように努めるものとする。

（市町村への支援）

第18条　県は、市町村が実施する社会貢献活動に対する支援策を支援するように努めるものとする。

附　則

この条例は、平成１１年４月１日から施行する。

11 用語の解説

※　ＣＳＲ活動
　Corporate　Social　Responsibility の頭文字をとった表現で、一般的に「企業の社会責任」と言われる。

※　新しい公共（ｐ2）
　「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、ＮＰＯや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり等の身近な分野において共助の精神で行う仕組、体制、活動など。

※　協働サポーター（ｐ3）
　全庁的にＮＰＯと行政との協働を推進するため、各部局の企画担当課に設置し、社会貢献活動に関する各部局の窓口とし、必要に応じて部局内の担当課と調整を行う。また、県民生活・男女共同参画課及び部局内の担当課室と課題や情報の共有を図る。

※　産業振興計画（ｐ6）
　産業振興計画は、高知県に活力を取り戻し、将来に一層の希望を持って暮らせるために、県内の各界、各層が共通の目的を持って、共に取り組めるような県政浮上のトータルプランとして県が策定した。産業別の戦略を示す「産業成長戦略」と県内７つのブロック単位で策定し、具体的な取組を示す「地域アクションプラン」で構成している。
（第１期：平成 21 年度～23 年度、第２期：平成 24 年度～27 年度）

※　集落活動センター（ｐ6）
　地域住民が主体となって旧小学校や集会所等を拠点に近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組。（ｐ11 参照）

※　中間支援組織（ｐ10）
　ＮＰＯへの支援等を主な目的として発足し、ＮＰＯと行政の間や、ＮＰＯ間に立って、様々な活動を支援したり、ネットワークの構築を図る組織。

※　主体（ｐ14）
高知県ボランティア・ＮＰＯセンター、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体。

※　ＳＮＳ（ｐ21）
Ｓocial　Networking　Ｓervice の頭文字をとった表現で、 個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティーを容易に構築できる場を提供している。

※　企業・ＮＰＯパートナーシップ委員会（ｐ24）
企業の社会貢献活動および企業とＮＰＯとの連携を進めるため、企業・経済団体、ＮＰＯ支援組織らで構成している委員会。高知県ボランティア・ＮＰＯセンターと特定非営利活動法人ＮＰＯ高知市民会議が共同で事務局を担っている。定期的に「企業市民セミナー」を開催しているほか、企業から提供される物品等の資源をＮＰＯに提供する「企業・ＮＰＯ資源循環システム」の運用などを行っている。

※　プラットホーム（ｐ26）
この計画では、ＮＰＯ、行政（県、市町村）、事業者（企業）などが、対等な立場で、課題の解決策等について協議・連携する場と位置づけている。

※　結プロジェクト（ｐ28）
企業や大学、ＮＰＯ等が農村や漁村の集落との交流やイベントを応援するなど、民間の取組を県内の多くの地域に広めていくことで、集落の活性化や維持につなげていくことを目指す事業。

※　土佐まるごとビジネスアカデミー（ｐ29）
起業や、ビジネスを進めるうえで必要な基礎知識や応用・実践力などを「まるごと」身につけていただこうと開催しているビジネス研修の名称。（通称：土佐 MBA）

※　ＰＤＣＡサイクル（ｐ32）
業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という 4 段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

第３次高知県社会貢献活動支援推進計画
平成２６年３月

高知県文化生活部　県民生活･男女共同参画課
〒780-8570　高知市丸ノ内１丁目２番２０号
TEL. 088-823-9769　FAX. 088-823-9879
メールアドレス 141601@ken.pref.kochi.lg.jp
ホームページ http://www.pref.kochilg.jp/soshiki/141601/


高知県は、ひとつの大家族やき。
高知家